

横手市こども計画

<令和8年度～令和11年度>

こども・若者がまんなか 笑顔で育つまち 横手



令和8年3月



目次

第Ⅰ章	計画の策定にあたって	3
第1節	計画策定の趣旨	3
第2節	計画の期間	5
第3節	計画の位置付け	6
第4節	国・県の方針	7
第5節	こども・若者等の意見聴取と反映	12
第6節	こどもの権利宣言の制定	18
第Ⅱ章	こども・若者と家庭を取り巻く現状	23
第1節	人口と世帯の状況	23
第2節	母子保健の状況	28
第3節	就業の状況	32
第4節	安全の確保	33
第5節	生活保護等の支援	34
第6節	アンケート調査結果からみたこども・若者たち	36
第Ⅲ章	計画の基本的な考え方	63
第1節	基本理念	63
第2節	計画を策定するための基本的な視点	63
第3節	基本目標	64
第4節	計画の体系	65
第Ⅳ章	施策の展開	69
基本目標Ⅰ	こども・若者の声や権利を尊重し学びと成長を支える	69
1	こども・若者の意見・権利の尊重	69
2	横手への愛着を育む機会の充実	72
3	差別解消と多様な文化・価値観を尊重する意識づくり	74
4	健全な成長を育む教育の推進	76
5	安心して学び過ごせるこどもの居場所づくり	83

基本目標Ⅱ こども・若者が希望を持って大人になれるよう支える	85
1 多様な遊びや体験、活動できる機会づくり	85
2 ライフデザインの形成支援	88
3 若者の就労支援	89
4 結婚・新生活の支援	92
基本目標Ⅲ 安心してこどもを生き育てることを支える	94
1 こども・若者が希望する妊娠・出産の実現に向けた支援	94
2 こどもや母親の健康の確保	97
3 こども・子育て支援サービスの充実	106
4 適切な学校教育環境の整備	119
基本目標Ⅳ 困難な状況にあるこども・若者とその家族を支える	121
1 援助・配慮を必要とするこどもへの支援	121
2 ひとり親家庭への支援	126
3 こどもの貧困の解消に向けた対策の支援	129
4 児童虐待防止対策と社会的養護の推進	131
5 ヤングケアラーへの支援	133
基本目標Ⅴ こども・若者とその家族を社会全体で支える	135
1 共働き・共育ての支援	135
2 子育てにゆとりを持てる支援の充実	138
3 安全・安心のまちづくり	141

第Ⅴ章 計画の推進に向けて

第1節 計画の普及・啓発	149
第2節 住民参画による計画の推進	149
第3節 庁内計画推進・評価体制	149

資料編

1 横手市子ども・子育て会議設置条例	153
2 横手市子ども・子育て会議委員名簿	155
3 横手市子ども計画の策定経過	157

【本計画における「こども」の表記について】

本計画においては、「こども」と表記しますが、法令や施策・事業名等につきましては「子ども」を用いる場合があります。

第I章

計画の策定にあたって



第1節 計画策定の趣旨

1 策定の経緯

国では、若年人口が急激に減少する 2030 年までが少子化に対処する重要な分岐点であり、最後のチャンスであるとの認識のもと、こどもを対象とした施策を総合的に定め、効果的に押し進めるために、令和5年に「こども基本法」を施行し、その総合的な施策を示す「こども大綱」を策定しました。これにより、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指すという政府の方針が明確に示されました。

こども基本法では、こども施策に関する基本方針・重点事項等を定める「市町村こども計画」の策定が努力義務化され、全国の自治体において、現在、策定が進んでいます。「こども計画」の要素として、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・若者育成支援計画」「子どもの貧困対策推進計画」など、こども支援に関する計画を一体化して策定できるものとされています。

当市では令和6年度に、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「夢はぐくむ ゆきんこプラン」を策定し、令和7年度は、国・秋田県の動向を踏まえ、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画や成育医療等基本方針に基づく計画策定指針を包含した「横手市こども計画」を策定することとしました。

本計画では、こども・若者等からの意見聴取や取組への反映を含め、令和6年度に創設された国のこども・子育て事業債の事業を、こども計画へ位置付けて活用することも可能となりました。

本計画は、先行して推進する「夢はぐくむ ゆきんこプラン（第3期横手市子ども・子育て支援事業計画、第3期横手市次世代育成支援地域行動計画、第3期横手市こどもの貧困対策推進計画）」と連動しながら、当市のこども・若者、子育て家庭を取り巻く様々な課題に対する施策を実施し、進捗管理を行います。

令和12年度からは「(仮称)第2期横手市こども計画」として、「横手市子ども・子育て支援事業計画・横手市次世代育成支援地域行動計画・横手市こどもの貧困対策推進計画・横手市こども・若者計画」を一体化したこどもの総合計画となる予定です。

さらに、当市では令和7年8月に、こどもまんなか社会の実現に向け、「こどもまんなか応援サポーター」として活動することを宣言しました。同年10月には、横手市こどもの権利宣言を改定するなど、こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもや子育てを応援する活動に取り組むことで、市全体で子育てを応援するという機運を今後さらに高めていきます。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

「こどもまんなか」とは、全てのこどもや若者が幸せに暮らせるように、常にこどもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、社会全体で支えていくことです。

2 こども大綱に沿った施策の推進

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現を念頭に、大綱で示された「基本的な方針」「重要事項」「必要な事項」に沿った施策を推進していきます。

【こども大綱】より

<基本的な方針>

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

<重要事項>

- ①ライフステージを通じた重要事項
 - ・ こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
 - ・ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - ・ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
 - ・ こどもの貧困対策・障害児支援・医療的ケア児等への支援
 - ・ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
- ②ライフステージ別の重要事項
 - ・ こどもの誕生前から幼児期まで・学童期・思春期・青年期
- ③子育て当事者への支援に関する重要事項
 - ・ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減・地域子育て支援、家庭教育支援
 - ・ 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
 - ・ ひとり親家庭への支援

<必要な事項>

- ① こども・若者の社会参画・意見反映
- ② こども施策の共通の基盤となる取組
- ③ 施策の推進体制等

3 計画の対象

生まれてから円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にある全ての
人、そして、子育て当事者、これから子育て当事者になる者、こども・若者と子育て家庭を取り
巻く全ての関係者を対象とします。

年代の定義については、「秋田県こども計画」に準拠し、生まれてから義務教育年齢に達する
までを「幼児期」、小学生年代を「学童期」、中学生年代から概ね18歳までを「思春期」、概ね
18～29歳を「青年期」、思春期から青年期を「若者」としています。社会的自立に困難を抱え
る30歳代の方も少なくないことから、この年代も「若者」の対象とします。

4 こどもの権利条約との関係

こどもの権利条約は、こどもは「弱くて大人から守られる存在」という考え方から、それだ
けではなくて、こどもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり、「権利の
主体」だという考え方に大きく転換させた条約です。特に以下は、あらゆるこどもの権利の実
現を考えるとときにあわせて考えることが大切な原則としてあげられています。

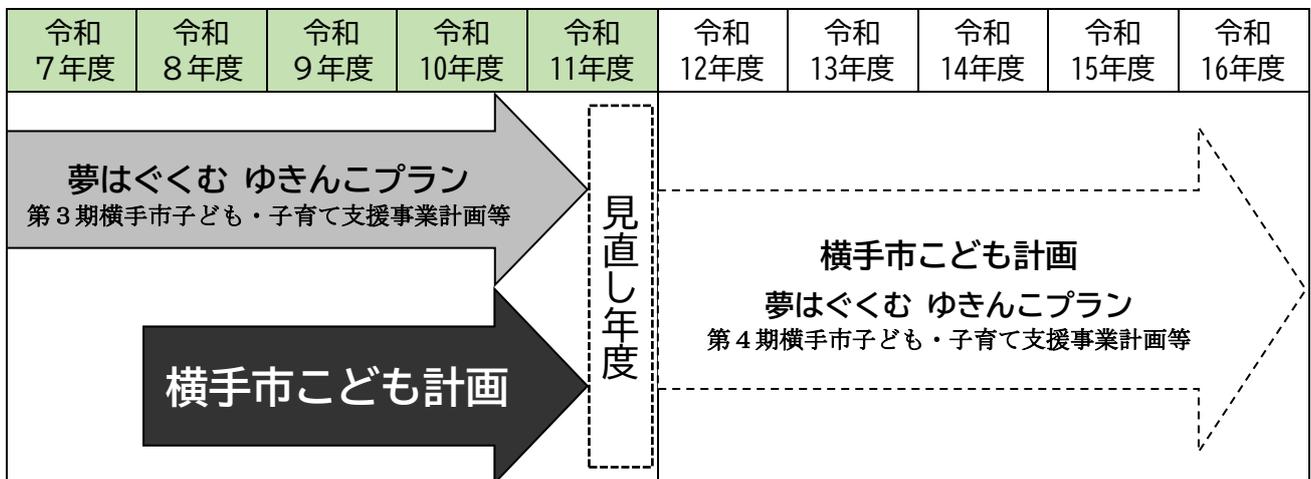
本計画においても、この4つの原則の精神にのっとり各施策に取り組んでいきます。

【こどもの権利条約 4つの原則】

- ① 生命、生存及び発達に対する権利
- ② こどもの最善の利益
- ③ こどもの意見の尊重
- ④ 差別の禁止

第2節 計画の期間

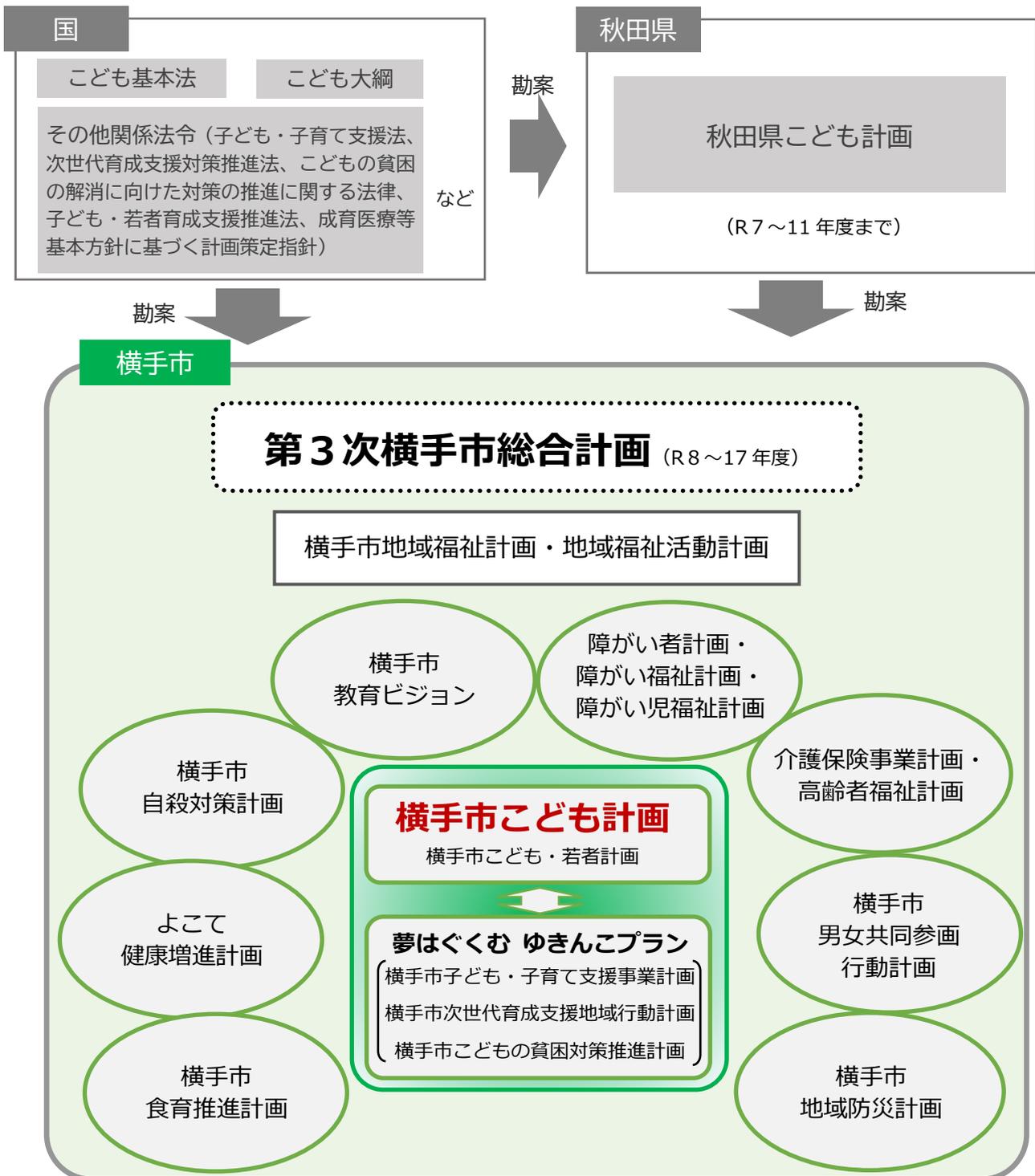
この計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とします。また、計画期
間中においては、毎年評価を行い、必要に応じて見直しを行います。



第3節 計画の位置付け

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づく、「市町村こども計画」に位置付けられます。国が示す「こども大綱」に基づき、横手市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を定め、当市の最上位計画である第3次横手市総合計画（基本目標〈健康福祉〉共に支え合い生き生きと暮らせるまちづくり）を基に、令和7年度からの「子ども・子育て支援事業計画」、関連する分野別計画と整合した計画となります。

【計画の位置付け】



第4節 国・県の方針

1 国の方針

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の6つの基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/こどもの貧困の解消に向けた対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども基本法(地方公共団体関係部分)

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、**既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能**
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映（義務）

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）を講ずるものとする
※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれる
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい**

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

2

自治体こども計画の「こども大綱」上の位置づけ

こども大綱上の位置づけ

第2 こども施策に関する基本的な方針

(6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策の具体的な実施を中心に担っているのは地方公共団体であり、国は、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進する。**多くの地方公共団体において、地域の実情に応じた自治体こども計画が策定・推進されるよう、国において支援・促進する。**

第4 こども施策を推進するために必要な事項

3 施策の推進体制等

(3) 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携

(自治体こども計画の策定促進)

こども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。自治体こども計画は、各法令に基づくこども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できるとされており、**区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする**ことなどが期待されている。

こども施策に関する計画を自治体こども計画として一体的に策定する地方公共団体を積極的に支援するとともに、教育振興基本計画との連携を含め好事例に関する情報提供・働きかけを行う。自治体こども計画の策定・推進状況やこどもに関する基本的な方針・施策を定めた条例の策定状況についての「見える化」を進める。

令和7年6月「こどもまんなか実行計画2025」が決定されました。こどもまんなか実行計画2024に比べ「乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）」をはじめ、具体的な施策がより記載されていることや、こどもの権利擁護の重要性の強調など更新されています。

こどもまんなか実行計画2025 概要①



- こどもまんなか実行計画は、こども基本法に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の下、全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ウェルビーイングで生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、各省庁のこども施策約400施策を政府一丸となって推進する実行計画。
 - 毎年改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映。これにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。
 - 実行計画2025においては、小中高生の自殺者数、いじめ重大事態の発生件数、不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数が増加し、少子化に歯止めが掛かっていない現状等も踏まえ、以下の3つの領域に重点的に取り組む。
 - (1) 困難に直面するこども・若者への支援
 - (2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進
 - (3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進
 - 各省庁は、上記に記載した重点的な3つの領域をはじめ、以下の各施策について、こども大綱に定める6本の柱の基本的な方針に基づき、横断的な視点を持って、速やかかつ着実に、政府一丸となって一体的に取り組む。
- (※) 自殺者数は令和6年529人(前年比+16人)、いじめ重大事態の発生件数は令和5年度1,306件(前年比+387件)、不登校児童生徒数は令和5年度346,482人(前年比+47,434人)、児童虐待の相談対応件数は令和5年度約22.5万件。また、出生数は令和6年合計が686,061人(概数、前年比△1,227人)。

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
こども基本法やこどもの権利条約（※）に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知（こどもの権利擁護に関する調査研究）等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進、子育て世帯等に関する住宅支援の実施 等
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化 等
- (4) こどもの貧困対策
教育の支援、生活の安定に資するための支援（こどもの生活支援の強化、ひとり親家庭に対する子育て・生活支援）、保護者の就労支援、経済的支援 等
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進
インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
こども家庭センターの整備、家庭支援事業の推進、児童相談所の体制強化（新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン）、里親等委託の推進、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 等
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもの自殺の要因分析、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止法の円滑な施行等の総合的な取組、非常災害対策、災害時における学びの確保等
- (8) こどもの悩みを受け止める環境づくり等の推進

(※) こども家庭審議会における児童の権利に関する条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとっての分かりやすさの観点から、同条約を「こどもの権利条約」と記載。

2

こどもまんなか実行計画2025 概要②



こども施策に関する重要事項

2 ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、妊婦のための支援給付、乳幼児健診等の推進、「保育政策の新たな方向性」に基づく取組の推進、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、地域の身近な場を通じた支援の充実等（人口減少地域における保育機能の確保・強化、こども誰でも通園制度の推進）、幼児教育・保育の質の向上、特別な配慮を必要とするこどもへの支援、保育士・保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善 等
- (2) 学童期・思春期
学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、ライフデザイン支援、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止 等
- (3) 青年期
高等教育の充実、若者への就職支援、若者による地域づくりの推進、「賃上げ」に向けた取組（三位一体の労働市場改革の着実な実施）、結婚支援 等

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
切れ目のない教育費の負担軽減、児童手当の拡充 等
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進 等
- (3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・子育て」の推進、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正 等
- (4) ひとり親家庭への支援
親子交流の推進と養育費に関する相談支援や取決めの促進 等

こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
 - ・「こども若者★いけんがらす」の着実な実施
 - ・こども・若者の各種審議会、懇談会等への登用
 - ・地方公共団体へのファシリテーターの派遣等の支援
 - ・多様な声を施策に反映させる工夫
 - ・若者が主体となって活動する団体等との連携強化・取組促進 等
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
 - ・「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM、各企業の取組に係る指標と開示との連携等について具体的な枠組みを検討
 - ・こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
 - ・地域における包括的な支援体制の構築・強化 等
- 3 施策の推進体制等
 - ・国における推進体制、自治体こども計画の策定促進、安定的な財源の確保 等

3

2 県の方針

令和7年3月、秋田県は新たに「秋田県こども計画」を策定しました。

この計画は、政府が定めたこども大綱を勘案し、本県のこども施策を総合的に推進するための計画として、「第3次あきた子ども・若者プラン」と「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」の後継となるものです。

こども・若者の権利などの普及啓発や社会参画・意見表明の推進をはじめとした各種施策を実施することにより、全てのこども・若者が、個性や多様性を尊重され、将来に希望を抱きながら健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会を目指しています。

(計画の対象)

生まれてから円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にある全ての人、そして、子育て当事者、これから子育て当事者になる者、こども・若者と子育て家庭を取り巻く全ての関係者。

(各ライフステージの定義)

生まれてから義務教育年齢に達するまでを「幼児期」、小学生年代を「学童期」、中学生年代から概ね18歳までを「思春期」、概ね18～29歳を「青年期」、思春期から青年期を「若者」としています。

社会的自立に困難を抱える30歳代の者も少なくないことから、「若者」の対象とします。

秋田県こども計画の概要について

次世代・女性活躍支援課

計画のポイント

(1) こども・若者の権利等の普及啓発

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者が権利の主体であることの県民への意識醸成

(2) こども・若者の社会参画・意見表明の推進

こども・若者、子育て当事者の視点を尊重した意見聴取及び対話の推進

計画の策定にあたって (第1章)

● 計画策定の趣旨

- 国のこども大綱が示している「こどもまんなか社会」の実現を本県でも目指していく。
- こども・若者の健全な育成や子育て支援等のこれまでの取組を踏まえ、本県のこども施策を定める計画として策定する。

● 計画の推進期間

- 令和7年度から令和11年度まで(5年間)

こども・若者を取り巻く現状 (第2章)

◆ 少子高齢化の進行

- ・ 令和32年には県人口が約56万人と推計(社人研)
- ・ 出生数は令和4年から4千人を割り込む
- ・ 令和5年の平均初婚年齢は、男性31.1歳、女性29.5歳

◆ こども・子育てをめぐる状況

- ・ 就学前施設(保育所等)への入所率が増加傾向
R元: 81.8% → R5: 83.1%
- ・ 不登校者数が増加傾向(中学校)
R元: 31.8人/千人 → R5: 62.4人/千人
- ・ いじめの認知件数が増加傾向(小・中・高・特支)
R元: 49.6件/千人 → R5: 59.3件/千人
- ・ 男性の育児休業取得率が増加傾向
R元: 8% → R5: 32.6%

計画推進の基本的な考え方 (第3章)

【基本理念】

全てのこども・若者が、個性や多様性が尊重され、将来に希望を抱きながら健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会を目指す

施策の推進方向（第4章）

1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備

- 1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
こども・若者が権利の主体であることの周知やこども・若者の意見表明の機会の確保など
- 2 差別の解消と多様な文化・価値観を尊重する意識の醸成
多様性に満ちた社会づくりに関する普及啓発
- 3 多様な遊びや体験、活動できる機会づくり
体験活動・交流活動の充実など
- 4 こども・若者を非行・事件等から守り、安全を確保するための取組
自殺予防の推進や非行防止と立ち直りへの支援など
- 5 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
プレコンセプションケアの推進など
- 6 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
健やかな妊娠・出産に向けた支援や乳幼児健康診査の充実など
- 7 誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
教育・保育の総合的計画的な提供など
- 8 心身の健康づくりの推進
基本的な生活習慣や学習習慣、規範意識の定着など
- 9 個性と創造力を育む教育の推進
学校教育の充実や生徒指導の充実など
- 10 こどもの視点に立った居場所づくり
放課後児童クラブ等の確保と質の向上など

2 秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援

- 1 ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の育成
ふるさとへの愛着の醸成や国際理解の促進など
- 2 社会参加・参画機会の拡大
ボランティア活動の促進
- 3 社会への旅立ちの支援
職業意識の形成支援や職場体験・インターンシップの充実など
- 4 高等教育の修学支援、高等教育の充実
奨学金制度による経済的負担の軽減など
- 5 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
就業のための能力開発支援や県内定着・回帰に向けた支援など
- 6 多様な学びの機会の提供
生涯学習機会の充実など
- 7 地域の活力を担う若者への支援
若者による文化芸術活動への支援など
- 8 ライフデザインの形成と実現への支援
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進や出会いと結婚への支援など
- 9 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保（1-6再掲）

施策の推進方向（第4章）

3 困難を有するこども・若者への支援

- 1 支援を必要とするこどもや家庭へのサポート
児童虐待やDVの防止、こどもの貧困対策、ヤングケアラー対策など
- 2 障害児・医療的ケア児等への支援
県立医療療育センターを中心とした療育体制の整備など
- 3 いじめ防止と不登校のこどもへの支援
「スペース・イオ」の設置等による不登校のこどもを対象とした多様な学びの場の提供とサポートなど
- 4 社会的自立に困難を有する若者への支援
ひきこもり相談支援センターでの電話や面接による相談支援など

4 子育て当事者を社会全体で支える体制の充実

- 1 地域におけるこども・子育て支援の充実等
地域におけるこども・子育て支援の充実、遊び場の確保や子育てを支援する生活環境の整備など
- 2 安心して子育てできる経済的支援の充実
妊婦又は子育て家庭への給付金の支給、幼児教育・保育に要する経費や医療費等の負担軽減など
- 3 共育の推進
仕事と子育ての両立支援の促進や男性の家事・育児参画の促進など

主な指標と数値目標

施策項目	指標	新規・継続	現状 (R5年)	目標 (R11年度末)
1	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	継続	86.0%	90.0%
1	5歳児健診を実施する市町村数	新規	5	25
1	朝食の接種率（毎日食べる）※公立小学校の5・6年生	継続	86.1%	92.0%
2	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	新規	83.9%	90.0%
2	ライフプランを意識することの必要性を理解した高校生の割合	継続	97.2%	100%
3	里親等委託率（3歳～就学前）	継続	-	75.9%
	里親等委託率（全体）		25.4%	55.5%
4	アンケート「子育て家庭への経済的支援」での「十分である、概ね十分である、ふつう」を合算した割合	継続	81.4%	85.0%
4	県内民間事業所における男性の育児休業取得率	新規	32.6%	90.0%

第5節 こども・若者等の意見聴取と反映

1 アンケート調査の実施

令和6年度に策定した「第3期横手市子ども・子育て支援事業計画・第3期横手市次世代育成支援地域行動計画・第3期横手市こどもの貧困対策推進計画」を合わせた「横手市子ども計画」を策定し、この計画策定の基礎資料とするため、こども・若者の生活や家庭状況、こども・若者に関する支援に対するご意見などを把握するために実施しました。

2 オンライン意見箱の実施

- ・日 時：6月3日（火）～6月30日（月）
- ・手 法：専門のWEBシステムでの意見募集
- ・広 報：アンケート調査の依頼文に追加で広報
：市のHP、LINE、SNSなどを通じた広報
- ・回答数：272件

「横手市子どもの権利宣言」 WEBご意見箱

横手市では、平成20年10月に「横手市子どもの権利宣言」を制定し、地域全体でこどもの育ちと子育てを応援する環境づくりを進めてきましたが、こどもたちにとってよりよい環境を築いていくため、権利宣言を見直すこととしました。
新しい「横手市子どもの権利宣言」を制定するにあたって、みなさんのご意見をお聞かせください。



ご回答はこちら

<実施主体>
横手市 市民福祉部 子育て支援課 児童家庭係

募集①こどもの権利宣言について		募集②こども・若者の笑顔あふれるまちづくりを進めることについて	
分類項目	件数	分類項目	件数
明るい、元気、健やか、楽しく過ごす	60	遊べる場所・施設・イベントの充実、魅力あるまちづくり	80
自由・平等	50	安全・安心なまちづくり	38
楽しい・思いやりがある	42	交流・挨拶・助け合い・見守り環境の充実	31
自身の夢、やりたいこと・苦手なことチャレンジ	40	自由・平等・差別・差別・いじめ・虐待がない	24
家族・友達・地域の人との交流（良好・癒れる等）	35	教育・保育の充実（学校環境も含む）	21
自身の意見・意見を尊重（自立心）	34	生活環境、インフラの整備	18
衣食住、教育の保障	26	性別に関すること	11
差別しない・されない	24	こども・若者の意見・意見を尊重	11
遊べる場	23	子育て支援	10
強くたくましい、清潔、賢い、良い子	14	公共交通機関の発達、充実	10
安全・安心できる	12	経済的負担、支援	7
個性が認められる	9	観光	6
いじめがない	7	横手市の自然や環境を活かす	6
虐待・暴力がない	7	その他	15
自信を持つ、自身を肯定する	6		288
悩み相談できる	3		
悪口を言わない・言われない	2		
一人の人間として尊重	2		
その他	20		

回答数：272件、意見数：259件

「横手市子どもの権利宣言」 WEBご意見箱

①あなたの年齢は？ ※必須

歳

②お住まいは市内・市外のどちらですか？ ※必須

市内 市外

すべてのこどもには、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、虐待や暴力などから守られる権利があります。
横手市では、こどもたちが健やかに育つことを願い、平成20年10月に「横手市子どもの権利宣言」を制定しています。
今回、こどもたちにとってよりよい環境をつくるため、新しい「横手市子どもの権利宣言」を制定します。
そこで、みなさんのお考えやアイデアをお聞かせください。

③どんなこどもになってほしいですか？またはどんなこどもになりたいですか？こどもはどんなことがあれば幸せだと思いますか？自由な発想で宣言案を考えてみてください。

200文字まで入力いただけます。

例えば、こどもにはこんな権利があります！

- みんな平等で差別されないこと
- こどもに最もよいことを一番に考えること
- 学ぶことや遊ぶこと、休むことができること
- 暴力や虐待から守られること
- 自分に関係があることについて自由に自分の意見を言うことができること など

④こども・若者が安心して笑顔で過ごせるまち「横手市」になるために、思っていること、感じていることを聞かせてください。

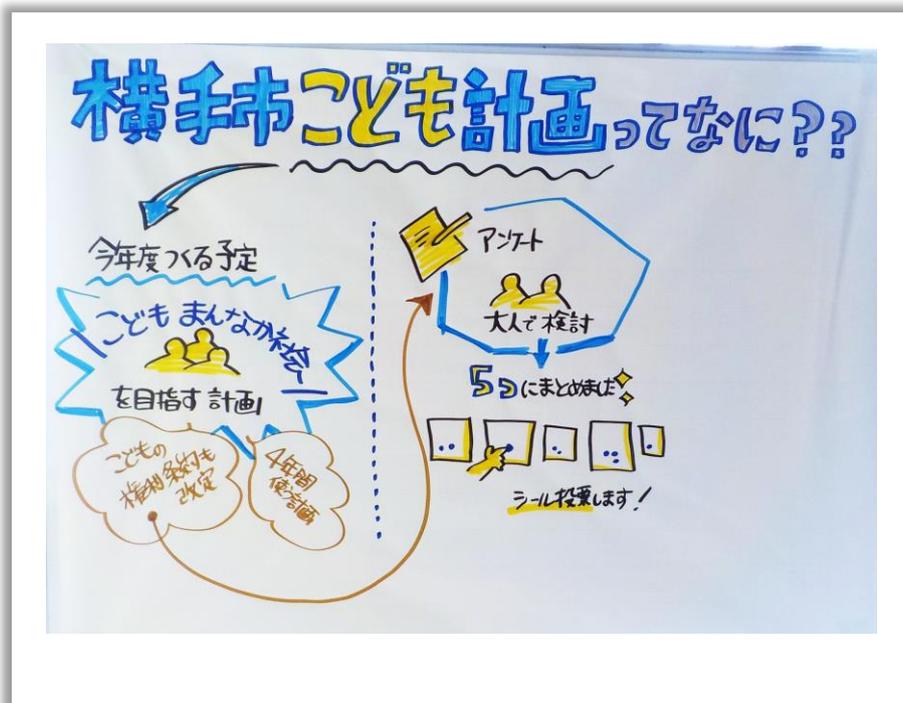
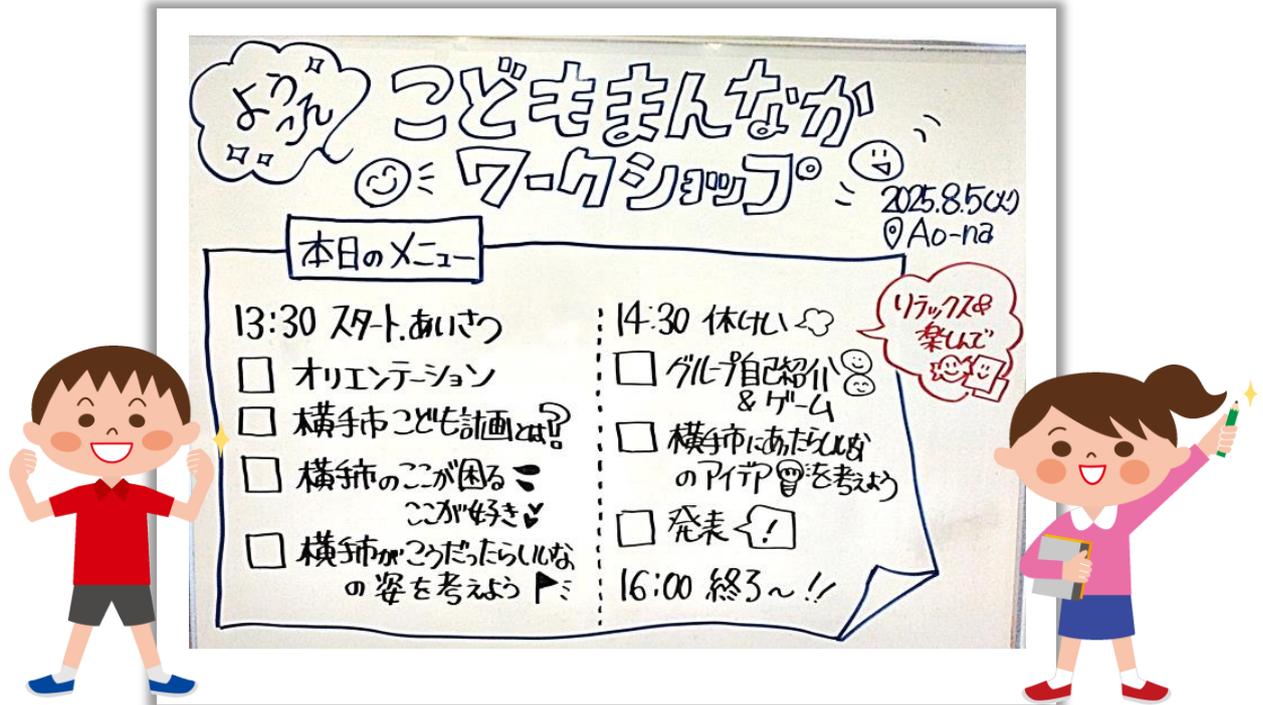
200文字まで入力いただけます。

戻る 入力内容の確認

<実施主体>
横手市 市民福祉部 子育て支援課 児童家庭係

3 ワークショップの開催

- ・日 時：8月5日（火） 13：00～16：00
- ・場 所：横手市生涯学習館 Ao-na スタジオ NEMATTE かま蔵
- ・テーマ：こどもの権利や自分たちの住むまちについて考えよう
「住みたいまち横手になるための提案」
- ・参加者：市内各中学校2年生と3年生 各校・各学年2人ずつ 合計29人
各グループ4～5人（7グループ）



①

心地よい横手
安心できる横手
あったかい横手
ほっとする横手

公園などを増やす
きれいな公園
使われていない建物を直す
いろんな場所に行きやすい交通

教育
交流しつが
図書館
Aomoriにある場所がたいてい
自然
横手の食べ物
から飲食店
公園のありか
横手の歴史

イベント
自然を活かしたイベント・レコ
子どもが参加できるイベント・レコ
子ども向けの体験イベント
商業イベント
人の交流が
あるイベント

1グループ

イベントの開催方法を
考えてみる
横手・魅力
を伝えるSNS

Illustration of a boy and a girl cheering.

のんびりした横手
リラックスした横手
くつろげる横手
おだやかな横手

若い世代
子どもが
若い世代の
横手の自然の
魅力を知りたい

公共施設
地域の人が
集まる場所
公民館の活用
子どもが
参加できる
場所

自然
横手の自然
を大切にする
横手の自然
を大切にする
横手の自然
を大切にする

サービス等...
横手地区が毎月
送る「横手
カレンダー」
横手の自然
を大切にする

自分たちに
できること
ボランティア
活動の
推進
農家の
活動の
発信

イベント
自然を活かした
イベント
横手の歴史
を大切にする

2グループ





第6節 こどもの権利宣言の制定

令和5年4月にこども基本法が施行され、基本理念に児童の権利に関する条約の趣旨が反映されています。平成20年10月4日に制定した「横手市こどもの権利宣言」は、制定から時間が経過しているため、児童・生徒・若者、大人に広く提案を求め、令和7年10月5日に改定を行いました。

新たな横手市こどもの権利を宣言するにあたって

当市は、「こどもたちの夢をはぐくみ笑顔あふれるまち」の実現を目指し、このたび新たな横手市こどもの権利を宣言します。

現行の権利宣言が策定されてから17年が経過し、社会情勢も大きく変化しました。私は「こどもを権利の主体として尊重する」という考え方が重要であると考え、今回の見直しを行ったところです。

見直し作業にあたっては、小学生から高校生をはじめ、若者世代、そして大人の皆様からも貴重なご意見を多数いただきました。皆様の声を真摯に受け止め、その思いを形にしたのがこの新しい権利宣言です。新たな宣言の策定を一緒になって考えてくださった多くの皆様に心より感謝申し上げます。

当市は、この度の権利宣言の改定内容を子育て支援施策の根幹に据え、こども及び子育て支援施策のさらなる充実に努めてまいります。また、こどもたちの健やかな成長を取り巻く学校、地域、関係機関、そして様々な団体との連携を強化し、地域社会全体でこどもたちの「最善の利益」を実現できる環境づくりをさらに推進してまいります。

保護者の皆様へ

ご承知のとおり、こどもの養育における第一義的な責任は家庭にあり、保護者の皆様にあります。「自分の権利を主張するためには、互いに義務を果たし、他者の権利を尊重すること」が必要です。どうかご家庭において、こどもの健やかな成長のために、このような基本的な社会のルールや生活習慣につきまして、愛情をもって伝えてください。そして子育ての際には、こども一人ひとりの個性と権利を尊重し、対話とふれあいを大切にした温かい養育に努めてくださいますようお願いいたします。

横手市に住むこどもの皆様へ

横手市の未来を担うこどもの皆様、皆様はこの権利の主体です。この新しい権利宣言を通じて、まずは義務と権利を正しく理解しましょう。その上で自分自身の可能性を信じ、学びたいことや興味のあることに主体的にチャレンジしてください。併せて、保護者を含む周囲の大人達がいつも見守ってくれていることに感謝の気持ちを持ちましょう。そして自分を大切にするとともに、周りの大人や友達を思いやる気持ちも大切にし、誰もが安心して暮らせる横手市を共につくっていきましょう。

結びに

この新しい「横手市こどもの権利宣言」は、横手市民全員がこどもたちの権利を理解し、尊重し、ともに未来を築くためのものです。この権利宣言の精神をもとに具体的に行動していくことで、こどもたちの夢をはぐくまれ、笑顔があふれる横手市を実現できるものと確信しています。市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年10月5日 横手市長 高橋 大

横手市こどもの権利宣言

1. 生きる権利

私たちこどもは、心や身体の健康を大切にして尊厳を保ちながら生きる権利があります
他者の評価に左右されることなく、平等に学ぶ機会と、自らの可能性を追求する自由な選択肢が保障され、差別や偏見なく一人の人間として尊重されます。

2. 育つ権利

私たちこどもは、安全で愛情ある環境が保障され、健やかに成長する権利があります
地域社会に見守られながら、社会性を育み、豊かに成長する機会が提供されます。自己肯定感を育み、挑戦し続けるたくましいこどもとしての育ちが保障されます。

3. 守られる権利

私たちこどもは、暴力、虐待、いじめ等、あらゆる不当な行為や危害から守られる権利があります
身体的及び精神的苦痛からも守られ、困難に直面した際には、信頼できる支援者や安らげる居場所が提供され、その身の安全が最優先されます。

4. 参加する権利

私たちこどもは、自らの意思や考えが尊重され、家庭、学校、社会のあらゆる場面に積極的に参画し、自己を表現する権利があります
一人ひとりの意見や個性を相互に尊重し、対話を通じて自らの意見を自由に発信し行動することが可能です。夢や希望をあきらめず、自身の興味や関心のあることに情熱をもって真剣に取り組むことができ、その挑戦が地域社会によって支援されます。

5. 未来を創る権利

私たちこどもは、個性が認められ、他者に寄り添う思いやりをもち、明るい未来を自ら創造し、地域社会及び広範な社会に積極的に貢献する権利があります
学ぶ喜びを知り、生涯にわたり知的好奇心をもち続け、世代を超えた多様な人々と協力して相互に支え合い、変化する社会に適応しながら成長し続けることが可能となるよう、最大限の支援が提供されます。



<参考 児童の権利条約と4つの原則>

この条約は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた世界 196 の国・地域が締約している世界的な条約です。18 歳未満の児童（こども）を「権利を持つ主体」と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならでの権利も定めています。

児童の権利に関する条約のいわゆる4つの原則

(日本ユニセフ協会ホームページより抜粋)

生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

出典：(こども家庭庁) こども基本法とは?より
「子どもの権利条約」(日本ユニセフ協会ホームページ)はこちら
URL:https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html

第Ⅱ章

こども・若者と 家庭を取り巻く現状



第1節 人口と世帯の状況

1 人口の動向

(1) 年齢3区分の人口構造

横手市の人口は、減少傾向にあり、令和6年度は79,995人と、令和2年度から6,723人減少しています。

人口を年齢3区分で見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は令和3年度までは増加傾向にありましたが、令和4年度以降は減少に転じています。

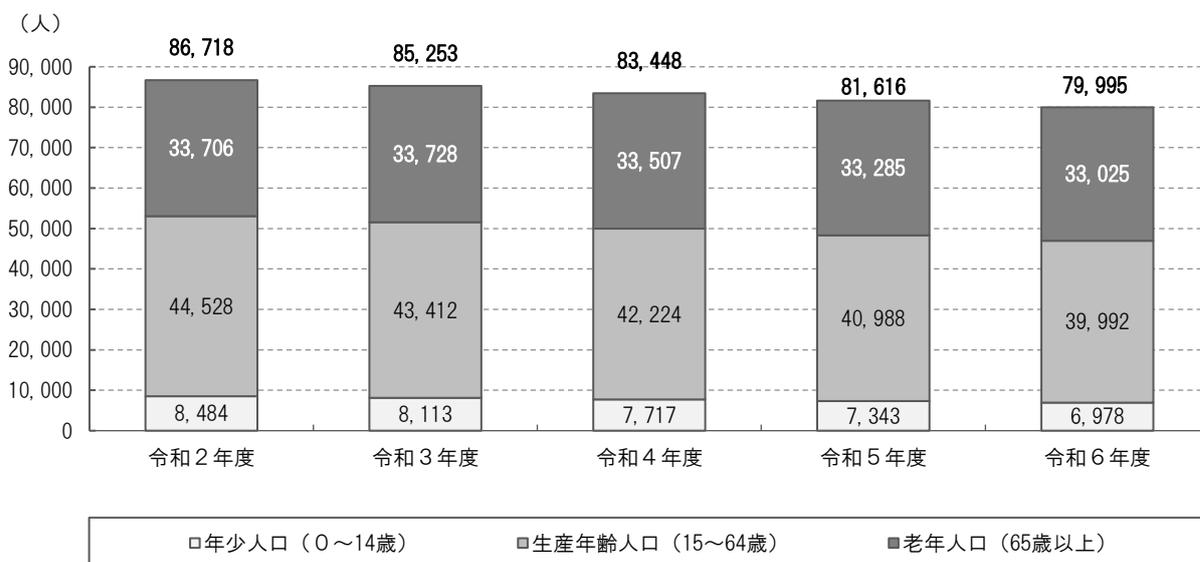
【年齢3区分別人口の状況】

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口	86,718	85,253	83,448	81,616	79,995
年少人口（0～14歳）	8,484	8,113	7,717	7,343	6,978
構成比	9.8%	9.5%	9.2%	9.0%	8.7%
生産年齢人口（15～64歳）	44,528	43,412	42,224	40,988	39,992
構成比	51.3%	50.9%	50.6%	50.2%	50.0%
老年人口（65歳以上）	33,706	33,728	33,507	33,285	33,025
構成比	38.9%	39.6%	40.2%	40.8%	41.3%

資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

【年齢3区分別人口の推移】



資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

(2) こどもの人口

0～17歳までのこどもの人口は、令和6年度は就学前児童が2,025人、小学生が3,090人、中学生・高校生が3,829人となっており、いずれの年代も減少が続き、特に就学前児童は前年度から176人(-7.9%)減少しています。

【こどもの人口】

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前	0～2歳	1,256	1,139	1,056	947	882
	3～5歳	1,545	1,460	1,350	1,254	1,143
	計	2,801	2,599	2,406	2,201	2,025
	増減率	-5.0%	-7.2%	-7.4%	-8.5%	-7.9%
小学生	6～8歳	1,688	1,669	1,596	1,534	1,442
	9～11歳	1,943	1,873	1,800	1,678	1,648
	計	3,631	3,542	3,396	3,212	3,090
	増減率	-2.7%	-2.5%	-4.1%	-5.4%	-3.7%
中学・高校生	12～14歳	2,052	1,972	1,915	1,930	1,863
	15～17歳	2,172	2,187	2,120	2,036	1,966
	計	4,224	4,159	4,035	3,966	3,829
	増減率	-2.8%	-1.5%	-3.0%	-1.7%	-3.4%

資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

3 世帯の動向

(1) 世帯構成

一般世帯総数は微減しており、その他の世帯が減少傾向にある一方で、単独世帯と核家族世帯は増加が続き、核家族化の進行が見られます。

核家族世帯では、夫婦のみ世帯とひとり親と子からなる世帯は増加傾向にあり、夫婦と子からなる世帯は減少しています。

なお、18歳未満の子がいる世帯については、いずれも減少傾向にあり、構成比は横ばいとなっています。単独世帯や核家族世帯が増えているのに対して、18歳未満の子がいる世帯は減少が続き、少子化の進行が見られます。

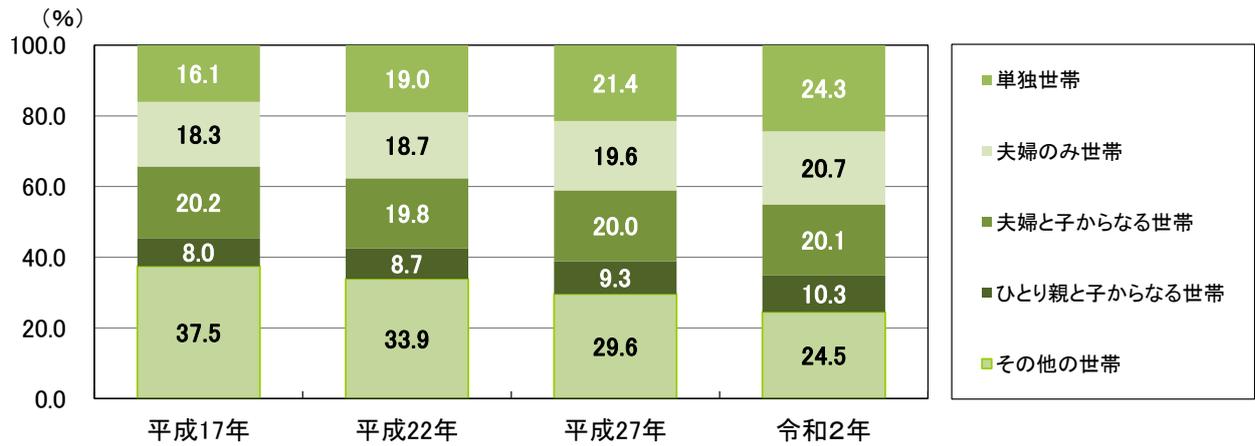
【世帯構成】

(上段：世帯、下段：構成比)

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯総数	31,610	31,731	31,375	31,013
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
単独世帯	5,081	6,023	6,720	7,551
	16.1%	19.0%	21.4%	24.3%
核家族世帯	14,680	14,959	15,359	15,852
	46.4%	47.1%	49.0%	51.1%
夫婦のみ世帯	5,777	5,925	6,165	6,424
	18.3%	18.7%	19.6%	20.7%
夫婦と子からなる世帯 (うち、18歳未満の子がいる世帯)	6,386 (3,004)	6,287 (2,952)	6,277 (2,903)	6,235 (2,844)
	20.2% (9.5%)	19.8% (9.3%)	20.0% (9.3%)	20.1% (9.2%)
ひとり親と子からなる世帯 (うち、18歳未満の子がいる世帯)	2,517 (491)	2,747 (509)	2,917 (488)	3,193 (488)
	8.0% (1.6%)	8.7% (1.6%)	9.3% (1.6%)	10.3% (1.6%)
その他の世帯	11,849	10,749	9,296	7,610
	37.5%	33.9%	29.6%	24.5%

資料：国勢調査 各年 10月1日現在

【世帯構成の推移】



資料：国勢調査 各年 10月1日現在

4 出産・結婚の状況

(1) 出生数

出生数は、令和2年と令和6年を比較すると99人減少しています。

【出生数の状況】

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出生数	397	347	337	279	298

資料：秋田県衛生統計年鑑、令和6年のみ秋田県の人口と世帯

(2) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、令和2年までは全国、秋田県を上回っていましたが、令和3年以降は全国を下回っており、令和6年には1.14人となっています。

【合計特殊出生率の状況】

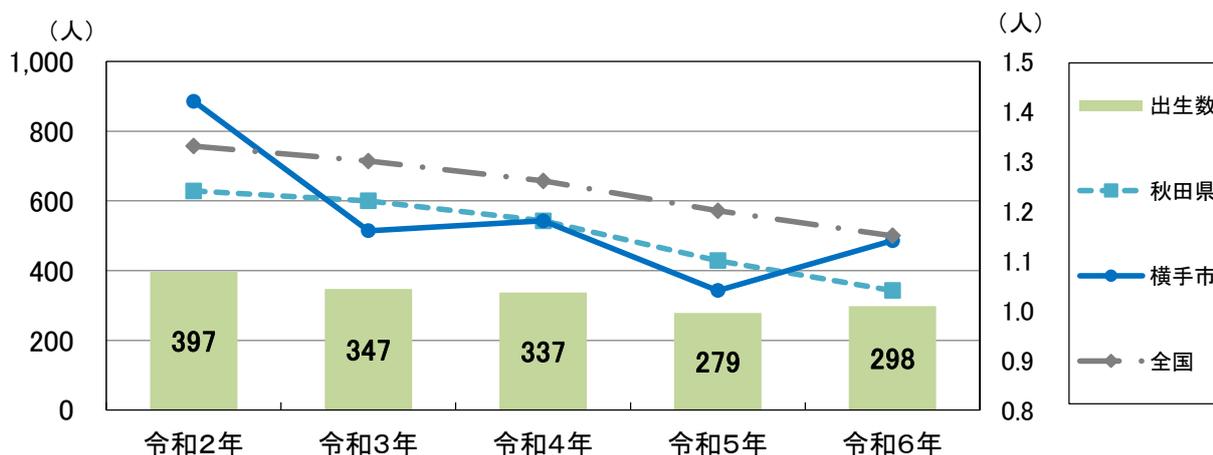
(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
横手市	1.42	1.16	1.18	1.04	1.14
秋田県	1.24	1.22	1.18	1.10	1.04
全国	1.33	1.30	1.26	1.20	1.15

※合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計

資料：横手市：県平鹿地域振興局HP掲載「業務概要」
 県・全国：秋田県衛生統計年鑑、人口動態統計

【出生数と合計特殊出生率の推移】



資料：横手市：県平鹿地域振興局HP掲載「業務概要」、令和6年のみ秋田県の人口と世帯、本市で算出
 県・全国：秋田県衛生統計年鑑、人口動態統計

(3) 婚姻件数・離婚件数

婚姻件数は、令和2年以降減少傾向が続きましたが、令和6年は187件で前年から22件増加しています。離婚件数は、令和2年以降増加と減少を繰り返しています。

【婚姻・離婚件数の状況】

(件)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
婚姻件数	213	190	180	165	187
離婚件数	83	100	81	90	83

資料：人口動態統計

第2節 母子保健の状況

1 健康診査の状況

(1) 乳児（4、7、10 か月児）健康診査の結果

乳児健康診査の状況は、令和6年度の乳児4か月児健康診査の受診率は99.7%、乳児7か月児健康診査の受診率は97.3%、乳児10か月児健康診査の受診率は89.8%と、4か月児健康診査に比べて7か月児、10か月児の受診率はやや低くなっています。

【乳児（4か月児）健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率	正常	所見あり
令和2年度	0	0	0%	0	0
令和3年度	309	302	97.7%	164	138
令和4年度	296	292	98.6%	161	131
令和5年度	277	272	98.2%	134	138
令和6年度	303	302	99.7%	161	141

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策により未実施

【乳児（7か月児）健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率	正常	所見あり
令和2年度	0	0	0%	0	0
令和3年度	314	308	98.1%	146	162
令和4年度	259	251	96.9%	151	100
令和5年度	306	305	99.7%	158	147
令和6年度	295	287	97.3%	129	158

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策により未実施

【乳児（10か月児）健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率	正常	所見あり
令和2年度	448	358	79.9%	301	57
令和3年度	393	347	88.3%	237	110
令和4年度	328	302	92.1%	241	61
令和5年度	330	307	93.0%	241	66
令和6年度	305	274	89.8%	186	88

資料：横手市保健事業の概要（各年3月末時点）

(2) 1歳6か月児健康診査の結果

1歳6か月児健康診査の状況は、令和6年度の受診率は99.7%となっています。

【1歳6か月児健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率
令和2年度	456	446	97.8%
令和3年度	373	372	99.7%
令和4年度	400	394	98.5%
令和5年度	333	330	99.1%
令和6年度	303	302	99.7%

(延べ人)

	正常	要指導	要観察	経過観察中	要精査	要治療	治療中・訓練中
令和2年度		12	104	38	28	5	99
令和3年度		20	161	18	14	3	105
令和4年度		38	136	44	20	2	90
令和5年度		17	166	22	20	4	66
令和6年度		15	172	43	8	3	67

資料：横手市保健事業の概要（各年3月末時点）

(3) 3歳児健康診査の結果

3歳児健康診査の状況は、令和6年度の受診率は98.9%となっています。

【3歳児健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率
令和2年度	486	479	98.6%
令和3年度	443	442	99.8%
令和4年度	486	481	99.0%
令和5年度	420	414	98.6%
令和6年度	353	349	98.9%

(延べ人)

	正常	要指導	要観察	経過観察中	要精査	要治療	治療中・訓練中
令和2年度		31	84	32	175	6	121
令和3年度		33	108	28	183	1	98
令和4年度		34	145	33	236	1	114
令和5年度		14	126	30	237	1	109
令和6年度		16	116	29	162	0	92

資料：横手市保健事業の概要（各年3月末時点）

(4) 妊婦健康診査の結果

妊婦健康診査の状況は、令和6年度の前期と後期の平均受診率は97.0%となっています。

【妊婦健康診査の状況】

(人)

	前期			後期			平均受診率
	対象数	受診数	受診率	対象数	受診数	受診率	
令和2年度	399	357	89.5%	399	360	90.2%	89.8%
令和3年度	359	342	95.3%	359	320	89.1%	92.2%
令和4年度	316	295	93.4%	316	320	101.3%	97.3%
令和5年度	324	297	91.7%	324	264	81.5%	86.6%
令和6年度	271	262	96.7%	271	264	97.4%	97.0%

資料：健康推進課調べ（各年3月末時点）

2 保健指導の状況

(1) 母子健康手帳の交付数

母子健康手帳の交付数は、令和6年度は262件となっており、令和5年度に増加したものの、減少傾向が続いています。

【母子健康手帳の交付状況】

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付数	376	339	297	303	262

資料：横手市保健事業の概要（各年3月末時点）

(2) マタニティクラスの参加数

マタニティクラスの参加数は、令和6年度は174人で開催回数は8回となっています。

【マタニティクラスの状況】

(回、人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	6	6	8	8	8
参加者数（延）	99	110	143	134	174

資料：横手市保健事業の概要（各年3月末時点）

(3) 乳児家庭全戸訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）

こんにちは赤ちゃん事業の訪問指導率は、令和6年度は99.3%で、ほぼ横ばいとなっています。

【乳児家庭全戸訪問指導の状況】

(件、人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象家庭数	375	359	335	273	285
訪問指導数	374	354	334	271	283
訪問指導率	99.7%	98.6%	99.7%	99.2%	99.3%

資料：健康推進課こんにちは赤ちゃん集計表（各年3月末時点）

第3節 就業の状況

1 就業者数の推移

(1) 男女別就業者数の推移

男女別の就業者数は、令和2年は男性23,868人、女性20,141人で男女ともにほぼ横ばいとなっています。

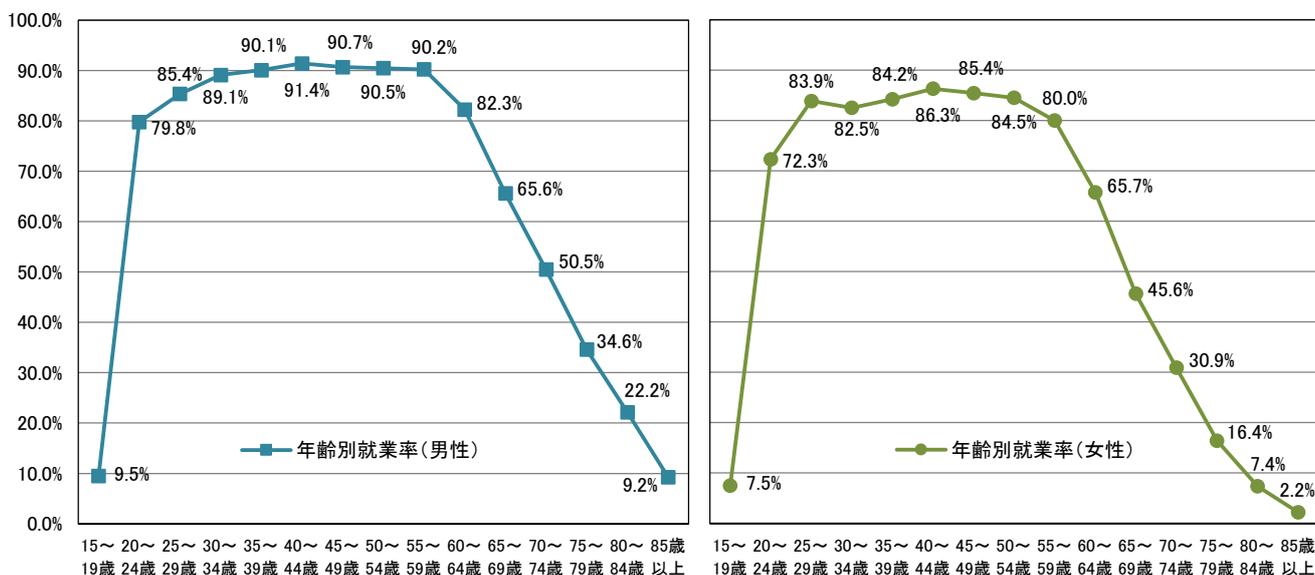
女性の30代は結婚や出産、子育てで就業率が下がりやすいですが、グラフをみるとあまり大きな変化がみられず、働く女性が多い傾向にあります。

【男女別就業者数の推移】

(人)

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全体	人口	90,830	98,367	82,088	76,823
	就業人口	52,331	47,396	46,718	44,009
	就業率	57.6%	48.2%	56.9%	57.3%
男性	人口	42,226	40,405	38,064	35,843
	就業人口	29,546	26,526	25,664	23,868
	就業率	70.0%	65.7%	67.4%	66.6%
女性	人口	48,604	46,588	44,024	40,980
	就業人口	22,785	20,870	21,054	20,141
	就業率	46.9%	44.8%	47.8%	49.1%

資料：国勢調査各年10月1日現在



第4節 安全の確保

1 事故の発生数

(1) こどもの交通事故負傷者数

こどもの交通事故負傷者数は、令和6年度は1件で、未就学児童が1件となっています。

【交通事故発生件数】

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未就学児童	2	3	3	0	1
少年	8	4	6	1	0
合計	10	7	9	1	1

資料：横手警察署交通事故概況月次報告（月末時点報告の合計値）

(2) 児童虐待等の現状

児童虐待の認定件数は、全国、秋田県、当市いずれも増加傾向にあります。

【児童虐待相談対応件数の推移】

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
横手市	44	47	50	73	56
秋田県	561	596	578	634	610
全国	205,044	207,660	214,843	225,509	おって更新

資料：横手市福祉の概要（各年3月末時点）

資料：こども家庭庁 児童虐待相談対応件数（各年3月末時点）

第5節 生活保護等の支援

1 生活保護の状況

(1) 生活保護世帯の状況

生活保護の状況は、令和2年度から令和4年度では、被保護世帯数は減少傾向で推移していましたが、令和5年度では増加に転じ、令和6年度も概ね横ばいとなっています。

また、17歳以下の児童がいる生活保護世帯数と就学援助受給者数は減少傾向にありますが、令和6年度は微増しました。

生活困窮者に対しては実態把握に加え、相談窓口など継続的な情報発信を図るとともに、多様な分野の団体と連携した細やかな情報交換、生活の自立に向けた支援体制などが求められます。

【生活保護世帯数等】

(世帯)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保護世帯数	601	578	564	591	588
被保護人員数	779	721	690	741	726
保護率(‰ ^ハ -ミル)	9‰	8.5‰	8.3‰	9‰	9‰

※保護率は現住人口を基に算出

資料：横手市福祉の概要（各年3月末現在）

【生活保護世帯のうち被保護世帯数の推移】

(世帯)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者世帯	354	358	365	370	372
母子世帯	17	14	13	12	12
障がい者・疾病者世帯	104	90	80	77	74
その他の世帯	126	116	106	132	130
被保護世帯数の合計	601	578	564	591	588

資料：横手市福祉の概要（各年3月末現在）

【17歳以下の児童がいる生活保護世帯数の推移】

(世帯)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	28	22	17	16	17

資料：社会福祉課調べ（各年3月末）

【就学援助受給者の推移】

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在籍児童生徒総数	5,815	5,629	5,459	5,260	5,083
（受給率％）	6.05	5.86	5.62	5.48	5.65
要保護児童生徒数	17	22	14	11	6
準要保護児童生徒数	335	308	293	277	281
計	352	330	307	288	287

資料：教育に関する事務の点検・評価報告書（各年3月末）

第6節 アンケート調査結果からみたこども・若者たち

【横手市 こども・若者に関するアンケート調査】

1 調査の目的

本調査は、この計画策定の基礎資料とするため、こども・若者の生活や家庭状況、こども・若者に関する支援に対するご意見などを把握するために実施しました。

2 調査の設計

調査種別	項目	内容
①こども調査(10歳~18歳)	調査対象	横手市内の学校に通学する小学5~6年生、中学生、高校生
	調査対象者数	5,042件
	調査方法	学校配付、WEB回収
	調査期間	令和7年6月16日~6月27日(6月30日までの回答含む) 令和7年7月9日~7月14日(延長期間)
②若者調査(19歳~39歳)	調査対象	横手市に居住する19歳~39歳
	調査対象者数	1,000件
	調査方法	郵送配付、郵送・WEB回収(お礼状兼督促状1回)
	調査期間	令和7年6月26日~7月18日(7月31日まで回答含む)

3 回収結果

調査種別	配付数	総回収数	有効回収数	有効回収率
①こども調査(10歳~18歳)	5,042件	3,576件	3,540件	70.2%
②若者調査(19歳~39歳)	1,000件	郵送 131件 WEB 174件 計 305件	郵送 131件 WEB 173件 計 304件	30.4%

4 学校種別回収状況（①こども調査（10歳～18歳））

学校種別	配付数	総回収数	有効回収数	有効回収率
小学校	1,092 件	815 件	798 件	73.1%
中学校	1,860 件	1,655 件	1,641 件	88.2%
高等学校	2,086 件	1,103 件	1,098 件	52.6%
その他（こども・若者窓口等）	4 件	3 件	3 件	75.0%

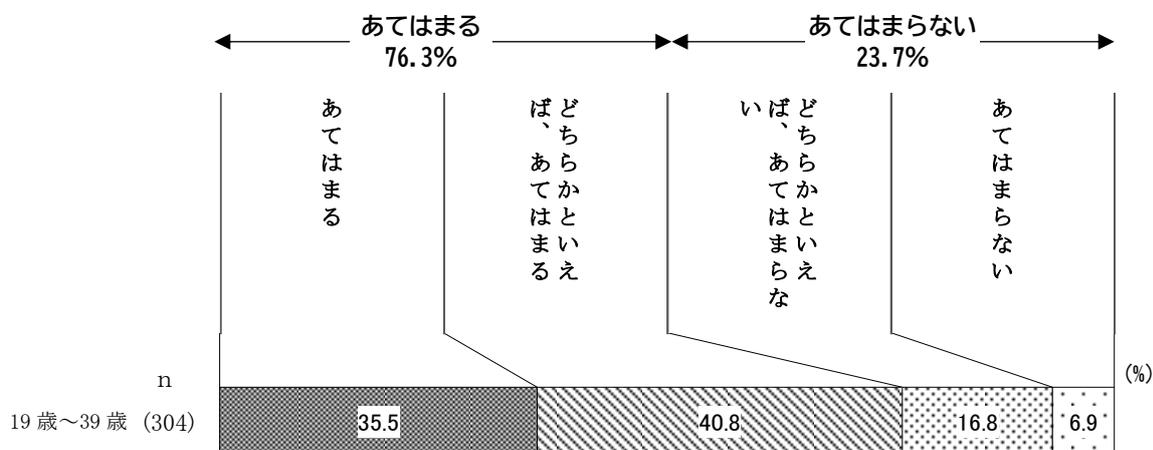
5 調査結果の見方

- n（number of cases）は比率算出の基数であり、100%が何人の回答に相当するかを示します。
- 回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出しています。したがって、単一選択式の質問においては、回答比率を合計しても100.0%にならない場合があります。また、回答者が2つ以上の回答をすることができる多肢選択式の質問においては、各設問の調査数を基数として算出するため、全ての選択肢の比率を合計すると100%を超えます。
- 図表及び本文で、選択肢の語句などを一部簡略化している場合があります。

6 調査結果の概要

（1）自分には自分らしさがあると思うか

・自分には自分らしさがあると思うかについて、19歳～39歳では、「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」を合わせた「自分らしさがあると思う人」が76.3%となっています。

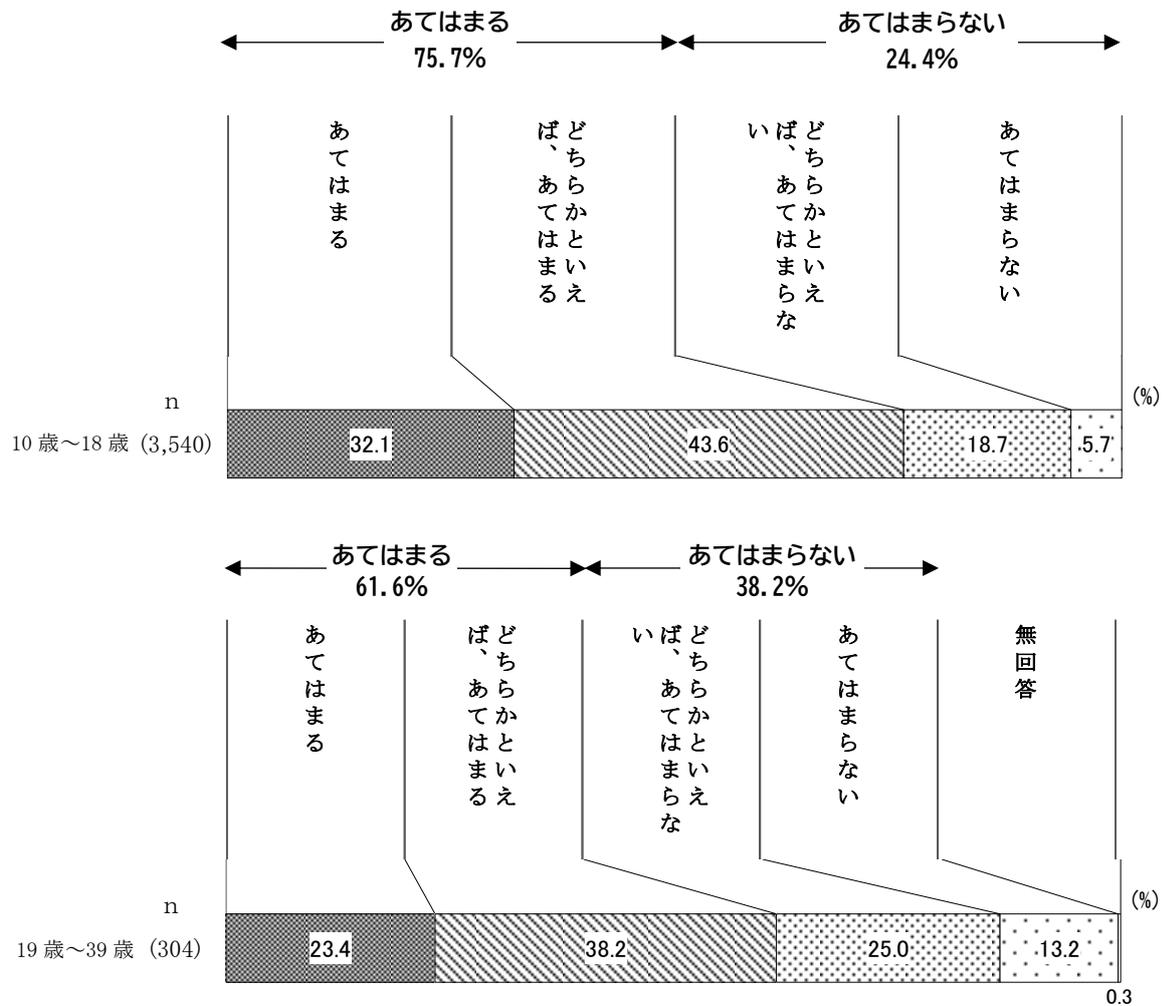


「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合 84.1%

出典：こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」（2022）

(2) 今の自分が好きだと思うか（自己肯定感）

・今の自分が好きだと思うかについて、「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」を合わせた“自分のことが好きだと思う人”が10歳～18歳は75.7%、19歳～39歳は61.6%と、こどもが上回っています。

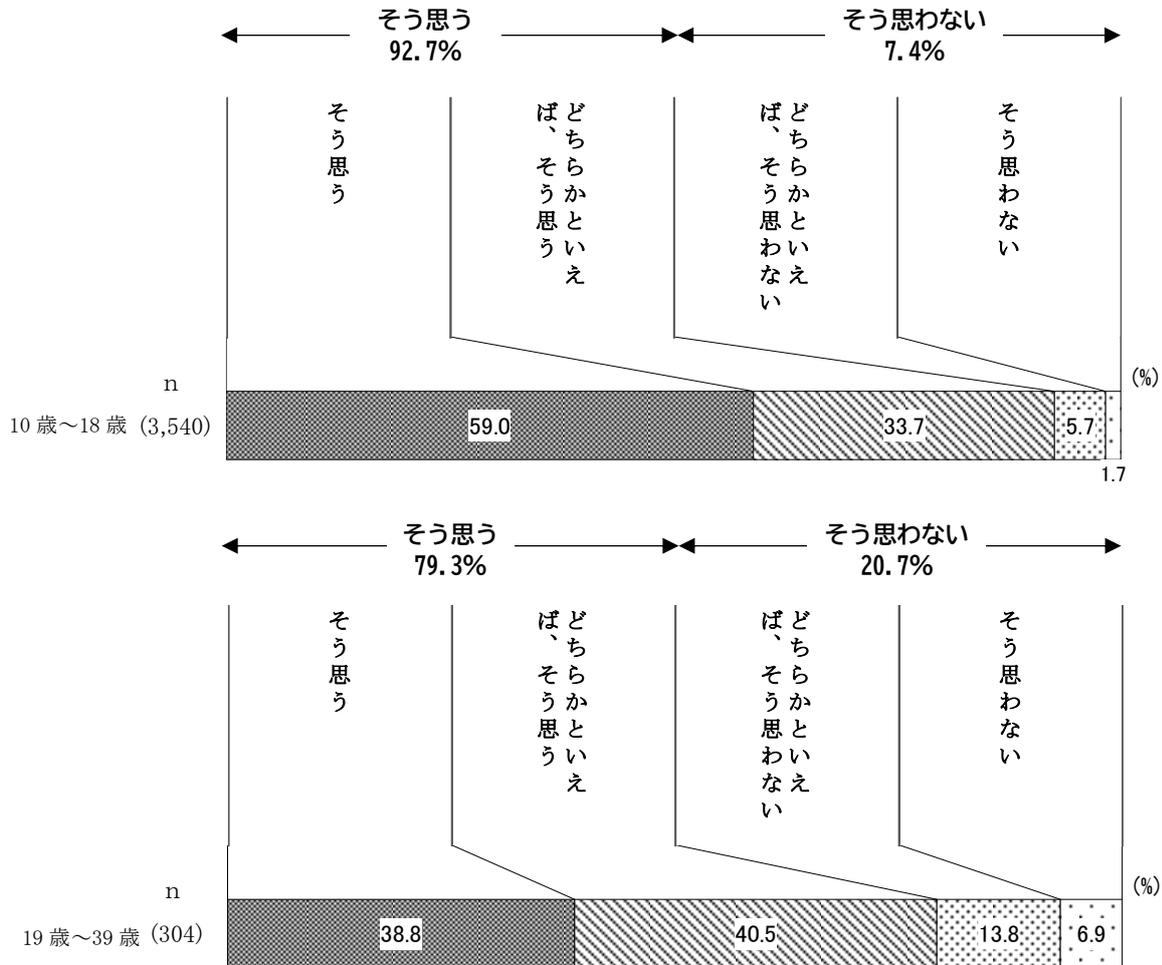


「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	60.0%
----------------------------------	-------

出典：こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」（2022）

(3) 幸せだと思うか

・幸せだと思うかについて、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた“幸せだと思う人”が10歳～18歳は92.7%、19歳～39歳は79.3%と、こどもが上回っています。

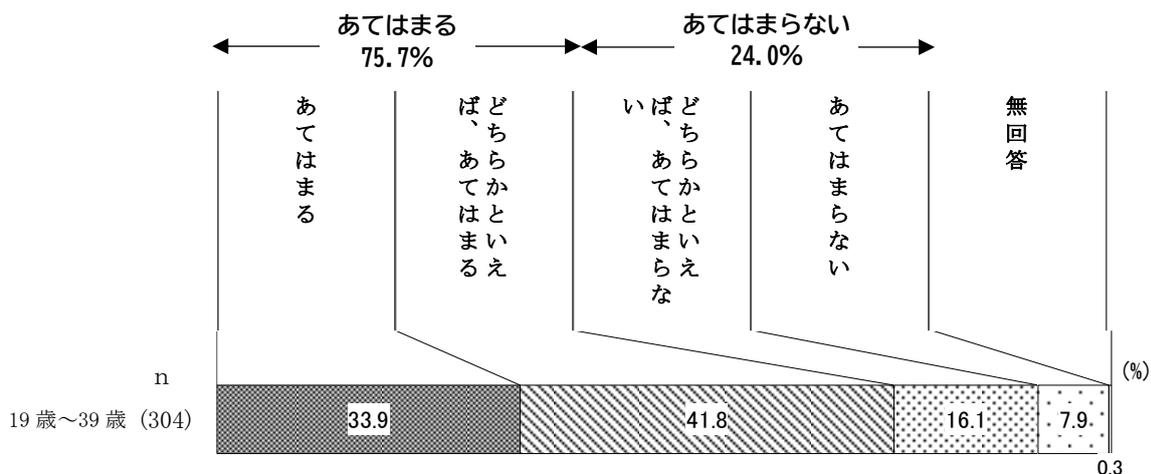
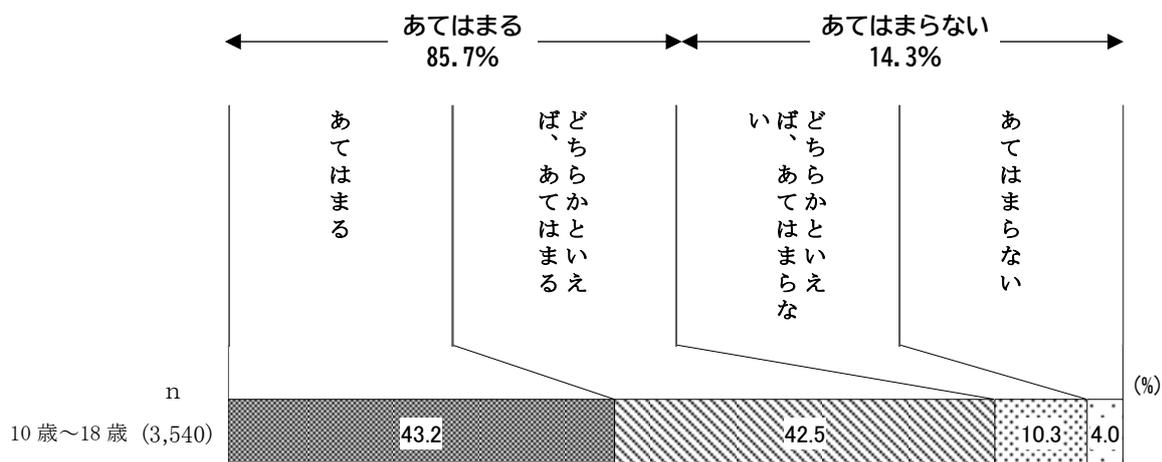


「生活に満足している」と思うこどもの割合 | 60.8%

出典：OECD「生徒の学習到達度調査（PISA）」（2022）

(4) 自分にはよいところがあると思うか

・自分にはよいところがあると思うかについて、「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」を合わせた“自分にはよいところがあると思う人”が10歳～18歳は85.7%、19歳～39歳は75.7%と、こどもが上回っています。



自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	86.0%
------------------------	-------

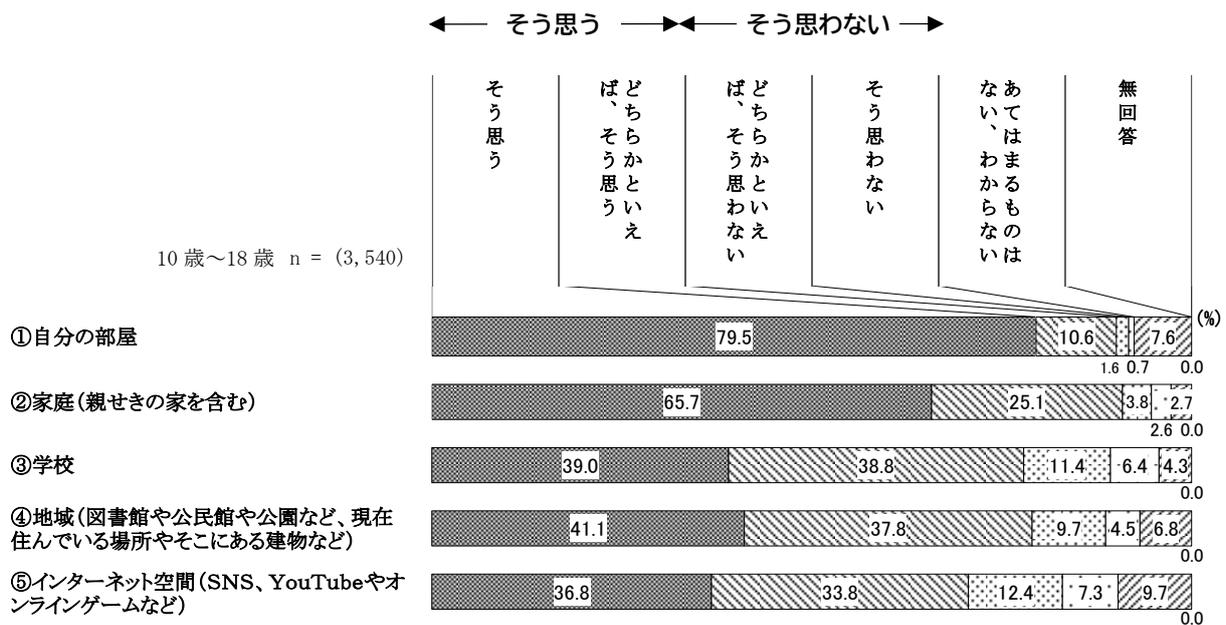
出典：秋田県こども計画

(5) ほっとできる・安心できる場所

・ほっとできる・安心できる場所について、10歳～18歳では、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた“ほっとできる・安心できる場所”は『①自分の部屋』(90.1%)、『②家庭(親せきの家を含む)』(90.8%)が約9割と他の項目に比べて多くなっています。

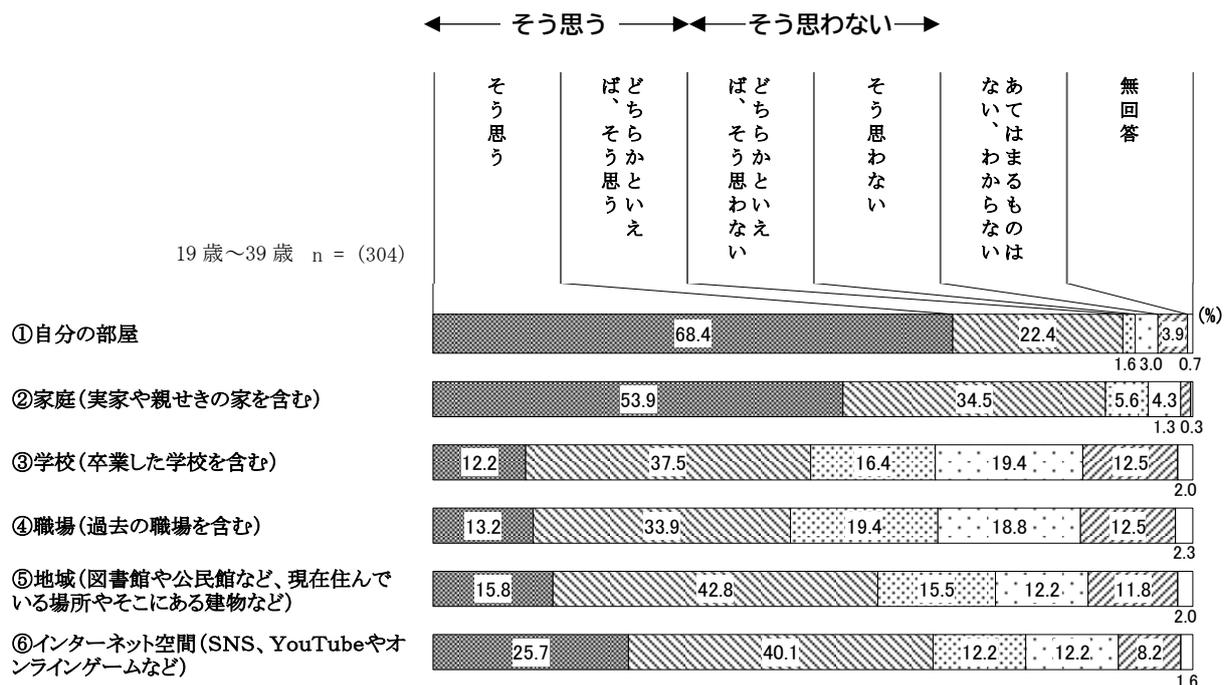
・“安心できる場所の数が1つ以上ある人”のこどもの割合は99.5%となっています。

- ・19歳～39歳では、“ほっとできる・安心できる場所”は『①自分の部屋』(90.8%)、『②家庭(実家や親せきの家を含む)』(88.4%)が8割以上と他の項目に比べて多くなっています。『③学校(卒業した学校を含む)』(49.7%)、『④職場(過去の職場を含む)』(47.1%)、『⑤地域(図書館や公民館など、現在住んでいる場所やそこにある建物など)』(58.6%)は4～5割にとどまっていますが、『⑥インターネット空間(SNS、YouTubeやオンラインゲームなど)』(65.8%)は6割台と他の項目よりやや多くなっています。
- ・“安心できる場所の数が1つ以上ある人”の若者の割合は99.3%となっています。



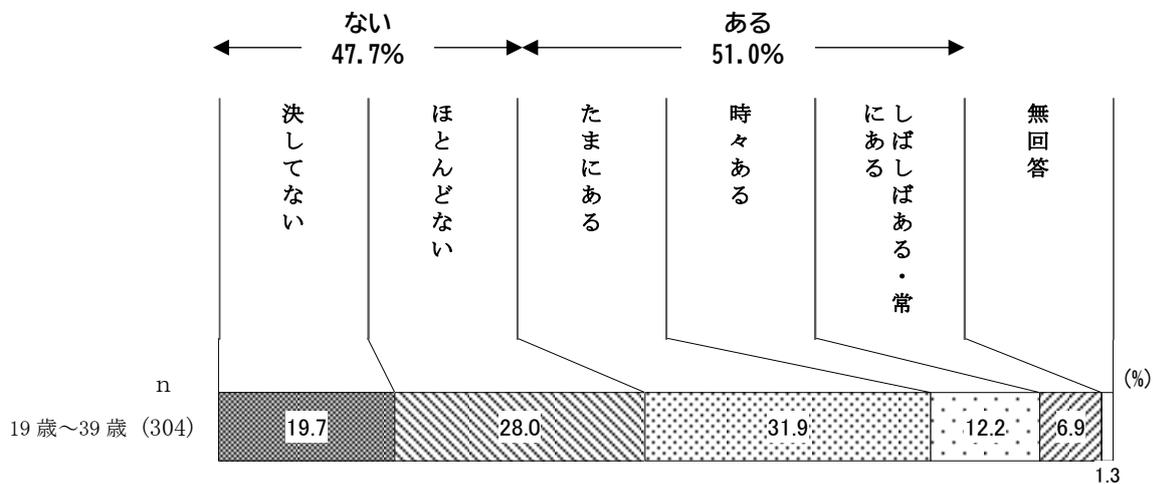
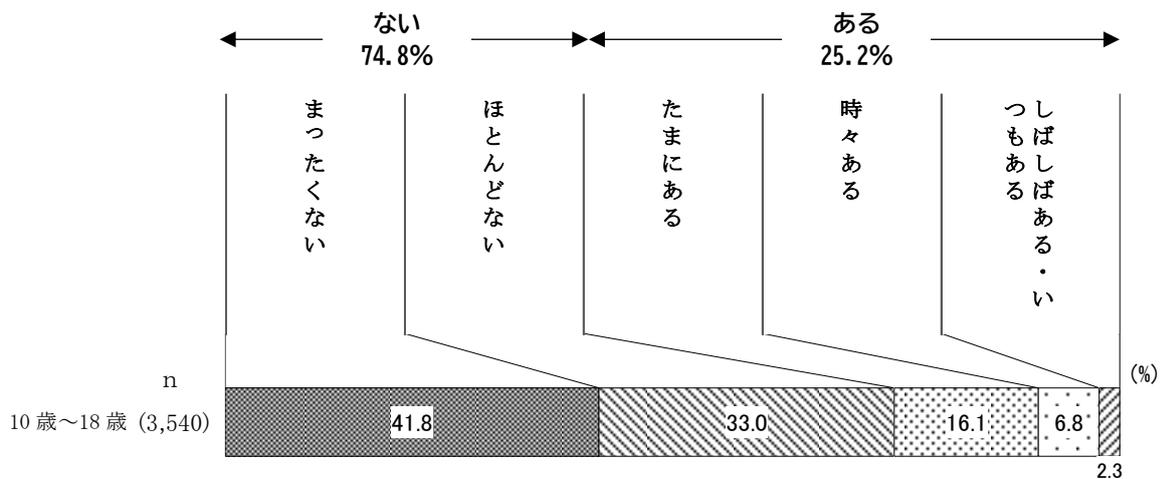
学校が落ち着いて安心できる場所である児童生徒の割合 18.7%

出典：秋田県こども計画



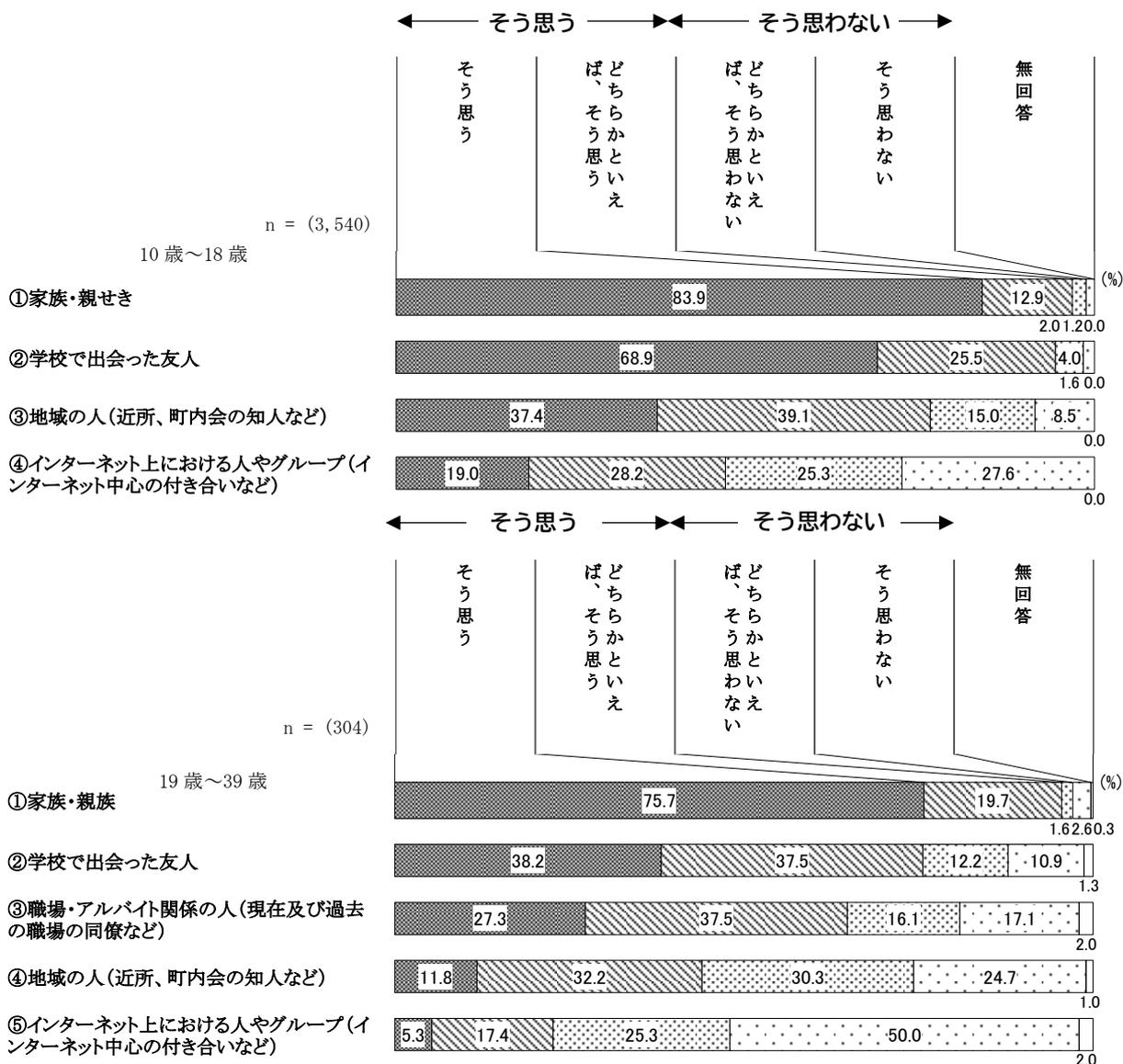
(6) 孤独感の有無

- ・孤独感の有無について、10歳～18歳では、「まったくない」が41.8%と最も多く、「ほとんどない」(33.0%)を合わせた“孤独を感じることはない人”が74.8%となっています。
- ・19歳～39歳では、「ほとんどない」(28.0%)と「決してない」(19.7%)を合わせた“孤独を感じることはない人”が47.7%にとどまり、「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」を合わせた“孤独を感じる人がいる人”が51.0%とない人と拮抗しています。



(7) 困ったときに助けてくれる人

- ・困ったときに助けてくれる人について、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた“助けてくれると思う人”が10歳～18歳は『①家族・親せき』(96.8%)と『②学校で出会った友人』(94.4%)が9割以上、『③地域の人(近所、町内会の知人など)』は76.5%、『④インターネット上における人やグループ(インターネット中心の付き合いなど)』は47.2%となっています。
- ・19歳～39歳では、“助けてくれると思う人”が『①家族・親せき』(95.4%)が9割以上と多く、『②学校で出会った友人』は75.7%、『③職場・アルバイト関係の人(現在及び過去の職場の同僚など)』は64.8%、『④地域の人(近所、町内会の知人など)』は44.0%、『⑤インターネット上における人やグループ(インターネット中心の付き合いなど)』は22.7%となっています。
- ・“どこかに助けてくれる人がいると思う”割合は、こどもは99.1%、若者は97.7%となっています。

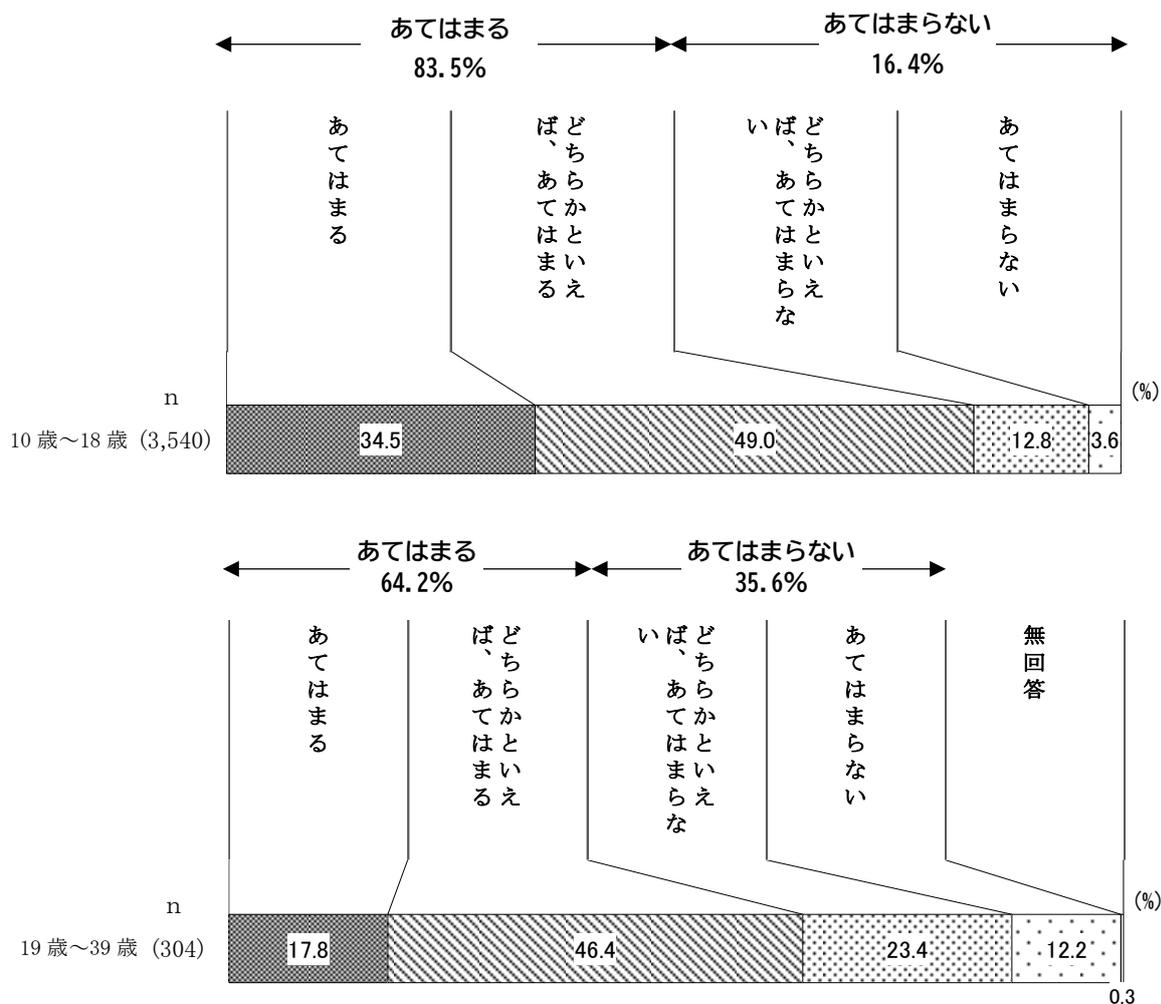


「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合 97.1%

出典：こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」(2022)

(8) 社会貢献への意欲

・社会貢献への意欲について、「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」を合わせた“地域や社会をよくするために何かしてみたい人”が10歳～18歳は83.5%、19歳～39歳では64.2%と、こどもの方が上回っています。

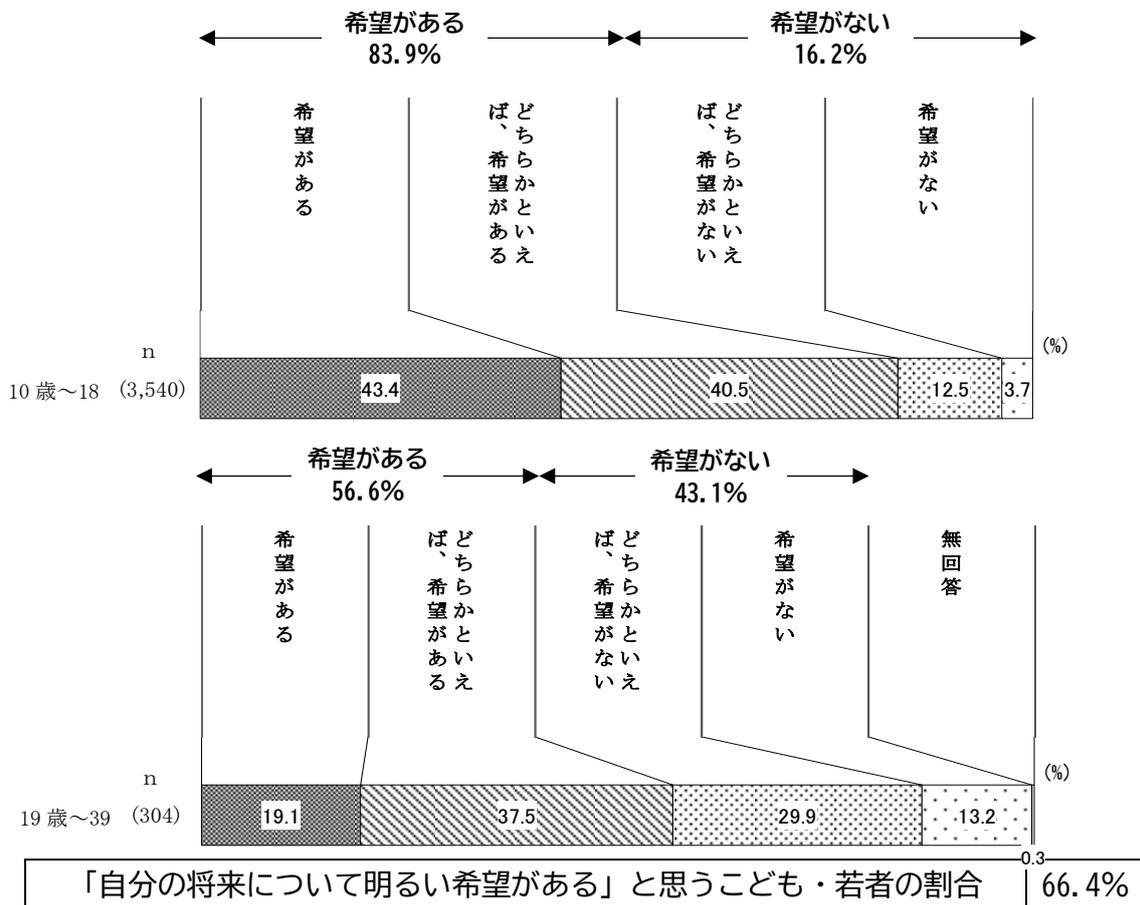


地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	83.9%
--------------------------------	-------

出典：秋田県こども計画

(9) 将来への希望の有無

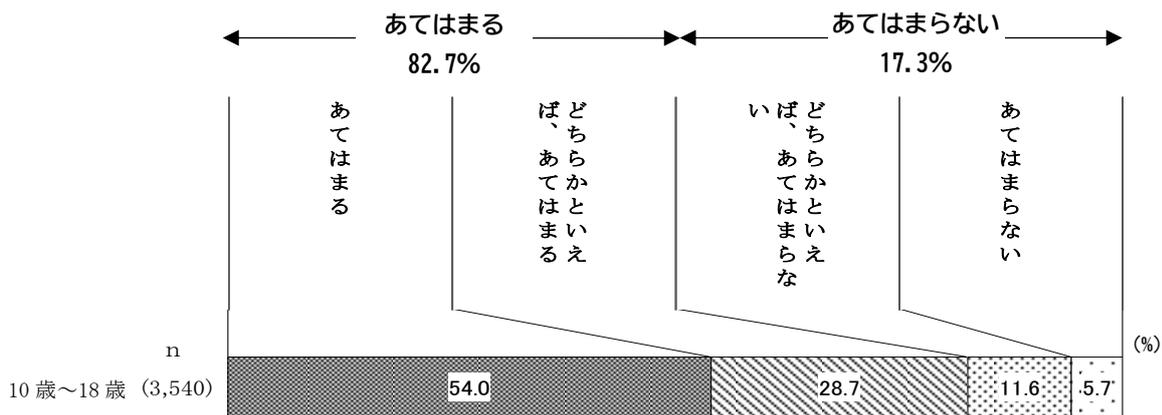
・将来への希望の有無について、「希望がある」と「どちらかといえば、希望がある」を合わせた“将来への希望がある人”が10歳～18歳は83.9%、19歳～39歳は56.6%となっており、こどもが上回っています。



出典：こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」(2022)

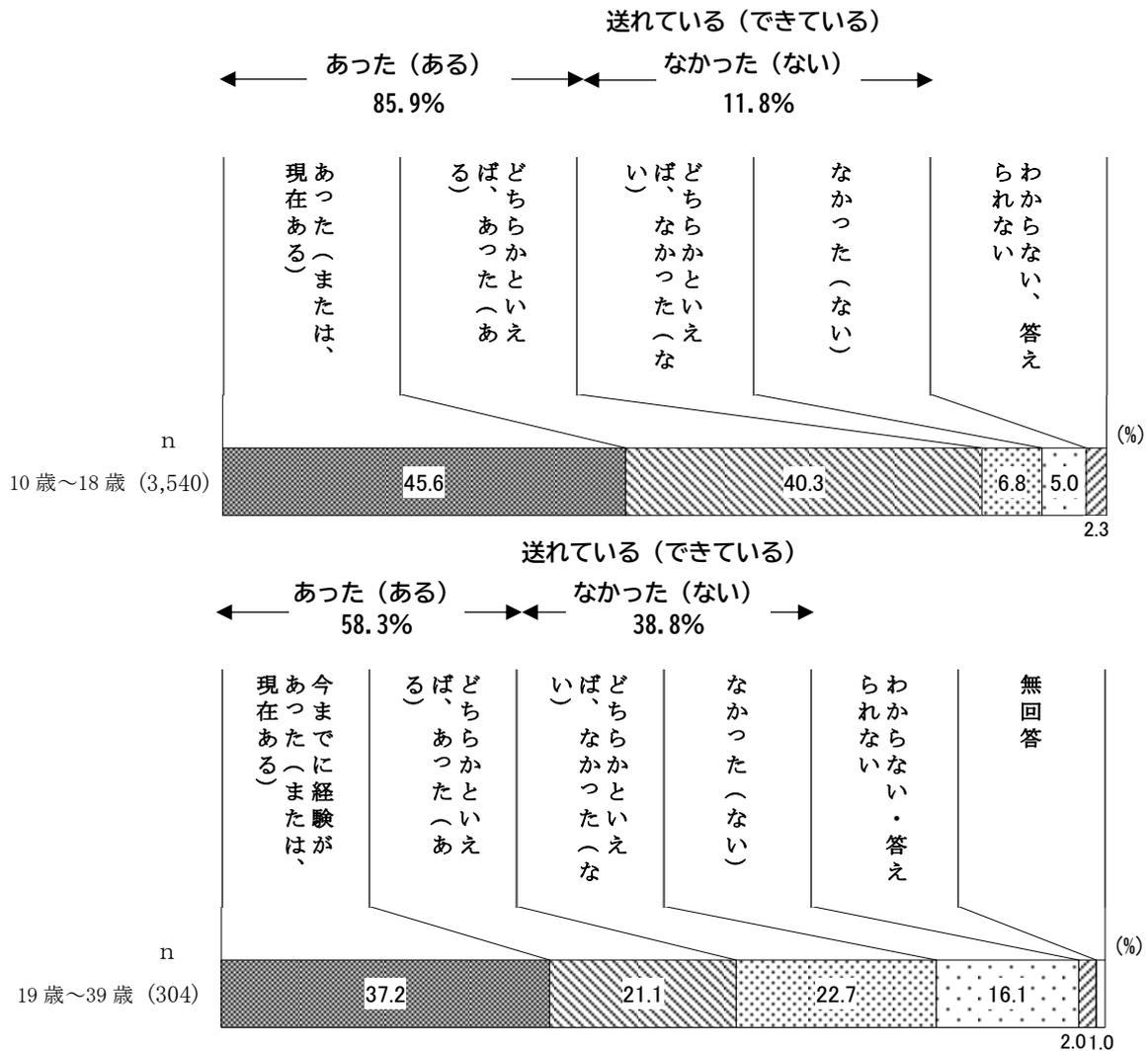
(10) 将来の夢や目標を持っているか

・将来の夢や目標を持っているかについて、「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」を合わせた“将来の夢や目標を持っている人”が10歳～18歳は82.7%となっています。



(11) 落ち込んだ経験や、社会生活や日常生活を円滑に送ることについて

・落ち込んだ経験がなく、社会生活や日常生活を円滑に送ることができるかについて、「なかった（ない）」（できている）と「どちらかといえば、なかった（ない）」（どちらかといえば、できている）を合わせた“社会生活や日常生活を円滑に送ることができる人”が10歳～18歳は11.8%、19歳～39歳は38.8%となっており、若者が27.0%上回っています。

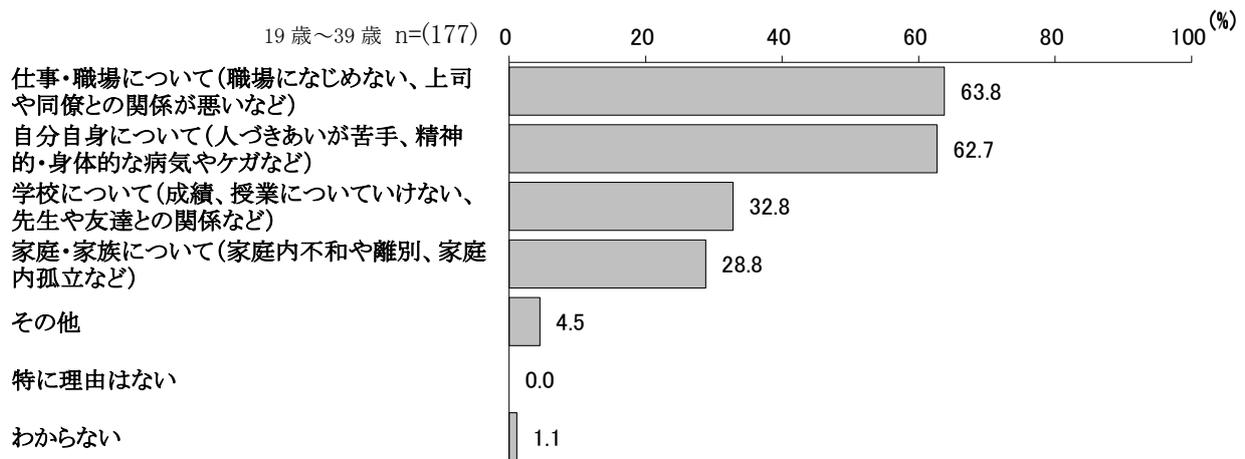


「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合 51.5%

出典：こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」（2022）

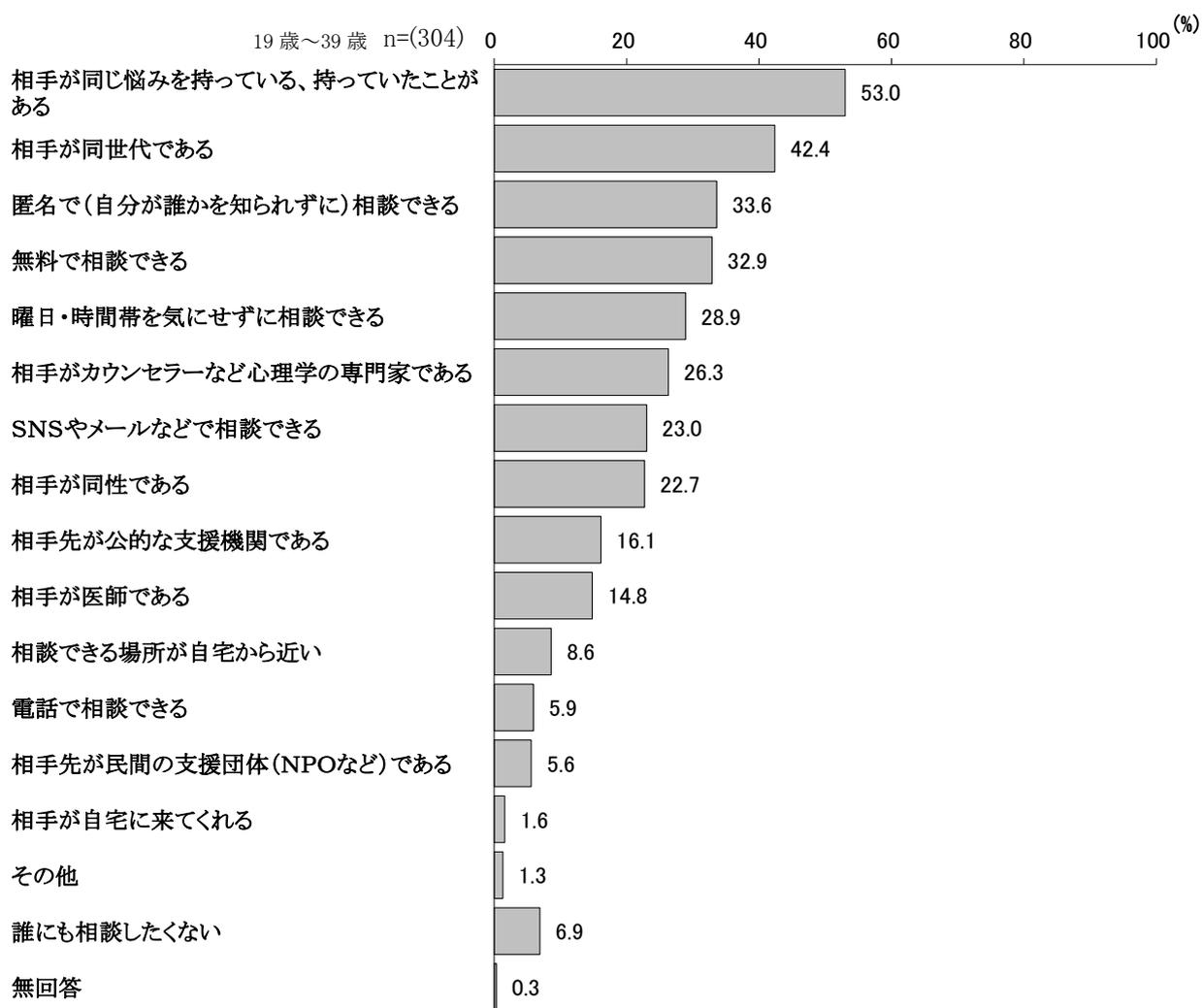
(12) 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった主な原因

・社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった主な原因について、19歳～39歳では、「仕事・職場について（職場になじめない、上司や同僚との関係が悪いなど）」（63.8%）、「自分自身について（人づきあいが苦手、精神的・身体的な病気やケガなど）」（62.7%）がともに多く、以下「学校について（成績、授業についていけない、先生や友達との関係など）」（32.8%）、「家庭・家族について（家庭内不和や離別、家庭内孤立など）」（28.8%）となっています。



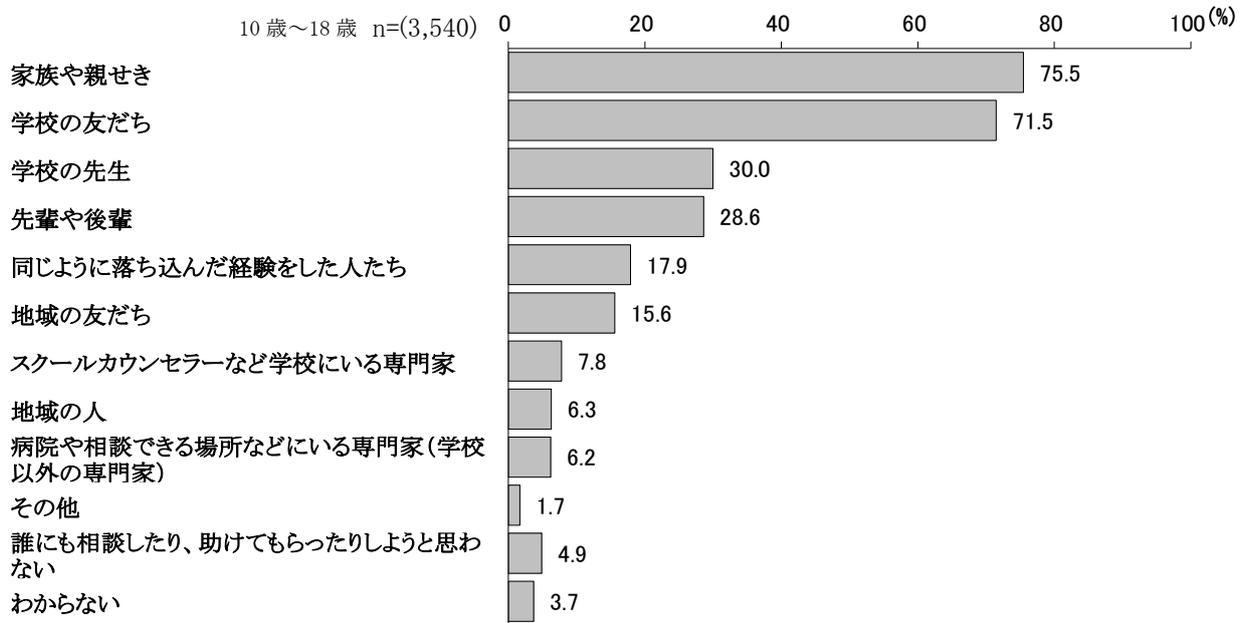
(13) 社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったときに相談しやすい相手

・社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったときに相談しやすい相手について、19歳～39歳では、「相手と同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が53.0%と最も多く、以下「相手と同世代である」(42.4%)「匿名で(自分が誰かを知られずに)相談できる」(33.6%)、「無料で相談できる」(32.9%)、「曜日・時間帯を気にせずに相談できる」(28.9%)、「相手がカウンセラーなど心理学の専門家である」(26.3%)、「SNSやメールなどで相談できる」(23.0%)、「相手が同性である」(22.7%)となっています。



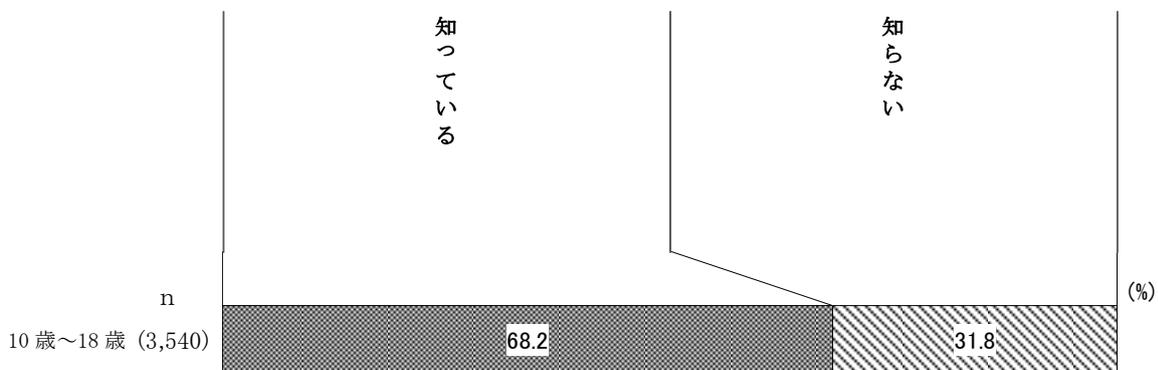
(14) 落ち込んだときに相談しやすい相手

・落ち込んだときに相談しやすい相手について、10歳～18歳では、「家族や親せき」(75.5%)、「学校の友だち」(71.5%)が約7割と他の項目に比べて多くなっています。



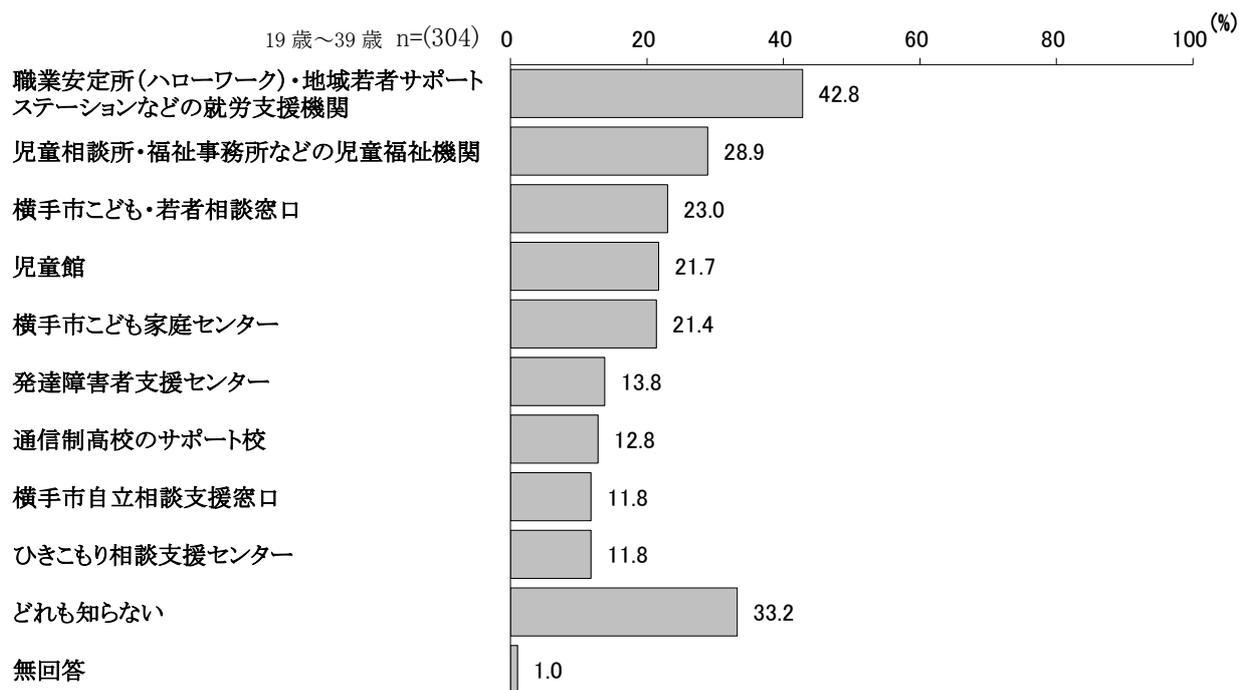
(15) 家庭や学校以外の相談場所の認知度

・家庭や学校以外の相談場所の認知度について、10歳～18歳では、「知っている」(68.2%)が「知らない」(31.8%)を上回っていますが、相談場所の周知を継続することが必要となっています。



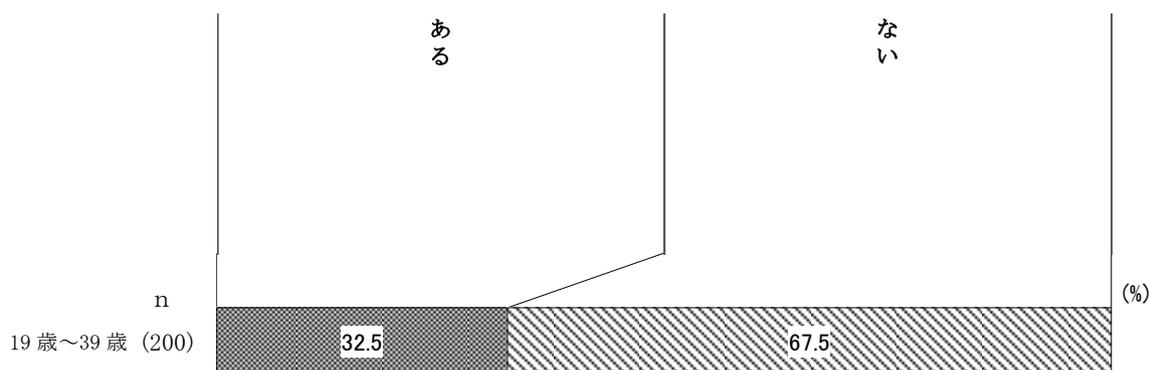
(16) 相談支援機関等の認知度

- ・知っている相談支援機関等について、19歳～39歳では、「職業安定所（ハローワーク）・地域若者サポートステーションなどの就労支援機関」が42.8%と最も多く、以下「児童相談所・福祉事務所などの児童福祉機関」（28.9%）、「横手市こども・若者相談窓口」（23.0%）、「児童館」（21.7%）となっています。
- ・一方、33.2%が「どれも知らない」と回答しています。



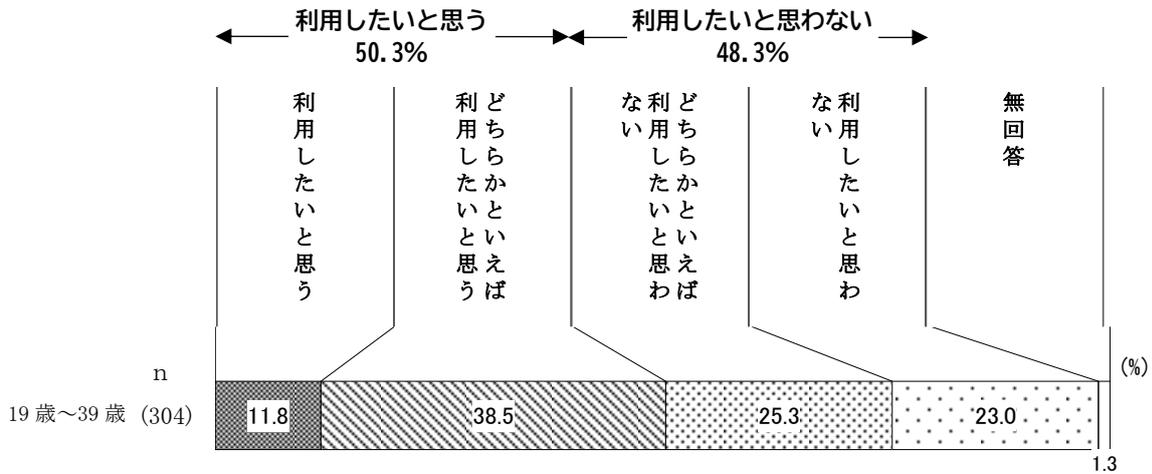
(17) 相談支援機関等の利用経験の有無

- ・相談支援機関等を知っている人の利用経験の有無について、19歳～39歳では、「ない」（67.5%）が「ある」（32.5%）を上回っています。



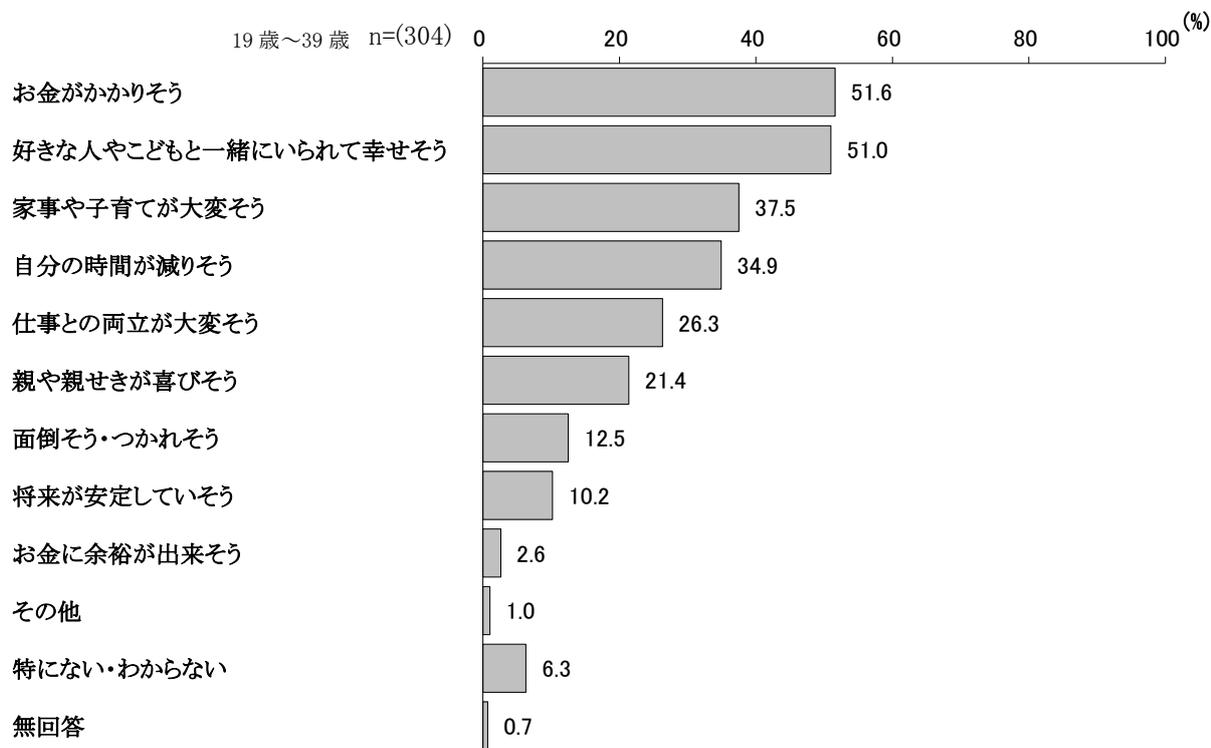
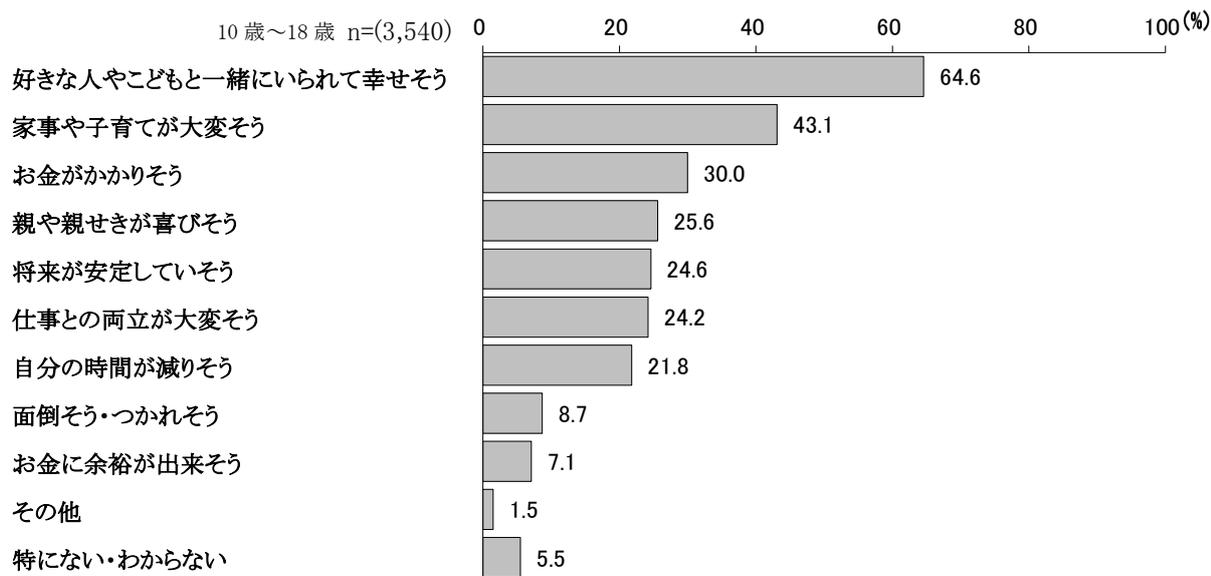
(18) 相談支援機関等の今後の利用意向

- ・相談支援機関等の今後の利用意向について19歳～39歳では、「利用したいと思う」と「どちらかといえば利用したいと思う」を合わせた“利用したいと思う人”が50.3%となっています。
- ・一方、「どちらかといえば利用したいと思わない」と「利用したいと思わない」を合わせた“利用したいと思わない人”が48.3%となっており、“利用したいと思う人”と拮抗しています。



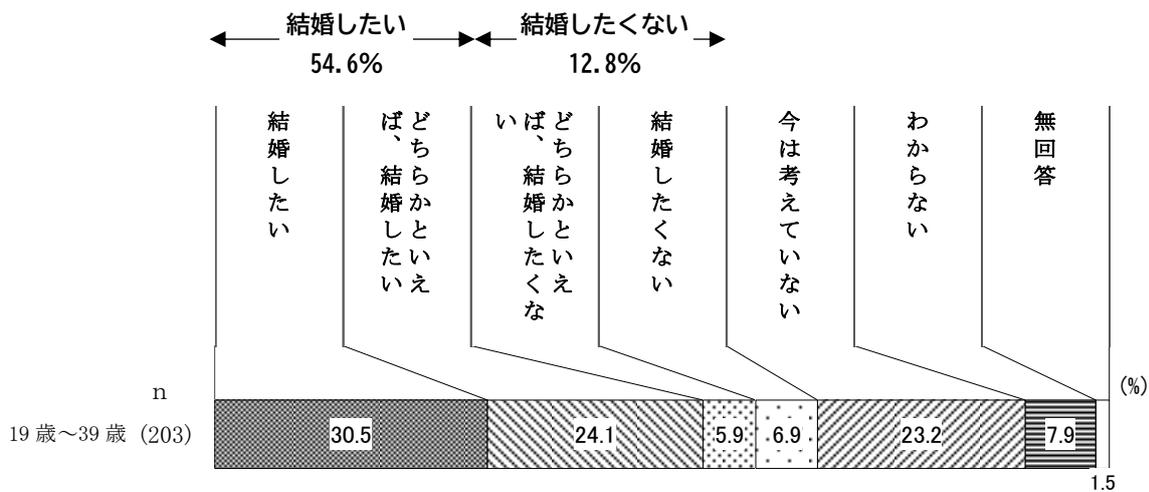
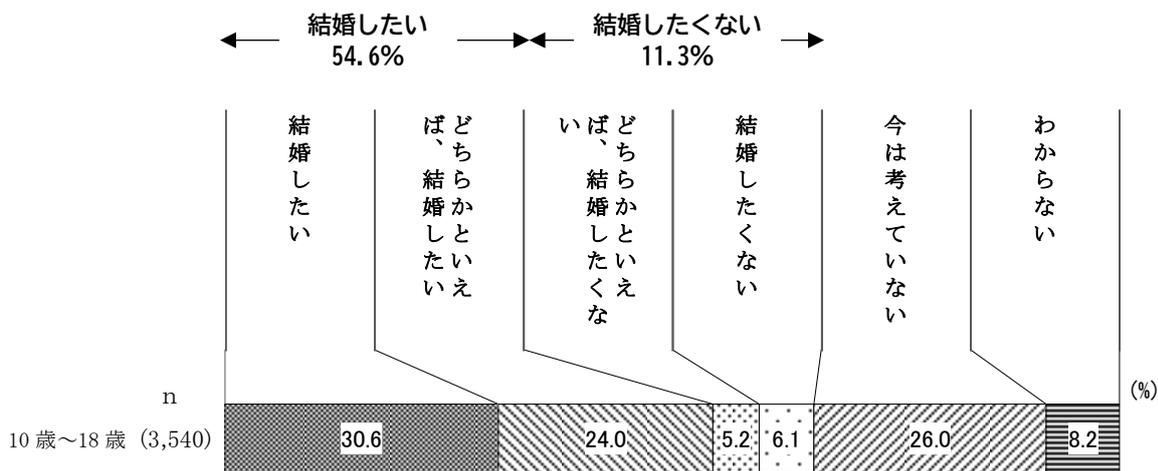
(19) 結婚のイメージ

- ・結婚のイメージについて、10歳～18歳では、「好きな人やこどもと一緒にいられて幸せそう」が64.6%と最も多く、プラスのイメージが最上位でした。
- ・一方、19歳～39歳では、「お金がかかりそう」(51.6%)、「好きな人やこどもと一緒にいられて幸せそう」(51.0%)が約5割と他の項目に比べて多くなっており、プラスのイメージを持っている人がいる反面、現実的な考えを持っている人も多く見られます。



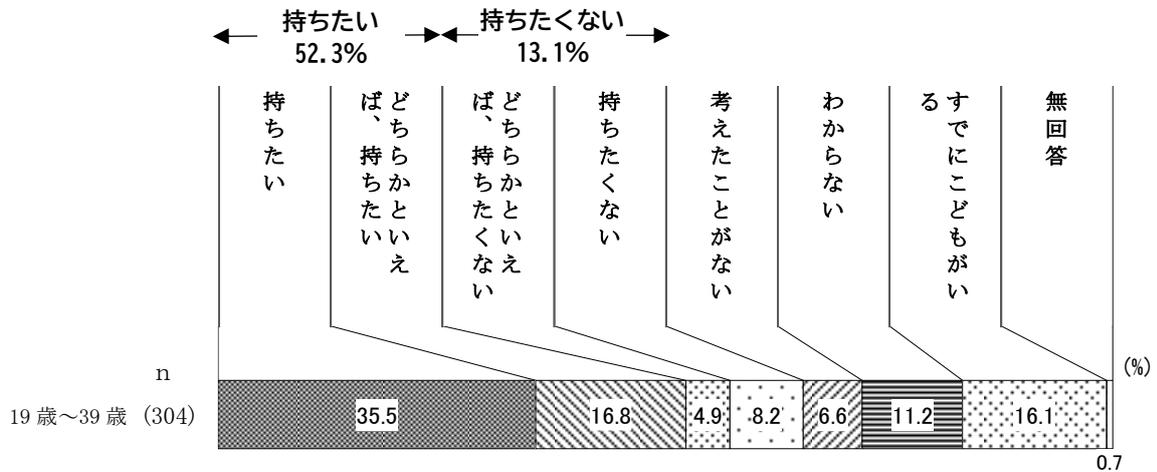
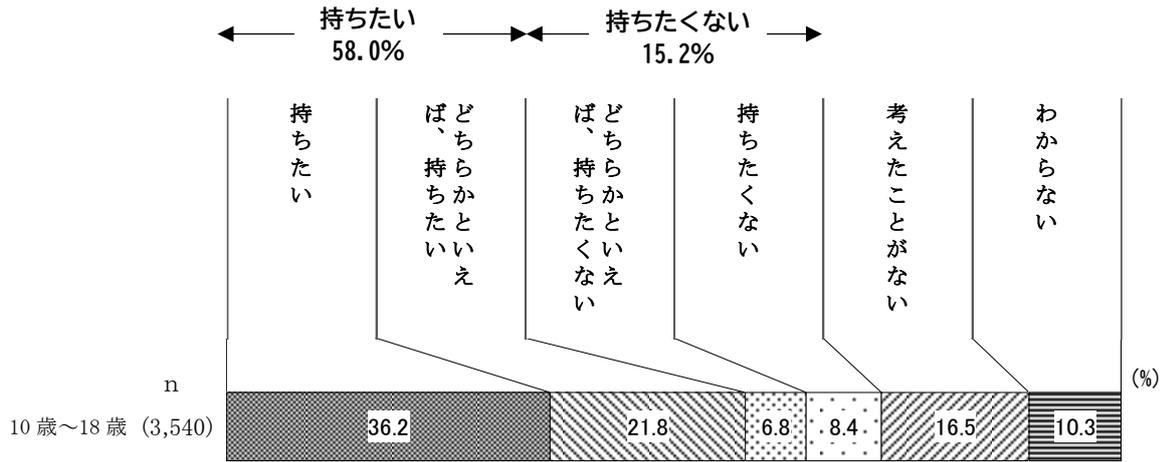
(20) 結婚意向

・結婚意向について、「結婚したい」と「どちらかといえば、結婚したい」を合わせた“結婚したい人”が10歳～18歳と19歳～39歳でともに54.6%でした。「今は考えていない」、「わからない」を除いて、年齢に関わらず“結婚したい人”が“結婚したくない人”を大きく上回っています。



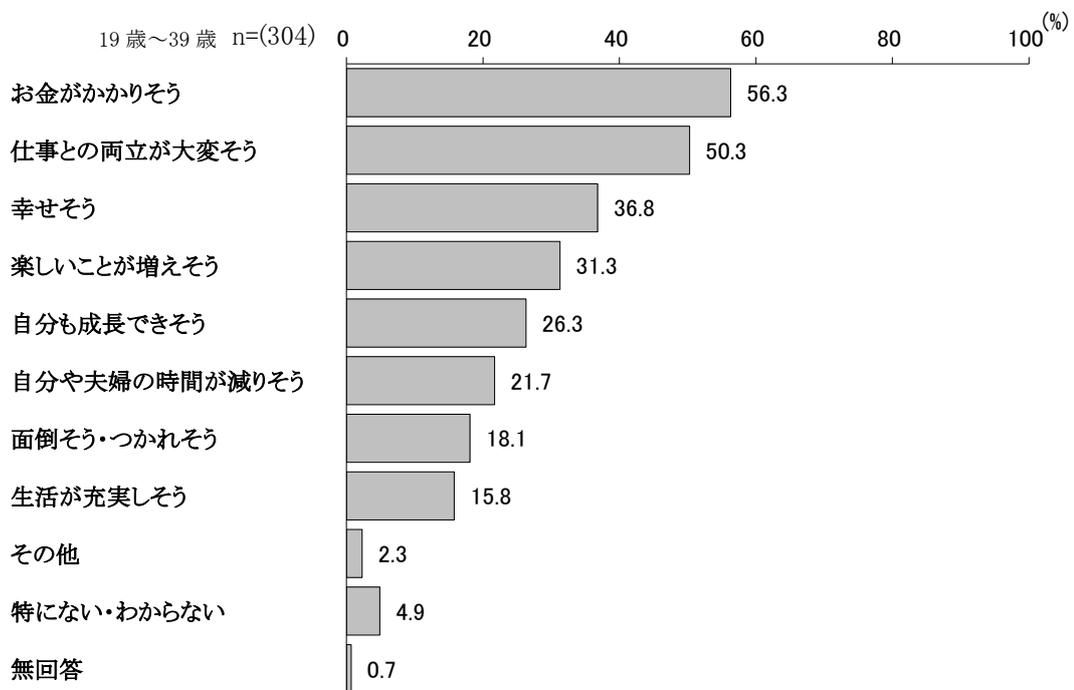
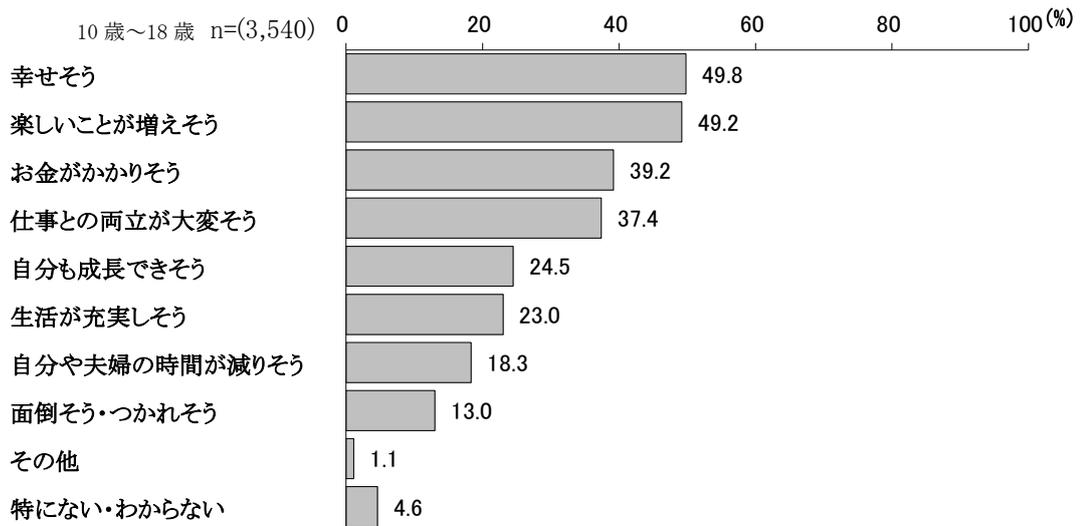
(21) 子どもを持つことに対する考え

・子どもを持つことに対する考えについて、「持ちたい」と「どちらかといえば、持ちたい」を合わせた“子どもを持ちたい人”が10歳～18歳は58.0%、19歳～39歳は52.3%と年齢に関わらず“子どもを持ちたい人”が“子どもを持ちたくない人”を大きく上回っています。



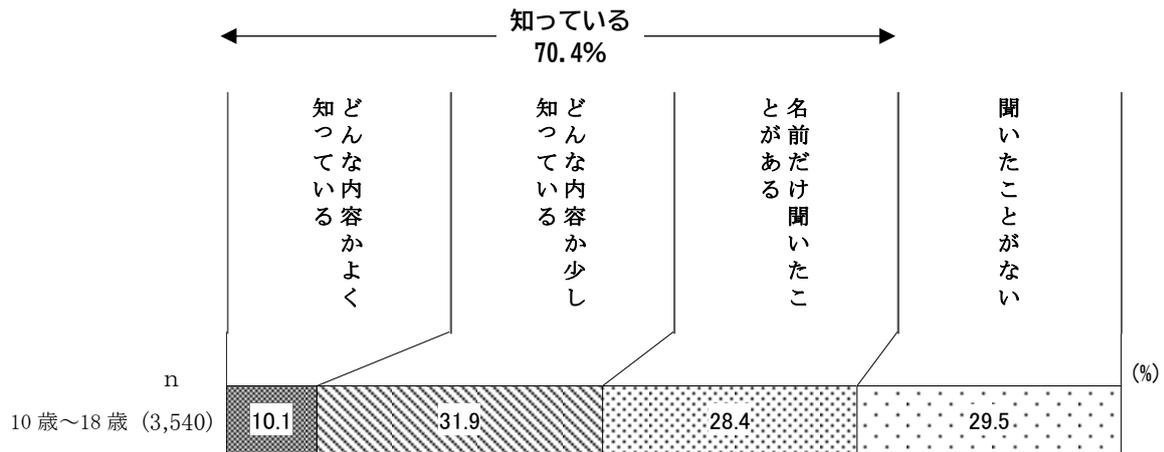
(22) 子育てのイメージ

- ・子育てのイメージについて、10歳～18歳では、「幸せそう」(49.8%)、「楽しいことが増えそう」(49.2%)が約5割以上と、プラスのイメージが最上位でした。
- ・一方、19歳～39歳では、「お金がかかりそう」(56.3%)、「仕事との両立が大変そう」(50.3%)が約5割以上と、既に子育てしている方も想定できることから現実的な一面が多くみられます。



(23) 「こどもの権利」の認知度

- ・「こどもの権利」の認知度について、10歳～18歳では、「どんな内容がよく知っている」、「どんな内容が少し知っている」、「名前だけ聞いたことがある」を合わせた“知っている人”が70.4%となっています。
- ・中でも「どんな内容がよく知っている」は10.1%に留まっており、今後も継続した周知が必要となっています。



(24) こども自身が自由な発想で宣言案を考えた内容（自由意見）

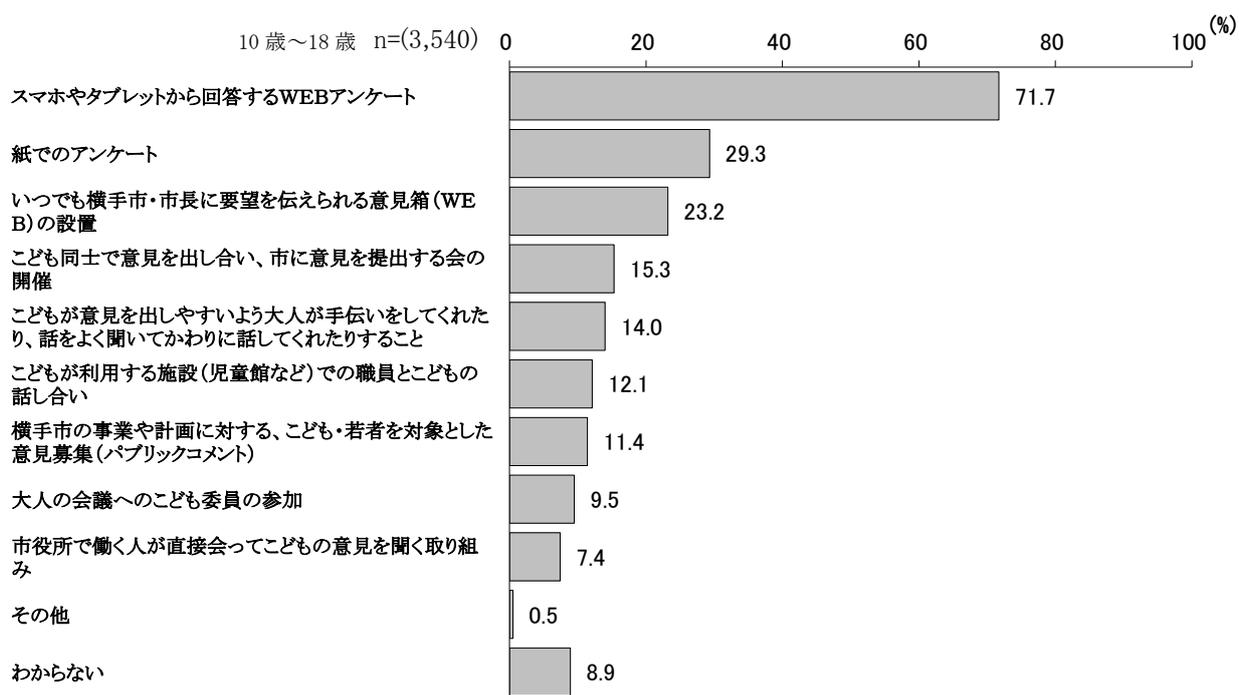
（質問文）あなたは、どんなこどもになりたいですか。また、どんなことがあれば幸せだと思いますか。自由な発想で宣言案を考えてみてください。（こどもの権利条約もイラストで提示の上）

- ・新しい「こどもの権利宣言」を作るにあたり、自由な発想で宣言案に対する考えやアイデアを募集するため、どんなこどもになりたいか、どんなことがあれば幸せだと思うか意見をうかがったところ、2,562人の方から延べ3,846件の意見が得られました。
- ・意見内容を項目ごとに分類し、その項目別の件数は以下のとおりとなっています。

順位	分類項目	意見数
1	家族・友だち・地域の人との交流（良好、頼れる、誰かを助けられる等）	456件
2	優しい・思いやりがある	419件
3	明るい、元気、健やか、のびのび、楽しく過ごす	399件
4	自由・平等	316件
5	自分の意見を持ち、行動できる（積極的に行動できる）	286件
6	自身の夢、やりたいこと・苦手なことにチャレンジ	255件
7	差別しない・されない	240件
8	自身の意見・意思を尊重（自立心）	198件
9	強くたくましい、素直、賢い、良い子、努力できる、礼儀正しい	161件
10	衣食住、教育の保障	149件
11	遊び、遊べる場、ゲーム	98件
12	いじめがない	89件
13	幸せな生活（幸せなこども）、充実した生活	82件
14	信頼・尊敬・必要とされる（誰かの役に立てる等）	69件
15	趣味・特技がある（スポーツ・勉強等）、人気者、活躍できる	61件
16	お金がある	52件
16	悩みを相談できる	52件
18	安全・平和、命の大切さ	50件
19	虐待、暴力がない	48件
20	一人の人間として尊重	41件
21	安心できる	39件
22	普通の子	36件
23	愛される	32件
24	個性が認められる	23件
24	自信を持つ、自身を肯定する	23件
26	悪口を言わない・言われない	6件
27	その他	166件

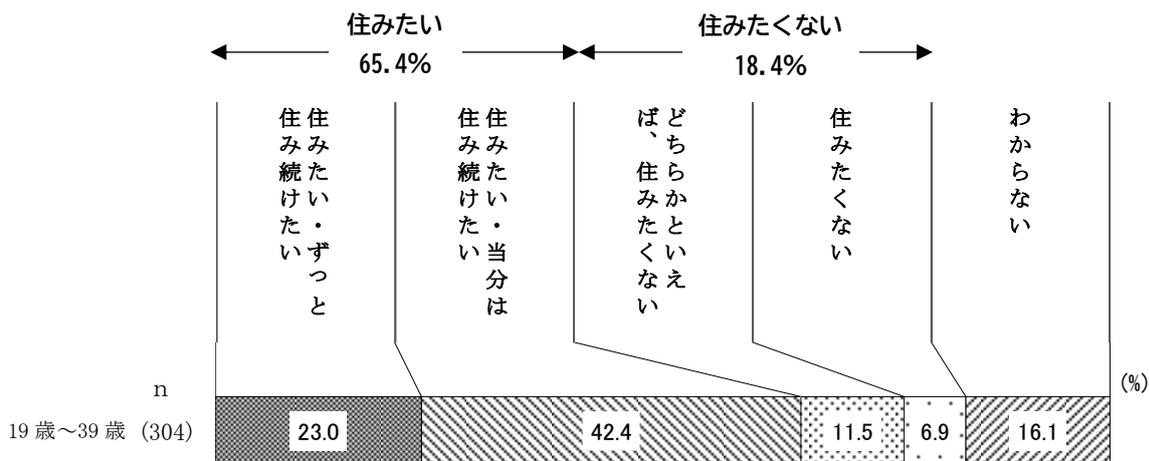
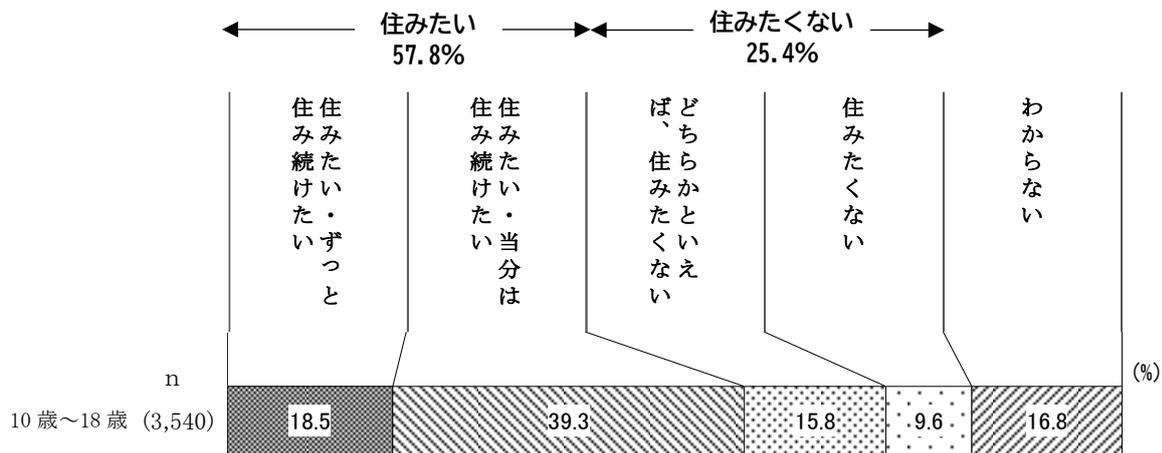
(25) こどもに関わる市の事業に、こどもの声を取り入れていく方法

・こどもに関わる市の事業に、こどもの声を取り入れていく方法について、10歳～18歳では、「スマホやタブレットから回答するWEBアンケート」が71.7%と最も多く、以下「紙でのアンケート」(29.3%)、「いつでも横手市・市長に要望を伝えられる意見箱(WEB)の設置」(23.2%)、「こども同士で意見を出し合い、市に意見を提出する会の開催」(15.3%)、「こどもが意見を出しやすいよう大人が手伝いをしてくれたり、話をよく聞いてかわりに話してくれたりすること」(14.0%) などとなっています。



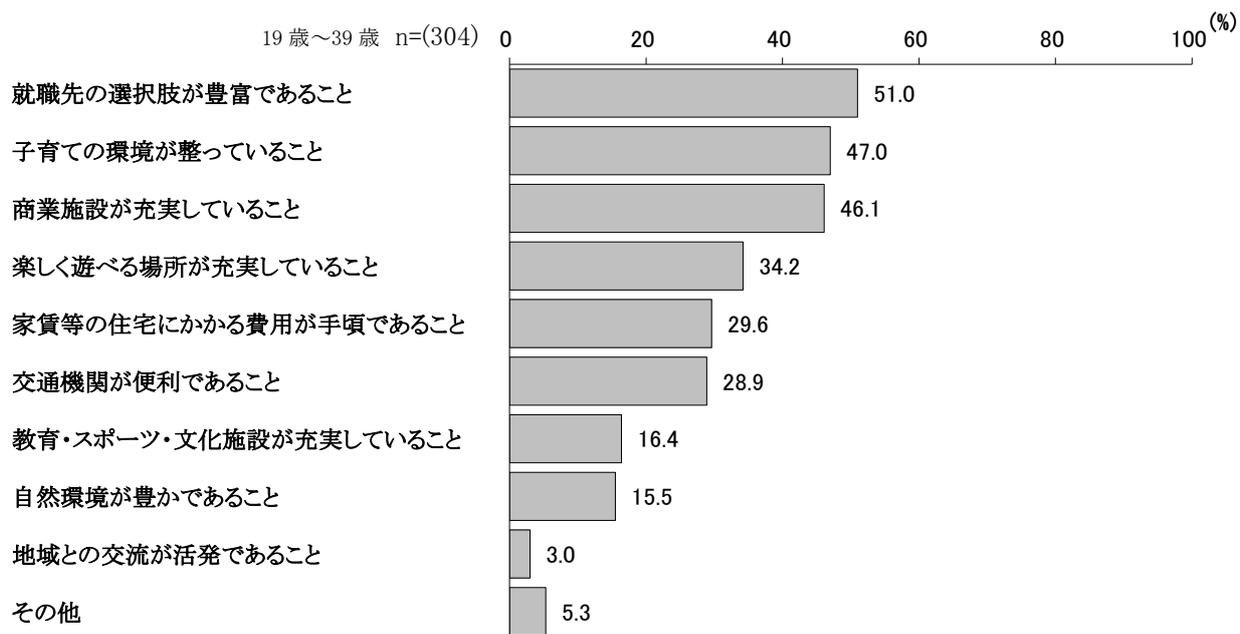
(26) 横手市への居留意向

・横手市への居留意向について、「住みたい・ずっと住みたい」と「住みたい・当分は住みたい」を合わせた“住みたい人”が10歳～18歳は57.8%、19歳～39歳は65.4%となっています。



(25) 横手市に住み続けるために重要だと思うもの

・横手市に住み続けるために重要だと思うものについて、18歳～39歳では、「就職先の選択肢が豊富であること」が51.0%と最も多く、以下「子育ての環境が整っていること」(47.0%)、「商業施設が充実していること」(46.1%)、「楽しく遊べる場所が充実していること」(34.2%)、「家賃等の住宅にかかる費用が手頃であること」(29.6%)、「交通機関が便利であること」(28.9%)となっています。



第Ⅲ章

計画の基本的な考え方



第1節 基本理念

基本理念は、「夢はぐくむ ゆきんこプラン こどもが 親が 地域で育つ 笑顔あふれるまち」を一部活かし、全てのこどもや若者が幸せに暮らせるように、常にこどもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、社会全体で支えていく「こどもまんなか社会」を進めます。

こども・若者がまんなか 笑顔で育つまち 横手



第2節 計画を策定するための基本的な視点

本計画は、基本となる考え方を以下の4つの視点に定め、取組を推進していきます。

視点1

こども・若者の幸せを第一に考え、その権利が保障される

「横手市こどもの権利宣言」に基づき、こども・若者の幸せを第一に考え、自立した個人として健やかに成長することができるよう、こども・若者の意見や選択を尊重し、こども・若者の最善の利益を図る視点に立った取組を推進します。

視点2

ライフステージに応じた切れ目ない支援がある

こども・若者の健やかな成長と自己肯定感を育み、自分らしく生活できるよう、一人ひとりの成長段階に応じた切れ目ない支援を推進します。

また、子育て家庭等が不安や孤独を抱くことなく、安心してこどもを生み育てることができる環境を整備します。

視点3

健やかな身体とこころを育む環境づくり

特別な配慮が必要なこども・若者を含め、全てのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、多様な体験をし、学び、健やかに成長できるよう、支援体制の強化を推進します。

視点4

横手市全体で、こども・若者、子育て家庭等を応援する

家庭、学校、教育保育施設、企業、地域などが、それぞれの役割を担い、連携し、市内の全ての人々が、こども・若者や子育て家庭を見守り支援するあたたかい地域をつくりま

第3節 基本目標

基本理念を実現するために、以下の5つを基本目標に掲げ、こども施策を総合的に推進します。

基本目標Ⅰ こども・若者の声や権利を尊重し学びと成長を支える

基本目標Ⅱ こども・若者が希望を持って大人になれるよう支える

基本目標Ⅲ 安心してこどもを生き育てることを支える

基本目標Ⅳ 困難な状況にあるこども・若者とその家族を支える

基本目標Ⅴ こども・若者とその家族を社会全体で支える

第4節 計画の体系

基本目標

子:子ども・子育て支援に関する施策
 貧:貧困対策に関する施策
 若:若者の支援に関する施策

I. こども・若者の声や 権利を尊重し 学びと成長を支える

基本施策	子	貧	若
1. こども・若者の意見・権利の尊重	●		●
2. 横手への愛着を育む機会の充実	●		●
3. 差別解消と多様な文化・価値観を尊重する意識づくり	●		●
4. 健全な成長を育む教育の推進	●	●	●
5. 安心して学び過ごせるこどもの居場所づくり	●	●	●

II. こども・若者が 希望を持って 大人になれるよう 支える

1. 多様な遊びや体験、活動できる機会づくり	●		●
2. ライフデザインの形成支援			●
3. 若者の就労支援	●	●	●
4. 結婚・新生活の支援			●

III. 安心してこどもを 生み育てることを 支える

1. こども・若者が希望する妊娠・出産の実現に向けた支援	●		●
2. こどもや母親の健康の確保	●	●	
3. 子ども・子育て支援サービスの充実	●		
4. 適切な学校教育環境の整備	●	●	●

IV. 困難な状況にある こども・若者と その家族を支える

1. 援助・配慮を必要とするこどもへの支援	●	●	●
2. ひとり親家庭への支援	●	●	●
3. こどもの貧困の解消に向けた対策の支援	●	●	
4. 児童虐待防止対策と社会的養護の推進	●	●	●
5. ヤングケアラーへの支援	●	●	●

V. こども・若者と その家族を 社会全体で支える

1. 共働き・共育ての支援	●		
2. 子育てにゆとりを持てる支援の充実	●	●	
3. 安全・安心のまちづくり	●	●	●

第Ⅳ章 施策の展開



基本目標
I

こども・若者の声や権利を尊重し
学びと成長を支える

「横手市こどもの権利宣言」に基づき、こども・若者の幸せを第一に考え、その意見や選択を尊重し、自立した個人として学び、健やかに成長することができるよう支援します。

成果指標

No.	指標等	実績値	数値目標
		令和7年度	令和11年度
1	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	10歳～18歳：75.7% 19歳～39歳：61.6% 【令和7年度こども・若者調査】	10歳～18歳：80.0% 19歳～39歳：65.0%
2	「自分には自分らしさというものがある」と思う若者の割合	19歳～39歳：76.3% 【令和7年度若者調査】	10歳～39歳：90.0%
3	ほっとできる・安心できる場所が1つ以上あるこども・若者の割合（居場所）	10歳～18歳：99.5% 19歳～39歳：99.3% 【令和7年度こども・若者調査】	10歳～18歳：100% 19歳～39歳：100%
4	困ったときに助けてくれる人がいると思うこども・若者の割合	10歳～18歳：99.1% 19歳～39歳：99.7% 【令和7年度こども・若者調査】	10歳～18歳：100% 19歳～39歳：100%
5	こどもの権利の認知度	10歳～18歳：70.4% 【令和7年度こども調査】	10歳～18歳：80%
6	横手市に「住みたい・ずっと住み続けたい」と「住みたい・当分は住み続けたい」を合わせた“住みたい”と思うこども・若者の割合（居住意向）	10歳～18歳：57.8% 19歳～39歳：65.4% 【令和7年度こども・若者調査】	増やす

1 こども・若者の意見・権利の尊重

◇現状と課題◇

こども調査結果では、「こどもの権利」の認知度は70.4%ですが、「どんな内容がよく知っている」は10人に1人に留まっており、今後も継続した周知が重要です。

『横手市こどもの権利宣言』を制定するにあたり、どんなこどもになりたいか、どんなことがあれば幸せだと思うかをたずねたところ、2,562人から延べ3,846件の意見が得られました。

こどもに関わる市の事業に、こどもの声を取り入れていく方法については、「スマホやタブレットから回答するWEBアンケート」(71.7%)が最も多く、意見を表明しやすい環境づくりを進める必要があります。

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
こどもの権利を守る取組の推進	こどもの生命を守り、人として尊重され、良い環境の中で育まれる権利を守る意識を啓発する。	平成20年10月4日に制定した「横手市子どもの権利宣言」を令和7年10月に改定した。宣言内容について周知を図る必要がある。	「横手市こどもの権利宣言」の周知を図る。 また、地域のこどもたちが、自ら権利を認識し、社会全体が積極的にこどもの人権を守る意識を啓発する。	子育て支援課
【新規】「こどもまんなか」についての普及啓発	こども家庭庁が推進する「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、こどもまんなか社会の実現に向け、「こどもまんなか応援サポーター」として活動することを宣言した。	市が推進する取組について情報発信が足りない。	市として宣言することにより、市全体で子育てを応援するという機運をさらに高める。	子育て支援課
こどもの社会参画の推進	こどもが意見を表明する機会や、社会参画できる機会を確保する。	インターネットを介したWEBアンケートや、ワークショップを開催するなど、こどもが意見を表明しやすい機会を増やし、社会参画の推進を図る。	こどもたちが、学校の活動や地域活動を通じて積極的に地域に関わることができるよう環境づくりに努める。	子育て支援課

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
横手を学ぶ郷土学事業	<p>全ての小中学生が、ふるさと横手への関心と郷土への誇りを持ち、次の世代に伝える心を育むことを目的とする。</p> <p>横手を学ぶ郷土学総合テキスト「よこてだいすき」の冊子及びデジタルデータを作成し、各校において学年の段階に応じて計画的に活用している。</p>	<p>より小中学生が学びやすく、教職員が授業等で容易に活用、共有できる総合テキストの形を検討する必要がある。</p>	<p>横手を学ぶ郷土学総合テキストを、より小中学生が学びやすく、教職員が授業などで容易に活用、共有できるようにするため、授業でのICT活用や、授業準備の情報化ができる総合テキストの形を関係部署と連携を図りながら検討する。</p>	伝統文化課
安全で安心な、子どもが親しむ学校給食の提供と食育の推進	<p>児童生徒が食に興味を持ち、食の大切さの理解へとつなげるため、行事食、郷土食など地場産物を取り入れた給食の提供や栄養教諭による学校訪問での食の指導を行う。</p>	<p>年間を通じた地場産品の安定供給、特に冬期間の食材確保と地元生産者組合等の高齢化が進むなか担い手確保が課題である。</p>	<p>児童生徒が地域や伝統的な食文化についての理解を深め、郷土愛を育めるよう学校給食に地場産物を積極的に活用し、旬の味覚や郷土食を伝えるとともに、日常生活における食事についても、正しい理解と望ましい習慣を体得できるよう、食育を推進する。</p>	学校給食課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
障害者差別解消法に基づく取組	障害者差別解消法に基づき、行政機関等及び事業者は不当な差別的取扱いや合理的配慮等の取組を行う。	義務化された合理的配慮の具体的な実践をいかに社会全体で進めていくかが求められる。	障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供など理解促進に取り組む。	社会福祉課
地域福祉計画・地域福祉活動計画の周知	地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制を計画的に整備する。	市と社会福祉協議会が連携し、地域の社会資源の発掘と社会福祉協議会のノウハウを活かし、市民生活全般にわたる福祉の向上を図っている。	市ホームページと市報に計画書を掲載して広く周知し、市内全世帯に配布した概要版により、福祉意識の醸成と啓発を推進する。	まると福祉課
男女共同参画行動計画の推進	男女共同参画社会実現に向けて、横手市の施策や事業を総合的に進めていくため、第5次横手市男女共同参画行動計画を推進する。	行動計画の着実な実行のために、全部署がそれぞれ検討、事業実施するとともに、情報の共有を図っている。	ワークスタイルの見直しやワークライフバランスの実現に向け、研修会や情報発信を通して、市民の男女共同参画に対する意識の醸成を図る。	地域づくり支援課
外国語指導助手の充実・活用	JETプログラムによりネイティブスピーカーを外国語の指導助手として招致し、小中学校の外国語教育の充実を図り、児童・生徒のコミュニケーション能力の向上に資する。	外国語指導助手を計画的に配置し、学習環境、指導体制の充実に向けて整備を行っている。	外国語指導助手を計画的に配置し、小中学校での指導の充実を図る。	教育指導課

(1) 児童の健全育成

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
放課後児童健全育成事業	保護者が就労などにより日中家庭にいない小学生を対象とし放課後や学校休業日に余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る。	核家族化や共働き家庭の増加、同居家族の高齢化等の要因により、児童数は減少しているが学童保育の利用ニーズは上昇している。希望者に対して受け入れ体制が整わず待機児童が発生している施設もある。また、既存の学童保育施設において、老朽化のみならず施設設置当時には想定されなかった新たな保育ニーズが発生している。	社会情勢の変化に応じ、利用ニーズにあった運営を実施する。「横手市学童保育施設整備計画」にのっとり待機児童の解消に向けた環境整備や運営形態などを検討する。 市内各地域の既存学童保育において、老朽化した建物の劣化修繕のみならず、現在のニーズや安全基準に適合するように、照明機器のLED化や空調設備整備、専用区画の拡充等の機能強化を行う。	子育て支援課
あきたわくわく未来ゼミ（わくわく土曜教室推進事業）	長期休業期間中（夏休み・冬休み）に、こどもたちが安全・安心に活動できる公民館などの身近な施設において、地域住民や企業の協力により、勉強やスポーツ、文化活動などを通して、異年齢交流や豊かな体験活動を行い、こどもの健全育成を図る。	長期休暇期間に市内で14教室を開催し、学習や各種体験活動を行っており、今後も継続して取り組む。学校や家庭では体験できないような様々な活動ができることに加え、地域の人と関わる貴重な機会となっているが、高齢化によりスタッフの入れ替わりがあり、人材確保が課題となっている。	こどもたちに身近な施設で、地元の大人が参画する形とし、充実した活動を目指していく。	生涯学習課
児童館・社会教育施設の活動促進	児童・生徒が健全な遊びを通じて健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。	様々な催しを開催したり、育児中の母親たちの自主サークル活動など営利を目的としない活動に場所の提供を無償で行っている。	児童・生徒、家族や地域住民が参加できる催しや交流の機会と場をつくり、家族や地域全体でこどもたちの情操豊かな育みと健全育成を図る。	子育て支援課 生涯学習課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
児童健全育成に関わる児童厚生員、放課後児童支援員等の人材育成	児童厚生員や放課後児童支援員などの資格の取得や研修会への積極的な参加を促進する。	児童厚生員や放課後児童支援員などの資格の取得と研修会の積極的な参加を促進している。	児童厚生員や放課後児童支援員などの資格の取得や研修会への積極的な参加を促進する。	子育て支援課
市こども会育成連合会活動等の支援	市こども会育成連合会をはじめとする青少年・社会教育団体の事務的な支援や運営費の補助を実施する。	地域に会員となるこどもが減少する中、自主財源の確保が難しく、活動の継続が困難な状況である。	各団体活動の普及と育成及び活動の活性化を図るための支援を継続する。	生涯学習課
青少年育成横手市民会議の活動促進	青少年の健全な育成を図ることを目的とし、青少年育成関係機関をもって組織し、声かけ運動などの活動を展開する。	令和6年7月23日、わたしの主張2024秋田県大会県南地区予選大会を開催。各地域において事業内容はやや異なるが、声かけ運動、意識啓発活動などを実施している。	青少年の健全育成のため、家庭、学校、地域社会が一体となった住民総ぐるみの運動を展開する。	生涯学習課
児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	一人ひとりがかげがえのない大切な存在であることに気づき、社会で直面する様々なストレスへの対処方法を理解し、希求行動を身につける。	市内小学校7校/14校中に実施。今後も継続して実施できるように、市・教育委員会・学校と連携する。	社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるための教育を推進する。	健康推進課 教育指導課
児童や生徒の自殺予防に向けた「周囲の人の気づく力」の強化	児童や生徒が勇気を持って発したSOSに対する気づく力と必要に応じて各種相談機関等につなぐなど、児童生徒の心のケアに関する対応力向上のための研修を市内小中学校の教職員を対象に実施する。	令和5・6年度に2回実施。スクールカウンセラーと連携の強化を図りながら、こどもたちを見守り・必要に応じてつなげる。	児童や生徒が勇気を持って発したSOSに気づき、相談等に対応し、必要に応じて各種相談機関等につなぐことができるよう「児童や生徒の心のケアに関する対応力向上のための研修」を実施する。	健康推進課 教育指導課

(2) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
有害環境対策の推進	インターネットや携帯電話などでの情報を正しく得るための講習会を実施する。 また、青少年育成横手市民会議で実施する声かけ運動の際に、有害環境対策についての啓発活動を実施する。	児童・生徒にタブレット端末が配布されて以降、学校教育分野でWEB上の有害環境対策に取り組んでおり、当団体における役割は初期の目的を達成した。またインターネットの普及により白いポスト(有害図書の回収箱)の役割も終えつつある。	引き続き、学校教育の中でも有害環境に関する学習を継続して実施する。 白いポストの設置については廃止の方向で協議する。	生涯学習課

(3) 確かな学力の向上

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
教育研究推進事業	児童生徒の「生きる力」の育成を目指し、ブロック単位での研究指定を行い、共通課題の解決に向けた主体的な研究の推進を図る。	「教師がこどもを育てる学校」という概念から「こどもが自律的に育つ学校」への変革を実現すべく研究を重ね、学校経営改善、授業改善に取り組んでいる。	こどもたち一人ひとりが将来、自分の個性を最大限に発揮しながら“よりよい社会を創る担い手”となり活躍する姿を明確にしながら、学校経営委改善、授業改善、図書館の利活用、NIEの推進等共通実践課題に向け研究を進める。	教育指導課

(4) 豊かな心の育成

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
文化芸術振興事業	秋田県青少年劇場・文化芸術による子供育成総合事業は、その成長段階に応じて、質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家によるワークショップなどを実施し、豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、優れた文化芸術の創造に資することを目的に開催する。	市民ステージ祭・交流美術展の開催。 芸術鑑賞機会の提供（芸術鑑賞事業、横手市自主文化事業）。 市民ステージ祭は、市民が日ごろ学んだ成果を発表する場として継続が必要だが、来場者の減少、出演者の高齢化など課題が多い。 芸術鑑賞事業では、大きな舞台（市民会館）を利用することで、学校の体育館では味わえない、迫力ある演出で鑑賞できる。	市民ステージ祭・交流美術展は主催団体である横手市芸術文化協会と協議を進め、継続していく。 芸術鑑賞機会の提供については、各学校へ情報提供しながら複数校での合同開催を呼びかけながら継続して実施する。 ワークショップなど体験型で芸術に触れる機会を提供する。	生涯学習課
ジュニアリーダー育成事業	中高生の地域活動参画の推進と小学生を主体とした活動のサポート役として育成を行う。育成推進にあたり、横手市こども会育成連合会の協力も得る。メンバーの募集については、学校の協力を得て実施する。	中高生にとっては学校行事や部活動と平行しての活動となるため主体的に活動することが難しい。	自主的な活動や実施、評価ができるよう、各種研修会への参加を支援する。スキルアップのため、他地域のジュニアリーダーとの交流を促進する。ジュニアリーダーの活動が広く周知されるよう、広報活動を行い、同時に会員の募集を図る。	生涯学習課
幼児期からの読書活動の推進	4か月健康診査時に、横手市から絵本を贈る。子育て支援センター職員などによる読み聞かせの実践アドバイスを行う。	4か月健康診査時に、横手市から絵本を贈る。子育て支援センター職員などによる絵本の読み聞かせの実践、図書館課作成のリーフレットの配布を行う。	今後も絵本の贈呈を継続し、こどもたちの豊かな心の成長を促すため読書活動を推進する。	健康推進課・図書館課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
図書館でのこどもの読書活動の推進	家庭・地域及び学校と連携し、「夢を育む本との出会い」の場として、市立図書館におけるこどもの読書活動の推進を図る。	現在は、各図書館で毎月1回の「おはなし会」の開催や、「満点カード」、「読書手帳」、「としょかんスタンプラリー」を実施している。今後は、継続的に読み聞かせボランティアを育成する環境づくりや、親子で楽しめる行事や展示の企画をさらに進める必要がある。	令和6年度からの第1次横手市読書活動推進計画に基づき、本との出会い、読み聞かせやお薦め絵本の紹介など乳幼児期の読書習慣の形成につなげるほか、家読の推進PRやコーナーを企画し、家庭における読書活動を推進する。	図書館課

(5) 健やかな体の育成

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
こどもたちのスポーツ環境の整備	スポーツ少年団などの育成を進めていくため、横手市体育協会と連携し、指導者の養成と資質の向上を図る。	少子化により、スポーツ少年団等のクラブ数は減少している。単一のクラブ活動が難しくなり、統廃合が毎年続いている状況である。そのような中で指導者の育成が難しくなっている。引き続き、関係団体と連携しながら指導者講習会への受講の呼びかけや研修会など開催していきたい。	秋田県スポーツ少年団指導者講習や地域スポーツクラブなどの活用を図り、スポーツができる環境づくりを支援する。また、あわせてスポーツ施設の適切な管理・運営を図り、こどもたちの活動の場を提供したい。	スポーツ振興課

(6) 信頼される学校づくり

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
学校施設開放実施	開かれた学校づくりの一環として、学校施設の一部を地域の人々に開放する。	市内の小中学校の体育施設を開放しており、利用の約8割が小中学生の所属する団体である。学校教育に支障のない範囲での開放であるため、各校の事情に応じた利用環境の違いや制約がある。一般のスポーツ施設との違いを理解いただきながら無料での開放としている。	引き続き多くの市民がスポーツにふれることができるよう、小中学校の体育施設の開放を継続する。今後、地域のスポーツ施設の状況やニーズの変化があった場合は、利用環境を含めた学校開放のあり方を検討したい。	スポーツ振興課

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
不登校児童生徒の社会的自立支援 (南・西・東かがやき教室の設置運営)	教育支援センター「南・西・東かがやき教室」に教育相談員を配置し相談や支援に応じる。	学校と連携した適切な指導や支援により、児童・生徒の自尊感情が高まり、少しずつ学校復帰や主体的な進路選択への意欲が高まっている。	教育支援センター「南・西・東かがやき教室」を中心に教育相談体制機能の充実を図る。中学3年生は本人の意思を尊重した進路実現を目指す。	教育指導課
Yotte・Cotto (横手市こども・若者相談窓口) の充実	不登校などに悩む児童生徒に対して、カウンセラーが常駐し相談対応を行い、安心して過ごせる居場所を提供し、小中学校を卒業後も切れ目なく継続的な支援を行う。	地域において、多様な機会等に相談できる窓口や社会的自立を支援するための受け皿が必要であり、社会とのつながりを絶やさない適切な対応が重要である。	こども・若者の気軽な相談窓口としてY2ぷらざに開設。相談または来所や訪問の予約を受け付ける予約フォームも設置。	まるごと福祉課
ICT等の活用による学習機会の拡大	ひきこもりや不登校児童・生徒を対象に、こどもたちの心の居場所を提供し通所だけでなく在宅でのICTなどの機器を利用した通信指導を含む学習機会の拡大を図る。	ICT機器などの活用も含めこどもの自立心や社会性を育むための学習機会の拡大について検討を図っている。	ひきこもりや不登校児童・生徒対策の一つとして関係機関との連携を図っていく。	教育指導課
放課後等デイサービス事業の充実	障がいのある就学後の児童に対して、放課後や学校休業日において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進する。	市内事業所は増加傾向にあり、あわせて利用ニーズも増加している。そのため障がいのあるこどもへの切れ目ない支援に向けた家庭・学校・福祉の連携体制(トライアングル)の構築が求められる。	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを強化する。利用を希望する全ての方が利用できるよう整備に努める。	社会福祉課

基本目標 II

こども・若者が希望を持って 大人になれるよう支える

横手市に暮らすこども・若者が、多様な遊びや体験から学び、希望を持って、横手の未来をともにつくる大人となれるよう社会全体で支えます。

成果指標

No.	指標等	実績値	数値目標
		令和7年度	令和11年度
1	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うこども・若者の割合	10歳～18歳：83.5% 19歳～39歳：64.2% 【令和7年度こども・若者調査】	10歳～18歳：90.0% 19歳～39歳：70.0%
2	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	10歳～18歳：83.9% 19歳～39歳：56.6% 【令和7年度こども・若者調査】	10歳～18歳：85.0% 19歳～39歳：70.0%
3	将来の夢や目標を持っているこどもの割合	10歳～18歳：82.7% 【令和7年度こども調査】	10歳～18歳：85.0%
4	結婚したいと思っているこども・若者の割合	10歳～18歳：54.6% 19歳～39歳：54.6% 【令和7年度こども・若者調査】	70%
5	こどもを持ちたいと思っているこども・若者の割合	10歳～18歳：58.0% 19歳～39歳：52.3% 【令和7年度こども・若者調査】	70%

1 多様な遊びや体験、活動できる機会づくり

◇現状と課題◇

こども・若者調査結果では、地域や社会をよくするために何かしてみたい人は、10歳～18歳は83.5%、19歳～39歳は64.2%と意欲的です。

また、こどもや若い世代が魅力を感じる遊び場や娯楽などの施設が少ないと感じている若者が多く、生活環境の充実を望む声が寄せられました。

こども・若者にとって多様な遊びや体験活動ができることは、健やかな成長の原点であり、そうした場の提供と環境づくりが必要です。

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
【新規】こどもや若者の交流拠点（居場所）づくり	こどもや若者が天候に左右されずに元気に遊び、学び、健やかに成長できるように環境を整える。	こどもや若者、子育て世代が安心して過ごせる居場所を提供し、健やかな育ちを支える必要がある。	こどもや若者、子育て世代を中心に多世代が集まる憩いの場を核としたにぎわい交流拠点を整備する。	地域創造戦略室 子育て支援課
【再掲】文化芸術振興事業	80 ページ参照	—	—	—
【再掲】ジュニアリーダー育成事業	80 ページ参照	—	—	—
【再掲】放課後児童健全育成事業	77 ページ参照	—	—	—
【再掲】あきたわくわく未来ゼミ（わくわく土曜教室推進事業）	77 ページ参照	—	—	—
【再掲】児童館・社会教育施設の活動促進	77 ページ参照	—	—	—

2 ライフデザインの形成支援

ライフデザイン

「将来どんな人生を送りたいか」について考えることをライフデザインといいます。子ども・若者自身が理想とするもの、大切だと思うものについて理解し、自分の夢や目標を見つけ、自分の幸せを実現しましょう。

◇現状と課題◇

子ども・若者調査結果では、自分の将来について明るい希望があると思う子ども・若者の割合は10歳～18歳が83.9%、19歳～39歳が56.6%でした。さらに、子ども調査結果では将来の夢や希望を持っている子どもの割合は82.7%となっており、8割以上の子どもが将来の夢や目標を持っています。

子ども・若者が、自身の将来について、仕事をする事、結婚や子どもを持つことなど、様々なライフイベントと仕事におけるキャリア形成とのバランスをとることが必要になることなどをライフデザインとして早期から思い描けるよう支援する環境づくりが重要です。

▲ 施策の方向 ▲

結婚や子どもを持つことについて、向き合い考える機会や情報を提供するとともに、子ども・若者が、人生の選択の幅を広げられるよう支援します。

《子ども・若者、子育て家庭、市民の声》

(子ども調査より)

○秋田は人が優しく空気も良い住みやすい場所であるのに、少子高齢化はどんどん進み、自分自身も横手に住むビジョンが見えていない。

(若者調査より)

□ライフデザインの個々の幸せについて義務教育内でもっと具体的に考え方、組み立て方などを指導してもいいと思う。

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
【再掲】男女共同参画行動計画の推進	75 ページ参照	—	—	—

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
就業支援の取組	県、ハローワークなどの関係機関と連携しながら、若年者の地元定着のため、新規学卒などの就職促進を図る。創業支援事業計画に基づき、商工団体、金融機関などの支援機関と連携し、起業しやすい環境を構築する。	横手管内における有効求人倍率は1.0倍前後を推移しているが、業態による人手不足は一層顕著になっている。一方、市内の新規高卒者で就職希望者の3割は県外に就職しているのが現状である。人口減少、少子高齢化に歯止めをかけるために、若者の地元就職を図るための支援や、起業・創業にチャレンジする方への支援が一層必要である。	新規学卒者などの地元就職促進について、県、ハローワークなどの関係機関と連携し、推進する。起業・創業にチャレンジする方に対し、商工団体、金融機関などの支援機関と連携し、支援を行う。	商工労働課
奨学金貸付制度	経済的な理由により、修学が困難な学生などを支援するため、一定の基準により学資の貸付を行う。	支援を必要とする世帯に貸付が実行できるよう、制度内容や申込み受付期間などの周知をより一層徹底する必要がある。	保護者の負担軽減を図るとともに、社会の有用な人材の育成につながるよう今後も事業を継続していく。	学校教育課
若年者等人材育成・地元定着支援事業	若年者の横手市への定住を促進するため、新卒者等の若い世代を対象としたUIJターンのための就職を支援する、市内企業の求人状況や企業情報等を得られる就職情報ポータルサイトを構築する。市内事業者の採用活動を支援し、雇用の確保と地域経済の発展を図る。	少子高齢化の進展や進学・就職で若年者が地元を離れ、働き手となる生産年齢人口が減少している。一方で市内事業者の採用意欲は高まっており、人材確保が難しくなっている。	若年者の地元定着のため、事業所が行う魅力発信への支援や、人材採用力の強化につながる取組を今後も継続して実施する。	商工労働課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
生活困窮者（世帯）に対する自立支援の促進	生活困窮者自立支援制度推進のため次の4つの取組を行う。①生活困窮者自立相談支援窓口、②住居確保給付金、③家計改善支援事業、④就労準備支援事業。	生活に困窮する原因を明確にし、適切なアセスメントを実施。一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない支援プランを提供し自立をサポートしている。 多様な問題を抱えているケースが多く、自立を支援するためのサービスや給付等の資源不足が問題となっている。	国や県の動向を注視しながら、生活困窮者に対する自立支援対策を推進する。	社会福祉課

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
あきた結婚支援センター入会登録料の全額負担	独身男女の出会いの機会創出と結婚を支援するため、一般社団法人あきた結婚支援センターへの入会を希望する方に対して、入会登録料(1万円)を全額負担する。内閣府の地域少子化対策重点推進交付金を活用し実施している。	市全体の婚姻数の減少とともに、あきた結婚支援センターに入会する方も減少傾向にある。あきた結婚支援センターと連携し、周知等の充実を図る必要がある。	出会い・結婚の支援として、取組を継続していく。	経営企画課
「結婚・誕生おめでとう」事業	結婚や赤ちゃんの誕生をお祝いして、平成 27 年 1 月から「ローズカラー（ばら色）の婚姻届用紙」の配布と「記念証」の贈呈を行う。婚姻届、出生届を提出された方に「記念証」を発行している。	婚姻届・出生届を窓口にて提出した方に記念証を渡している。	窓口にて婚姻届、出生届を提出した方に渡す。	市民課
横手市結婚新生活支援事業補助金	結婚して新生活を始める新婚世帯に対して、住宅借費費用、引越費用、住宅取得費用、住宅リフォーム費用の一部を補助する。婚姻日時点で夫婦ともに 29 歳以下の場合の補助上限額は 60 万円、39 歳以下の場合 30 万円である。内閣府の地域少子化対策重点推進交付金を活用し実施している。	若年層の結婚生活に伴う経済的支援として、一定の効果があり、年々支援件数が増加している。 制度内容の周知を引き続き実施し、支援を継続する必要がある。	婚姻の障壁となり得る要因のひとつとして「経済力」もあることから、引き続き支援を継続していく。	経営企画課
【新規】若年世帯住まい応援事業補助金	29 歳以下の夫婦が、住宅取得や住宅の増築・リフォームをする際の費用の一部を補助する。	近年の物価高騰により住宅価格も高騰し、経済的負担が大きくなっている。 若年層の定住促進のためにも、経済的支援をする必要がある。	若年層の定住促進の取組の充実を図る	経営企画課

基本目標
Ⅲ

安心してこどもを生き育てることを
支える

子育て当事者が不安や孤独を抱くことなく、安心してこどもを生き育てることができるよう、支援を充実します。また、こども・若者一人ひとりの成長段階に応じた切れ目ない支援と、思春期保健対策の充実、ひきこもりや不登校への対応などを通じて、こども・若者が健やかに成長できる環境づくりを進めます。

成果指標

No.	指標等	実績値	数値目標
		令和7年度	令和11年度
1	乳児(4か月児)健康診査の未受診率	0.3%	0%
2	待機児童数(就学前)	0人	0人
3	朝食の摂取率(毎日食べる)割合	小学生:89.8% 【令和6年度子育てに関する調査】	92%
4	学校が落ち着いて安心できる場所である児童生徒の割合	10歳~18歳:77.8% 【令和7年度こども調査】	10歳~18歳:85.0%
5	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思う児童生徒の割合	10歳~18歳:11.8% 【令和7年度こども調査】	10歳~18歳:50.0%

1 こども・若者が希望する妊娠・出産の実現に向けた支援

◇現状と課題◇

次代を担うこどもたちが、将来こどもを産み育てることの大切さ、子育ての楽しさを感じられるよう、家庭、地域、学校等において次代の親を育てる体制づくりが求められています。

家庭や地域における子育て力を高めるため、親子で参加する体験イベントや保護者の学びや交流を目的とした各種講座等を実施しています。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
思いがけない妊娠や性に関する問題について気軽に相談できる相談体制の充実	思いがけない妊娠による妊婦の孤立を防ぎ、母子の生命と健康を守るため、相談体制の充実を図る。	市の相談窓口を周知し、随時関係機関と連携を図っている。	思いがけない妊娠や性に関する問題について気軽に相談できる県の「女性健康支援センター」を通じて助産師等による相談活動を行う等、相談体制の充実を図る。	子育て支援課 健康推進課

(2) 次代の親の育成

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
【再掲】男女共同参画行動計画の推進	75 ページ参照	—	—	—
家庭教育	家庭での教育力向上を目的に、保護者の学びの場の提供や父親とこどもの体験イベントを通じた父親の家庭教育参加促進を図る。	新入学児童保護者を対象とした子育て講座を開催している。 家庭教育支援チームと連携し親の学びや交流を目的とした各種講座、親子参加型イベントの開催のほか、父親とこどもの体験イベントを年2回程度開催している。	保護者を対象に家庭教育の役割について広め、意識の啓発を図る。 家庭教育支援チームの周知、講座やイベントの開催、情報提供や相談対応等で家庭教育支援を展開する。	生涯学習課

《こども・若者、子育て家庭、市民の声》

(若者調査より)

□結婚したい人、希望のない人、全ての人が生活しやすい町になると良いと思う。幸せの形は人それぞれであるので、こどもがいない人がかわいそう、さみしそうと思うような環境をつくらない。そして、望んだ人たちがこどもをつくれるよう不妊治療も力を入れてほしい。

(子育てに関する調査より)

◇予防接種の補助など、他市町村よりも充実したサポートがあることを子育てしてから知った。もっとアピールしていい点だと思った。

◇第1子なのもあり、月齢毎に何をするのかわからず、健康診査等で指導してもらった。個人的な意見になるが、事前に保健師さんから指導して頂ける機会があったらなと思った。

(1) 妊産婦の保健医療対策の充実

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
妊婦健康診査事業	妊娠期の疾病の早期発見・早期治療により、安心して出産するための健康な母体づくりを促進する。	妊婦健康診査を受診できるように母子健康手帳交付時に受診票を発行している。全ての妊婦健康診査を網羅できる枚数の発行を継続し、助成金額の拡充も行った。妊婦歯科健康診査の受診者は71%であり、受診率の向上を図る必要がある。	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票の配布を継続するとともに、健康診査の結果要精密検査の者を妊婦精密検査対象としてフォローする。 妊婦歯科健康診査受診率向上のため、母子健康手帳交付時に歯科保健の重要性について理解を図る。	健康推進課
妊産婦・乳幼児訪問指導事業	安心して出産や育児ができる環境を整えるため、また、新生児の成長や発達を確認し、母子ともに健やかに生活できるよう支援するために、家庭訪問を行う。	妊産婦及び乳幼児に保健師や助産師が訪問し、身体計測及び発育や栄養状態等必要な確認を行い、保健指導を実施している。	保健師による全乳児への訪問指導を実施する。 妊婦健康診査の結果、必要のあるケースに対して、保健・栄養指導の強化を図る。	健康推進課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
妊婦教室事業	健やかな妊娠及び出産ができるよう、また、意欲的に楽しく育児ができるよう仲間づくりを推進し、妊婦とその家族に学習の場を提供する。	マタニティクラス年8回、赤ちゃんのお風呂の入れ方体験講座は4回開催。 マタニティクラスは夫婦で参加しやすいよう夜間に実施するなどの工夫をしている。赤ちゃんのお風呂の入れ方講座は実施日以外でも個別対応している。	マタニティクラス、赤ちゃんのお風呂の入れ方体験講座妊婦教室の実施において、関係機関との連携を図り啓発活動を実施する。アンケートにより必要とされる内容の把握に努め、内容について検討する。	健康推進課
初産婦への支援	妊娠期から切れ目のないように支援を行うとともに妊娠や出産、育児に対しての不安の軽減に努める。	初産婦・経産婦問わず、全妊婦の母子手帳交付時に保健師、助産師による面接相談を実施し、妊娠や出産、育児に対しての不安軽減につながるよう支援している。	母子健康手帳交付時に保健師や助産師が面接相談を実施し、妊娠期から切れ目のないように支援を行うとともに妊娠や出産、育児に対しての不安の軽減に努めている。支援については、関係機関との連携を図り実施する。	健康推進課
妊産婦への食に関する学習会や情報提供	妊婦の健康を維持し、子どもを健やかに育てる食生活を推進する。	食習慣調査を活用し、個人の結果に基づく通知指導を行っている。	妊娠前から、バランスのとれた食事のとり方を学び、女性の健康意識向上を目指す。そのために若い世代への栄養教育の機会やSNSを活用した情報提供を拡充する。	健康推進課
育児不安軽減のための相談体制整備	相談体制の整備充実により、保護者の育児不安を解消し、健全な子育てを促進する。	子育て応援窓口が相談窓口であることを周知し、随時関係機関と連携を図っている。	妊娠届出時から出産～子育て期まで切れ目のない支援を行い不安の軽減に努める。随時関係機関と連携を図り支援する。	健康推進課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
【拡充】産前・産後ファミリー応援事業	横手市に住所を有し居住している世帯で、妊婦が属する世帯及び出生後2年未満の乳幼児と同居し養育している世帯に出産後のご家庭の家事や育児負担を軽減し、安心して子育てができるよう、家事代行のヘルパーを派遣し、その費用の助成を行う。	妊娠届出後から分娩日まで24回、満1歳になる前日まで48回、満2歳になるまで48回の利用券の支給（1回60分）	妊産婦や子育て世帯の身体的・精神的負担を軽減し、安心して出産・育児ができるよう供給体制を整える。利用促進のため、赤ちゃん訪問時や窓口来庁時、各種広報媒体を活用し、事業を周知していく。	子育て支援課
妊産婦にやさしい社会環境の整備	妊産婦が充実した社会生活を送れるよう、ハード・ソフトの両面から環境整備を図る。	「母性健康管理指導事項連絡カード」（母子手帳内）やマタニティマークを配付し、妊婦の健康管理について啓発している。	「母性健康管理指導事項連絡カード」（母子手帳内）やマタニティマークを配付し、妊婦の健康管理について啓発する。	健康推進課
助産施設入所事業	妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合その妊産婦からの申込みにより助産施設において助産を行う。	助産の実施基準に従い、妊産婦に対する情報の提供や助産施設との連携を図りながら助産を実施している。	制度の周知を図りながら、今後も継続して取り組んでいく。	子育て支援課

（2）こどもの病気や事故の予防

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
乳幼児健康診査事業	乳幼児の発育・発達を確認し、適切な指導・支援を行う。また、育児不安の軽減、児童虐待の早期発見と対応を促進する。	乳幼児健康診査の受診率は90%以上となっている。受診率が100%となるよう未受診者への受診勧奨を行うとともに、家庭訪問等でフォローするなど対応をしている。	乳幼児の発育・発達を確認し、適切な指導・支援を行う。育児不安の軽減、児童虐待の早期発見と対応を促進する。	健康推進課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
新生児聴覚検査事業	聴覚障害を早期に発見し、適切な支援を行うために新生児聴覚検査の助成を行う。	委託医療機関において、聴覚検査を実施し、費用を全額助成している。	聴覚障害を早期に発見し、適切な支援を行うために新生児聴覚検査の助成を行う。	健康推進課
乳幼児家庭訪問事業	育児不安を持つ親、または各種健康診査後に事後指導が必要な保護者などへ適切な保健指導を行うため、家庭訪問を行う。	保健師や助産師による訪問指導を実施し、育児不安の軽減に努める。訪問を希望しない場合は面接相談を実施した。また、経過観察を要する乳幼児に対して、家庭訪問を行い、必要な支援に結び付けている。	保健師や助産師による訪問指導を実施し、切れ目のないよう支援を行うとともに育児に対しての不安の軽減に努める。また、乳幼児健康診査・相談未受診者や経過観察を要する乳幼児については、関係機関と連携し実施する。	健康推進課
予防接種事業	感染性の疾病の発生や蔓延・重症化を予防し、多くの人々が免疫を獲得することで、被接種者のみならず、地域の全体の感染拡大予防となる。また、極めてまれではあるが健康被害の迅速な救済を図る目的で、法定予防接種を行う。長期にわたり療養を必要とした疾患や治療等により定期接種の機会を逃した者に対しては、予防接種の機会を設け、健やかな成長を支援する。定期接種はA類・B類疾病を予防接種法に基づいて実施し、ほかに流行性耳下腺炎など任意予防接種がある。	定期予防接種はロタウイルス感染症・B型肝炎・BCG・五種混合・日本脳炎・MR（麻しん風しん混合）・小児の肺炎球菌感染症・水痘HPVウイルス感染症などがあり費用は全額助成。任意予防接種はインフルエンザ・流行性耳下腺炎ワクチン等を実施し、一部助成している。定期予防接種の場合、個別通知等により接種勧奨をしている。母子モアプリの利用を促し、接種スケジュールを分かりやすく案内している。電子予診票の利用率向上のため協力医療機関を増やす。	定期接種の対象年齢時に計画的に接種できるように、接種スケジュール等を赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査等で説明する。母子モの利用率向上を図り、保護者が予防接種スケジュールを把握しやすい環境を整える。未接種の勧奨については、引き続き通知等で促していく。電子予診票を活用できるように、対応できる医療機関を増やす。	健康推進課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
乳幼児健康相談	乳幼児の成長や発達を確認し、疾病や問題の早期発見、適切な対応及び指導を行うことにより、育児不安の軽減を図る。	各健康相談の受相率が100%となるよう未受相者への受相勧奨を行うとともに、家庭訪問等でフォローするなど対応をしている。	乳幼児の成長や発達を確認し、適切な対応及び指導を行うことにより、育児不安の軽減を図る。	健康推進課
小児生活習慣病の予防	横手市小児生活習慣病予防対策委員会を設置し、市内保育所（園）、小中学校において小児生活習慣病予防を図る。また、小学校4年生及び中学校1年生を対象に、小児生活習慣病予防健康診査を実施する。	食育講座や児童・生徒の個別指導、運動習慣の普及に加え、乳幼児期からの保護者への周知に取り組んでいる。	横手市小児生活習慣病予防対策委員会を主体とし全市一体となって小児生活習慣病予防対策事業を推進する。また、家庭における食・生活・運動習慣への理解促進に継続して取り組んでいく。	学校教育課 健康推進課
こどもの事故防止等の啓発事業	こどもの事故について情報提供し、事故の未然防止の徹底を図る。	乳幼児健康診査、健康相談時にパンフレットにより発達段階に合わせた情報提供を行い、事故防止に対する啓蒙を実施した。	乳幼児健康診査、健康相談時発達段階に合わせたこどもの事故について情報提供し、未然防止を図る。	健康推進課
こどもの事故防止教室	子育て中の保護者を対象とした事故防止教室を行う。	ファミリー・サポート・センターや子育て支援センターで、こどもの安全と事故に関する講習会を開催している。	こどもの安全と事故防止の講習会を実施する。	子育て支援課
歯科保健対策	一貫した歯科保健指導を行うことにより、生涯にわたって健康を維持する。	妊婦歯科健康診査の受診率向上のため妊娠届出時などで受診勧奨を行っている。また、各乳幼児健康診査・相談での健康指導、保育園、認定こども園、小中学校での歯科健康教育並びにフッ化物洗口を実施した。	生涯にわたって歯・口腔の健康を維持できるように、歯科健康教育、フッ化物洗口事業を行う。	健康推進課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
「第3期よこて健康増進計画」の推進	生活習慣改善、健康増進、疾病予防に重点を置き、一人ひとりの健康づくりを社会全体で支援する計画を推進する。	指標の未達成項目の多かった肥満対策、がん検診精密検査受診率の向上、認知症予防対策の充実、自殺予防が課題となっている。	第2期計画から引き続いて9分野で重点目標を設定し、ライフステージ毎の取組を実施する。	健康推進課

(3) 小児医療の充実

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
小児医療の充実・確保	休日でも安心してこどもが医療機関にかかれる体制を整える。	毎週日曜日の夜間、平鹿総合病院にて小児救急外来を開設しているが、従事できる医師が限られているため体制の維持が困難。	横手市医師会と協力し、体制を維持していく。	健康推進課
福祉医療制度の充実（マル福）	横手市は高校生世代までの児童・生徒等について所得制限を廃止するなど秋田県の制度に上乘せした助成を行っている。また、ひとり親家庭の親の医療費（自己負担分）も市が独自に助成する。	令和5年8月より高校生世代まで対象を拡大している。	申請に漏れないよう、窓口での案内のほか、市報やホームページなどで制度の周知を継続して図る。	国保年金課
未熟児養育医療給付事務	身体の発育が未熟のまま出生したこどもに、必要な医療の給付を行うとともに、未熟児の保護者に対する訪問指導を行う。	未熟児及びその保護者の健康を支援するため、養育に必要な医療費給付のための適確な事務を実施した。未熟児と保護者へ訪問指導を行い、育児不安の軽減に努める。	未熟児及びその保護者の健康を支援するため必要な医療の給付を行うとともに、未熟児の保護者に対する訪問指導を行う。	健康推進課

(4) 不妊・不育への支援対策

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
不妊・不育治療費助成事業	不妊・不育治療を受ける夫婦に治療費用の一部助成事業を紹介し、妊娠や出産を支援するとともに、不妊・不育についての周知活動などにより、夫婦の精神的負担の軽減を図る。	一般不妊治療、不育治療を受けた者には年度内に支払った自己負担上限 30 万円、特定不妊治療を受けた者には県の特定不妊治療費助成後の自己負担額 1 回上限 30 万円を助成する。また、交通費として 8 割を助成する。	不妊治療（一般・特定）及び不育症治療費助成事業を行う。（特定不妊治療費助成事業については、県の助成に上乗せし治療費助成を行う）事業の周知を図るとともに、相談しやすい環境を整備する。	健康推進課

(5) 食育の推進

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
離乳食・乳幼児食相談事業	月齢に応じた食事指導を実施することにより、こどもの健やかな成長を図る。	月齢に合わせた食事形態、体重増加等を確認し、個別相談を実施する。	個々の成長にあわせた食事の与え方をガイドラインを元に提案し、生活リズムを整え正しい食習慣が身に付く機会を増やし相談を充実させる。	健康推進課
保育園児等・小中学生への食育・保健指導	食を通じた健全育成と健康増進のため、認定こども園や保育所など、小中学校の児童・生徒及び保護者などを対象に、歯科指導、食育指導並びに保健指導等の学習会や情報提供を実施する。また、よこて健康増進計画における目標達成及び生活習慣病予防の普及啓発に努める。	食習慣調査結果を分析し、地域のデータとして栄養教育に活用する。生活習慣病予防のため、バランスのとれた食習慣が身につくよう関係機関と連携し食育活動を実施する。	幼児期・小児期からの生活習慣病予防の対策として、正しい食習慣が身につくように親子での学習する授業を関係機関と地区組織活動の連携で行っていく。	健康推進課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
食育推進事業	横手市における食育の基本方針を明らかにし、全ての市民が生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう望ましい食育活動を推進する。	より効果的で実効性のある施策を展開するため、「横手市食育推進計画」の実施評価を行いながら、関係機関との連携を図っている。	市民一人ひとりが、健康で幸せな生活を送ることができるよう、様々な分野での食育活動を推進する。	食農推進課

(6) 思春期保健対策の充実

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
思春期健康教育の充実(心の健康推進事業)	小中学校における心身の健康教育と健康づくりの知識の普及啓発を行う。	小中学校や関係機関と連携し、疾病予防や心の健康に関する健康教育を実施。	小中学校における心身の健康教育と健康づくりの知識の普及啓発を行う。教育委員会と連携し、未実施の学校への働きかけを行う。	健康推進課
【再掲】児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	78 ページ参照	—	—	—
【再掲】児童や生徒の自殺予防に向けた「周囲の人の気づく力」の強化	78 ページ参照	—	—	—
【再掲】不登校児童生徒の社会的自立支援(南・西・東かがやき教室の設置・運営)	84 ページ参照	—	—	—
【再掲】ICT等の活用による学習機会の拡大	84 ページ参照	—	—	—
【再掲】Yotte・Cotto(横手市こども・若者相談窓口)の充実	84 ページ参照	—	—	—

(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
延長保育事業	保護者の就労や突発的な要因により、通常の保育時間を超えて児童を保育する。	事業実施施設に対し、事業にかかる費用を助成している。	施設の負担軽減を図り、ひいてはこどもの安全、安心な保育環境を整える。	子育て支援課
【再掲】放課後児童健全育成事業	77 ページ参照	—	—	—
利用者支援事業	こどもまたはその保護者が、子育て支援を円滑に受けられるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談や助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する。	横手市児童センターや乳幼児健康診査会場にて、子育て支援に関する情報提供や助言・相談を行っている。	個別の子育て家庭のニーズを把握し、適切な施設や事業などを円滑に利用できるよう支援する。	子育て支援課
子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)	保護者が病気などにより家庭で昼夜とも児童を養育する人がいない(祖父母、親類などもない)場合、一時的に児童養護施設で預かり養育する。 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなど身体的・精神的負担の軽減が必要な場合も対応する。 保護者が仕事などの理由によって帰宅が平日の夜間であったり、または休日不在になる家庭の児童を、児童養護施設に通所させて、生活指導、夕食の提供などを行う。	家族形態の変化により、一時的に児童の養育困難になる場合があり、問合せはあるものの利用は少ない。 受け入れ施設の空き状況により、受け入れ困難な場合が想定される。 利用者数は多くはないが、勤務形態の多様化や家庭の事情などで、休日・夜間にこどもの面倒をみるのができない家庭の児童が利用している。	受け入れ施設に限りがあるため、里親契約も検討し受け入れ体制の確保を図る。 事業の内容を子育てハンドブックやホームページなどを活用し周知を図る。	子育て支援課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
地域子育て支援拠点事業	地域全体で、子育てを支援する基盤形成を図るため、育児不安に対する相談、子育てサークルへの支援、地域の保育資源の情報提供を実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	こどもの出生数の低下や乳幼児の早い段階からの保育所入所の増加傾向等が影響し、各地域の子育て支援センターの利用者数が著しく減少してきていること等の現状を踏まえ、乳幼児及びその保護者の相互交流がしやすい環境を再構築するため、地域子育て支援センターを3つに再編した。	子育て家庭が地域と関わりを持って子育てができるよう、地域と連携し、交流できる機会を増やしていく。 乳幼児健康診査や各種講座において事業周知を図る。乳幼児及びその保護者の相互交流がしやすい環境を再構築するため、地域子育て支援センターを3つに再編し、かつ利用に関し要望の高かった土日祝日に開所数を増やしつつ、イベントの充実も図る。	子育て支援課
一時預かり事業	保護者の育児疲れ解消、急病並びに継続的勤務や短時間勤務等の勤労形態の多様化などに対応するため、一時的な保育を行う。	保育所などへの入所の対象とならない就学前児童のいる家庭の保護者が、一時的に児童の保育が困難となる状況も多いことから一時預かりのニーズも多い。	保護者のニーズを踏まえながら、地域の要望に柔軟に対応し、地域間の格差是正に努める。	子育て支援課
認定こども園における預かり保育	認定こども園において、教育時間終了後に在園児を預かる。	事業実施施設に対し、事業にかかる費用を助成している。	保護者のニーズを踏まえながら、事業実施施設に対する支援を継続していく。	子育て支援課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
<p>病児・病後児保育事業（病後児対応型・体調不良児対応型）</p>	<p>（病児・病後児対応型） 病気中や病後の回復期にある児童について、保護者が看護できない場合、看護師などを配置した専用施設で預かる事業。</p> <p>（体調不良児対応型） 保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室で緊急対応する。</p>	<p>（病児対応型） 横手地域の小児科医院1箇所を実施。市内外から受け入れ可能。ニーズ調査の結果において要望の多い事業であるため、実施箇所の増設を検討する必要がある。</p> <p>（病後児対応型） 平鹿地域の保育所1箇所を実施。市内外から受け入れ可能。ニーズ調査の結果において要望の多い事業であるため、実施箇所の増設を検討する必要がある。</p> <p>（体調不良児対応型） 私立保育所では実施しているところが多いが、公立保育所では看護師などの確保が進まず未実施となっている施設が多いことが課題である。</p>	<p>引き続き事業PR（広報、ホームページなど）を強化し、利用者にいつでも気軽に利用できるという安心感を与えるような周知を図る。あわせて、担当保育士などの確保及び施設の環境整備を図る。</p>	<p>子育て支援課</p>

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
病児・緊急対応強化事業	病気の回復期にあるこどもが認定こども園や保育所などでの集団生活が困難な場合、ファミリー・サポート・センター会員が一時的にこどもを預かる事業。	サポート会員の確保、こどもの安全確保のための対応が求められている。	事業の周知を進めるとともに、安心してこどもを預かるためのサポート会員の確保と、こどもの安全確保のため講習の充実を図っていく。	子育て支援課
子育て援助活動支援事業(就学児)(ファミリー・サポート・センター事業)	仕事と育児の両立が安心してできるよう、子育てのお手伝いを希望する人(ファミリー会員)と、お手伝いをする人(サポート会員)からなる、登録制の相互援助活動(有償ボランティア)である。平成21年度から病児サポート・早朝夜間サポートを開始した。	サポート会員の確保、こどもの安全確保のための対応が求められている。	事業の周知を進めるとともに、利用しやすい体制を作るためのサポート会員の確保と、こどもの安全確保のため講習の充実を図っていく。	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月までの赤ちゃんがいるご家庭を保健師や助産師が訪問し、身体測定や発達の確認をする。また、産後のお母さんの健康相談や育児相談、市の保健事業の紹介などを行う事業。	生後4か月までに保健師や助産師による訪問指導を実施している。訪問を希望しない場合は面接相談を実施している。	生後4か月までに保健師や助産師による訪問指導を実施できているため、今後も継続していく。	健康推進課
【再掲】妊婦健康診査事業	98 ページ参照	—	—	—
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から出産、子育てまで一貫して伴走型相談支援を行う。	妊娠届出時と妊娠7～8か月、出産後に面談及びアンケートを実施し、安心して出産子育てができるよう支援している。	現在実施している妊娠届出時～妊娠7か月頃～赤ちゃん訪問で面談等を行い、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を継続して行う。	健康推進課
産後ケア事業	産後のお母さんの身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、保健指導などを行う。	医療機関3箇所に委託し、宿泊型を実施している。	産後のお母さんの身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、保健指導などを行う。	健康推進課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
<p>【新規】子育て世帯訪問支援事業(子育て家庭養育支援事業)</p>	<p>家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、ヘルパー等派遣サービス費用を助成する事業。</p>	<p>家事育児等に不安を抱えるひとり親家庭等へ、家事や育児を補助するサービスを求める声がある。また、ヤングケアラーなど様々なリスクを予防する仕組みづくりが必要である。</p>	<p>こども家庭センターと連携し、対象家庭へ支援員を派遣し家事支援または育児・養育支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待やヤングケアラーなど様々なリスクを予防する。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>(検討)親子関係形成支援事業</p>	<p>親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業。</p>	<p>相談援助を行う担い手を育成する必要がある。</p>	<p>親子関係形成支援事業の実施に向けて調査や検討を行う。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>【新規】乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)</p>	<p>保育施設等に通園していない児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度。児童が保護者の方と一緒に施設を定期的に利用し、ほかの児童とかかわったり、園の先生とふれあい遊びや集団遊び等、年齢にあった遊びが経験できる事業。また、保育士や教諭に子育てに関する疑問や悩みも相談可能。</p>	<p>令和8年度より新たに開始する制度となるため、利用者のニーズを見極める必要がある。</p>	<p>利用者のニーズに合わせて、適切なサービスが提供できるよう、環境を整えていく。</p>	<p>子育て支援課</p>

(2) 幼児期の教育・保育の一体的提供

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
<p>幼児期の教育・保育の一体的提供</p>	<p>—</p>	<p>幼児期の教育・保育の一体的な提供については、保育所と幼稚園の施設面での統合や保護者の就労状況の観点からだけでなく、子どもたちが健やかに育つ環境づくりの観点が大切である。また、一人ひとりの子どもが、個性あるかけがえのない存在として成長していくために、地域子ども・子育て支援事業の果たす役割を踏まえ、社会全体が協力していくことも重要である。</p>	<p>そのためには、子どもの最善の利益を第一に考え、保護者や地域の子育て力の向上のための支援の実施に向けて、施設整備をはじめ、保育所、認定こども園、地域型保育事業との連携を強化し、教育・保育が一体的に提供される体制の充実を図る。</p> <p>さらに、国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国籍の幼児などが円滑な教育・保育の利用ができるよう支援を行う。</p>	<p>子育て支援課 教育指導課</p>
<p>施設整備に向けた取組</p>	<p>令和8年度から令和12年度までを計画期間とした横手市教育・保育施設整備計画を策定した。一層の少子化を見越して、市内の保育施設の配置方針を定めつつ、各施設における自主的な取組や施設改修整備を支援する。</p>	<p>園児数の減少により園の経営が厳しくなる中で、保育の質の維持のため、保育機能の確保・強化の取組が求められている。施設改修においては、建設資材価格の高騰で、改修内容に制約が出ている。</p>	<p>限られた人員と予算の中で、教育・保育の質を維持する取組と、子どもと職員にとって安全で安心できる環境確保のための改修工事を、伴走型で支援していく。</p>	<p>子育て支援課</p>

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
保育所及び認定こども園と小学校との連携	保育所及び認定こども園の幼児教育から小学校の学校教育への接続が円滑に行われるためには、保育所、認定こども園、小学校の連携が重要である。	保育所、認定こども園、小学校の職員が、相互の教育・保育内容や指導方法をはじめ、こども一人ひとりの発達段階や健康状況などについて、ともに理解を深め共有することが必要である。	このため、こども同士の交流や職員同士の交流・意見交換の機会を通じて、保育所及び認定こども園と小学校の連携を進めていく。	子育て支援課 教育指導課

(3) 幼児教育・保育の質の向上

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
幼児教育・保育の質の向上	幼児期は、人格の形成、身体育成、情操の涵養にとって極めて大切な時期であり、この時期における家族・保護者の果たす第一義的な役割とともに、幼児教育・保育の役割は重要である。	近年は、核家族化の進展や共働き家庭の増加、また少子化によるこども同士の関わりの減少などにより、こどもの育ちや子育て家庭をめぐる環境が大きく変化し一方で、乳幼児期は、身近にいる大人との愛着形成により図られた情緒の安定の中で、心身の発達や社会性を身に着ける重要な時期であり、認定こども園や保育所などを利用するこどもだけでなく、在宅の子育て家庭を含む全てのこどもに対し、その発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が求められている。	全てのこどもに対し、生きる力の基礎を培う教育・保育の一層の充実のために、保育者を対象として研修会の開催、各園への要請訪問を通じた指導・助言、アドバイザーによる訪問支援等を通し、保育者に寄り添いながら質の向上を図る。	子育て支援課 教育指導課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
教育・保育アドバイザーの配置	幼児教育の専門的な知見や豊富な経験を有するアドバイザーが、教育・保育施設などを巡回し、教育・保育の内容や方法、環境の改善などについて助言を行う。	各幼児教育施設が独自の教育・保育を実施しており、新しい指導要領や保育指針にあわせた質の高い保育をどの施設でも実施し、こどもの育ちを保障していく必要がある。	保育力の質の向上と小学校・幼児教育施設との円滑な接続を目指し、全ての施設への訪問を継続する。	教育指導課
認定こども園、保育所等への確認監査・指導監査の実施	利用児童の処遇が適切に確保され、教育・保育の質の確保及び適切な提供が行われるよう、市内の認定こども園や保育所などに対し、運用管理全般にわたって適切な指導監督を行う。	保育所等指導監査を全保育所等において実施している。	施設区分ごとに定められている法令に基づき指導監督を実施する。監査終了後は、改善が必要な事項について通知する。	子育て支援課
幼保小の架け橋プログラム	認定こども園や保育所などから小学校への入学に向け、一人ひとりの成長の姿がしっかりとつながり、学びの円滑な接続ができることを目指し、合同研修会を実施。また、障がいのあるこどもや国際化の進展に伴い言葉や生活全般にサポートが必要なこどもなど、支援が必要なこどもたちが円滑に教育・保育を利用できるよう、職員に対する研修内容を検討していく。	幼小接続連携に係る相互理解のための研修会を実施している。	「幼保小の架け橋プログラム」の作成・実施につながる幼小の合同研修会及び各種研修会の実施を進めていく。	子育て支援課 教育指導課
認定こども園や保育所等、子育て支援事業に携わる者の研修機会の確保	認定こども園や保育所などで職員の専門性の向上などを図るため、研修の機会を確保する。また、放課後児童クラブの支援員や子育て支援センターのスタッフ、ファミリー・サポート・センターの会員など子育て支援事業に携わる者の研修機会の確保に努め、安定的な質の確保を図る。	放課後児童クラブの支援員は厚生労働省令に定める認定資格研修や県主催の研修会への参加。ファミリー・サポート・センターの会員に対する講習会の実施。幼児教育施設職員の保育の向上に向けた保育実践力向上研修会の実施。	引き続き子育て支援事業に携わる者の研修機会の確保に努め、安定的な質の確保を図る。	子育て支援課 教育指導課

(4) 子育てにゆとりを持てる支援の充実

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
【再掲】ファミリー・サポート・センター事業	110 ページ参照	—	—	—
【再掲】ショートステイ事業	107 ページ参照	—	—	—
【再掲】トワイライトステイ事業	107 ページ参照	—	—	—
【再掲】地域子育て支援拠点事業	108 ページ参照	—	—	—
家庭児童相談員による訪問相談・支援	こどもとその家庭や妊産婦などから、こども家庭などに関する相談全般に応じ、養育困難な状況や虐待などに関する相談まで様々な問題に対応、必要な支援を行う。	福祉事務所に5名配置。横手市児童センターにも相談窓口を設置している。家庭や児童における問題が多様化し、相談件数は多くなっている。	こども家庭センターを設置し、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営により、こどもと子育て家庭の福祉に関する支援を切れ目なく提供する。 子育てハンドブックなどで相談員の周知を図る。	子育て支援課
子育てに関する講座の開催	子育て中の保護者の交流や情報交換、家庭教育向上のため、各子育て支援センターで子育て・育児講座を開催する。	ファミリー・サポート・センターの講習会と、各子育て支援センター合同の子育て講座を開催している。 各子育て支援センターなどでは、毎月1回以上講習等を開催している。	子育てや家庭教育などの理解を広げるため、情報の提供、各種講座などの開催を促進する。	子育て支援課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
子育て支援ホームページやSNSを活用した広報活動	子育て情報サイト「はぐはぐ」を運用し、子育て情報を発信する。	サイトトップページのリニューアルやサイト内容の編集を都度行い、サイト内容の充実を図っている。 サイトの周知のために令和6年度より市内児童センター、健康推進課、まんが美術館窓口等にはぐはぐのPRカードを設置した。	引き続き周知活動の継続、及びサイト内容の充実に努める。 また、SNSを活用した広報活動を推進する。	子育て支援課
民生委員・児童委員・主任児童委員活動	地域住民の「良き隣人」として、人びとを見守り、その相談相手となり、必要に応じて適切な支援につなぐ。また、子どもたちにとっての「身近な大人」として、親や教員とは異なる立場から子どもたちへの相談・支援活動を行う。	地域の子育て世代との交流や登下校時及び支援の必要な世帯の日常的な見守り等を実施している。 子育て家庭への関わりの難しさや、関係機関との連携が支援活動の課題となっている。	全ての親子が地域の中で誰かとつながっていることを実感し、何かあったときには頼れる相手がいるという安心感を持てるよう見守り活動及び交流活動を継続する。 学校など関係機関との情報交換会を通じて、子どもに関する情報共有を行う。	社会福祉課
横手市児童センター運営事業	横手市の子育て支援施設の拠点として、各支援施設や関係機関との連携を図り、ファミリー・サポート・センターや相談業務の機能もあわせ、総合的な支援体制を構築する。	子育て家庭への関わりの難しさや、関係機関との連携が支援活動の課題となっている。 また、市内の児童センターは経年劣化による老朽化が著しいため、環境整備を行う必要がある。	子育て支援機関や子育てサークル、ボランティアなどとのネットワークを強化し、市民との協働による子育て支援を充実させる。 令和8年度に朝日が丘児童センター照明機器LED化工事及び非常放送設備設置事業を実施。 空調設備整備等の機能強化を行い、施設の環境整備を図る。	子育て支援課
【再掲】利用者支援事業	107 ページ参照	—	—	—

(5) 保育サービスの充実

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
通常保育事業	保護者の就労や就労希望により、家庭で保育することができない場合、保育所などにおいて児童を保育する。	現状で、待機児童はいない。しかし、保育所などの入所条件にあわないことにより、入所をあきらめる潜在的待機児童がいる。	保護者の多様なニーズを踏まえ、保育の質の向上を図る。保育所などの制度の周知を行いながら、待機児童が発生しないよう施設と連携を強化する。	子育て支援課
【再掲】延長保育事業	107 ページ参照	—	—	—
休日保育事業	日曜、祝日などの保護者の勤務などにより、児童が保育に欠ける場合に休日の保育を行う。	各保育所などにより実施内容が異なる。休日保育を必要とする保護者のニーズに対応する必要がある。	保護者のニーズ及び新制度の動向を踏まえながら、地域間の格差是正を図るため、実施箇所を検討する。自園以外の児童の受け入れなどについて周知活動を実施する。	子育て支援課
【再掲】一時預かり事業	108 ページ参照	—	—	—
乳児保育事業	0歳児からの乳児の保育を行う。	安定的な乳児保育の実施に努めている。乳児保育を担当する専任保育士の配置とスペースの確保が課題である。	保護者のニーズを踏まえながら、担当保育士などの確保及び施設の環境整備を図る。	子育て支援課
【再掲】病児・病後児保育事業(病後児対応型・体調不良児対応型)	109 ページ参照	—	—	—
施設整備事業	保育所などの整備を促進し、児童の健全育成を図るため、横手市内における民間保育所などの新築及び増改築並びに施設整備に対して助成する。	令和8年度から全ての公立保育所を民間運営に移行する。私立保育所等の施設整備については、児童数の推移や老朽化度合い等を見据えながら、必要性、規模を含め適宜検討する必要がある。	各施設の修繕内容と資金計画を基に、引き続き年次計画で環境整備を図る。横手市教育・保育施設整備計画を令和8年に改定する。	子育て支援課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
【再掲】教育・保育アドバイザーの設置	114 ページ参照	—	—	—

(6) 子育て支援のネットワークづくり

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
子育てハンドブックの作成・配布	子育て世帯をサポートする制度や施設の情報、相談機関や医療機関の一覧を掲載したハンドブックにより、安心して子育てできるための情報提供を実施する。	携帯しやすい母子手帳サイズの子育てハンドブックを作成し、妊娠届出時（母子手帳交付時）や転入届出時に配布する。	求められる情報が網羅されるよう、内容の充実を図る。	子育て支援課
子育て支援のネットワークづくり	各子育て支援者が情報の共有や事業の協力体制を構築する。	子育て支援者が情報を共有し、連携が図れるように関係機関とのネットワークを強化する必要がある。	地域子育て支援センター、保健センター、認定こども園や保育所、児童館、子育て支援コーディネーター、民生児童委員及び学校関係者などの子育て支援者が情報を共有し連携が図れるようにネットワークづくりを推進する。	子育て支援課

(1) 適切な学校教育環境の整備

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
学校施設の整備・充実推進事業	学校施設の整備、充実を図る。	老朽化などに対応して、順次整備に努めている。	安全で快適な学校施設の整備は継続して実施する。	教育総務課
スクールバス運行事業	遠距離通学児童生徒の安全な通学手段の確保を図るため、スクールバスの運行を実施する。	児童生徒数の推移に応じた車両配置や運行管理を行っている。	スクールバスの適正な管理・運行を実施し、安全な交通手段の確保を図る。	学校教育課
通学補助事業	スクールバスが運行されていない地域の遠距離児童生徒の通学に要する経費を補助し、負担軽減と通学手段の確保を図る。	スクールバスが運行されていない地域の遠距離児童生徒の負担軽減を図るため、継続していく必要がある。	スクールバスが運行されていない地域の遠距離児童生徒の負担軽減と安全な通学手段の確保を引き続き図っていく。	学校教育課
【再掲】外国語指導助手の充実・活用	75 ページ参照	—	—	—
第1次横手市読書活動推進計画の推進	学校等においては読書環境の整備充実により読書が好きな子どもを育成する。	スマートフォンやSNS等の普及により、活字離れや読書離れが懸念される。	学校等における読書活動の推進、市立図書館の充実によって、いつでもどこでも読書に親しめる機会を推進し、子ども若者の人生を豊かにし、生きる力を身に付ける支援を行う。	図書館課 教育指導課
【再掲】学校施設開放実施	82 ページ参照	—	—	—
【再掲】不登校児童生徒の社会的自立支援（南・西・東かがやき教室の設置・運営）	84 ページ参照	—	—	—
【再掲】ICT等の活用による学習機会の拡大	84 ページ参照	—	—	—

《こども・若者、子育て家庭、市民の声》

（子育てに関する調査より）

- ◇パーソナリティ障害の家族による親、こどもへのストレス負荷をかけている問題が深刻に思う。心理学的にパーソナリティ障がい者への教育、対処と被害者へのケア、ひどい時には避難するシェルターの設置の実現。
- ◇障がいがあるこどもたちや親が心置きなく預けることができる場所や施設があると本当に助かる。
- ◇発達障害を持っているこどもが通う療育センターが横手市、もしくは大曲辺りに一つほしい。電車で秋田市の療育センターへ通うのは容易ではないため。

（1）障がい児施策の充実

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう保健、医療、福祉、教育等の連携による総合的な取組の推進	障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、横手市では、障がい福祉の推進を目的に様々な分野における行動計画を整備するため、「横手市障がい者計画・横手市障がい福祉計画・横手市障がい児福祉計画」（総称：よこてハートフルプラン）を推進する。	障がい者の意見を施策に反映させるため、障がい者当事者も参加する「横手市自立支援協議会」を設置し、協議会内の専門部会として相談支援連絡会、こども支援部会等を構成し、地域課題の把握や解決を図っている。	障がいの特性や個々の状態にあった相談や指導・提案などの支援体制を強化する。 妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援するため、子育て相談窓口と連携し、必要などきに必要な情報を得られる仕組みを構築する。 障がいのあるこどもとその家族の生活を支援するために、より切れ目のない相談支援サービスを提供する児童発達支援センターを令和8年度に開設予定。	社会福祉課
障がい児保育事業	重度・中軽度の障がいのある児童の保育を行う。	障がい児を受け入れている保育所などに対して財政的な支援を行っている。	担当保育人材の確保を図る。新制度の動向を踏まえ、補助内容の見直しを検討する。	子育て支援課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がい児に対し障がい児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援、その他必要な支援を行う。	令和5年度以降市内の事業所数は0のまま推移している。	事業所開設に向けた情報提供等を行い、障がい児が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実を図る。	子育て支援課 社会福祉課
【新規】児童発達支援センターの整備	地域の障がいのある児童が通所することのできる、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設である。	現在開設している事業所はないものの、市内法人が開設に向け準備を行っている。	身近な地域で年齢や障がい特性に応じた適切な専門的な支援が提供できる体制を構築し、地域支援体制の強化を図るために、障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターを令和8年度に開設予定。	社会福祉課
療育・就学相談の充実	言葉の遅れや発音に心配のある児童や発達障がいなどが疑われる児童・生徒が適正な療育・就学を進められるよう相談や指導を行う。	県の巡回相談及び市の発達相談を通して、専門スタッフによる支援や継続的な関わりを行っている。	適正な療育・就学を進められるよう引き続き相談や指導を実施していく。	子育て支援課
【新規】インクルーシブ教育システムの推進	障がいのあるこどもを含む全てのこどもに対して、こども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、「通常の学級において」行う教育のこと。	特別な支援を要するこどもへの「インクルーシブ教育」を重要視する声が高まっている。	特別支援学校と通常の学校との「居住地交流」など、各種の交流を推進しながら、多様な学びの場を整備することについて検討していくことが必要である。	社会福祉課 子育て支援課 教育指導課
経済的支援策の実施	自立支援医療、障害児福祉手当、重度心身障害児養育手当、特別児童扶養手当を支給する。	国の制度により実施（自立支援医療、障害児福祉手当、特別児童扶養手当） 市の独自事業により実施（重度心身障害児養育手当）	国の制度に市独自の支援を加えることで、経済的支援を実施する。あわせて申請に不備のないよう制度の周知を図る。	社会福祉課 子育て支援課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
福祉医療制度の充実（重度心身障がい児）	秋田県の制度により助成を行う。	重度心身障がい児の医療費（自己負担分）を助成している。令和6年8月より精神障害者保健福祉手帳1級所持かつ自立支援医療受給者証（精神通院）受給者を対象へ追加。	申請に不備のないよう制度の周知を図る。	国保年金課
発達障がい児等の支援	教育・医療・保健・福祉などの関係機関の連携により、発達障がい疑われるこどもの早期発見や早期支援を行う。	5歳児健康相談を実施し、発達障がい疑われるこどもの早期発見や早期支援を行う。関係部署と連携し、巡回相談や教育相談に結び付けるなど、軽度発達障害児などの支援を行った。	関係部署と連携し、発達相談・巡回相談や教育相談に結び付けるなど、軽度発達障害児などの支援を行う。	健康推進課・教育指導課
障がい者相談支援事業	障がい者（児）の方の身近な問題について相談に応じるとともに、関係機関の業務への協力や地域活動の中心になって活動する。	令和5年10月1日に横手市障がい者基幹相談支援センターを開設し、初発の相談受付、相談内容の切り分け、相談支援事業所の紹介と引き継ぎ等を行う体制が整った。今後、より一層の体制強化に努めていく。	障がい福祉サービスの利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な障がい者に、計画的なプログラムなどの必要な相談を提供する。 施設や病院を退所、退院される障がい者が地域での生活に移行するための相談支援を行う。夜間を含めた常時の連絡体制を確保し、障がい特性に基づき緊急時に訪問するなどの相談支援を行う。 （令和8年度の目標値：284人/月）	社会福祉課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
居宅介護事業	障がい者（児）及び難病患者などの自宅にホームヘルパーを派遣し、日常生活を営むのに必要な介護を提供する。	市内 5 事業所が実施している。	利用者の増加に対応したサービス提供体制の確保に努める。 （令和 8 年度の目標値：利用者 65 人/月 利用時間 720 時間/月）	社会福祉課
短期入所事業	居宅で介護する保護者などが病気の場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の世話を行う。	市内 7 事業所が実施しているが、重度心身障がい児者の利用について、受け入れ可能な事業所が限られている。	緊急時の受け入れや希望に応じた利用回数を提供できるよう実施施設と協議しながら検討し、提供できる体制を構築する。	社会福祉課
児童発達支援事業	言葉や運動の発達に遅れがみられたり、目や耳など、体に心配のある就学前の児童を対象に早期療育を行うことによって、発達の促進と遅れの軽減を図ることを目的とする。	事業所が 6 事業所に増加。利用ニーズも高い。	令和 8 年度の目標値：利用者 70 人/月 利用日数延べ 200 日/月	社会福祉課
放課後等デイサービス事業	障がいのある就学後の児童に対して、放課後や学校休業日において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進する。	事業所が 9 事業所に増加。利用ニーズも高い。	令和 8 年度の目標値：利用者 140 人/月 利用日数延べ 1,760 日/月	社会福祉課
特別支援教育の充実（学校生活サポート事業）	通常の学級や特別支援学級に在籍する特別な支援を要するこどもに対して、発達の特性に応じた支援を行う。また、学校における相談体制の充実を図る。	今後も事業を継続し、特別支援教育支援員、日本語指導支援員、看護師を配置する必要がある。	管理職のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制の充実を図る。また、特別支援教育地域センターや特別支援学校との連携を図り、一人ひとりの実態に応じた指導・支援が充実することを目指す。	教育指導課

(1) ひとり親家庭の支援

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭に対する日常的な相談・支援や離婚前の相談またはDV被害に係る相談などにも対応する。	それぞれのケースに応じて自立に必要な様々な相談や情報提供を行っている。	相談内容の多様化に対応するため、母子・父子自立支援員の資質向上に努める。	子育て支援課
母子生活支援施設入所	配偶者のない女子またはこれに準ずる事情のある女子でその人が児童の養育が不十分で福祉に欠けることが顕著な場合、入所施設において、母子を保護するとともに、その自立を促進するため個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行う。	入所申請の受理・決定を行い助言や相談に応じている。	施設職員と連携を図り、自立に向けた指導や助言を実施する。また、自立までの目標を全入居者に設定してもらい、自立への支援計画を策定する。	子育て支援課
ひとり親家庭への貸付制度	ひとり親家庭、寡婦家庭の福祉の増進を図ることを目的とし、貸付事業を行う。	ひとり親家庭の児童が進学する際に必要な支度資金や修学資金を貸付している。	事業の推進と周知を図る。	子育て支援課
児童扶養手当支給事業	児童扶養手当は、ひとり親などの家庭生活の安定と自立の促進に寄与し、こどもの福祉の増進を図ることを目的として支給する国の制度である。	ひとり親などの家庭の経済的安定、将来の生活安定のために自立支援を継続する必要がある。	児童扶養手当の対象者への制度周知を徹底するとともに、8月の現況届出時のほかに必要に応じて個人面接などを実施し、自立への支援継続を図る。	子育て支援課
福祉医療制度の充実（ひとり親）	こどもについては、秋田県の制度により助成を行っている。また、その児童を養育している親の医療費（自己負担分）も市が単独事業として助成を行う。	ひとり親家庭の児童及びその児童を養育している親の医療費（自己負担分）を助成している（所得制限あり）。	申請に不備のないよう制度の周知を図る。	国保年金課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
<p>【新規】ひとり親家庭等日常生活支援事業（子育て家庭養育支援事業）</p>	<p>家庭や養育環境を整え、ひとり親家庭の生活の安定を図ることを目的に、病気等の一時的な事由で日常の家事・育児等ができないひとり親家庭等への、ヘルパー等派遣サービス費用を助成する事業。</p>	<p>家事育児等に不安を抱えるひとり親家庭等へ、家事や育児を補助するサービスを求める声がある。また、ヤングケアラー等の様々なリスクを予防する仕組みづくりが必要である。</p>	<p>対象家庭へ、支援員を派遣し家事支援または育児・養育支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、ひとり親家庭の生活の安定を図る。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>【新規】ひとり親家庭等生活支援事業</p>	<p>ひとり親家庭等に対し、育児や就労、健康管理などの諸問題について、相談支援を通して解決・緩和を図ることを目的に、相談支援を実施する事業。</p>	<p>金銭管理や健康管理、こどもの養育面などに伴走支援が必要なひとり親に対して、待ち受け型の対応をしているが、今後はアウトリーチで対応する仕組みを作る必要がある。</p>	<p>ひとり親家庭等に対し、相談支援や福祉事務所等への同行支援、その後の継続的な見守り支援、家計管理・生活支援講習会や情報交換事業の開催を実施する。</p>	<p>子育て支援課</p>

(1) こどもの貧困対策の推進

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
こどもの貧困対策推進計画経済的支援の推進	将来を担う子どもたちが、家庭の経済状況や養育環境などにより、就学や就労の選択肢に制約が生じることがあってはならない。自らの可能性を信じて前向きに挑戦することができ、どんな状況下にあっても自分の将来を選択できる環境を整える必要がある。	令和6年5月に実施したアンケート調査結果 貧困世帯割合 【就学前児童のいる世帯】18.7% 【小学生のいる世帯】20.0%	こどもの貧困は、家庭環境をはじめとする経済的要因や文化的要因、人間関係などが相互に関連し、親から子へと引き継がれる「貧困の連鎖」を生み出す傾向にある。教育支援、生活支援、経済的支援に加えて保護者に対する就労支援などを行うことにより、今ある貧困世帯の解消のみならず、貧困世帯で育った子どもが成長し、社会で自立できるようにこどもの貧困対策の具体的な取組を推進する。	子育て支援課

(1) 児童虐待防止対策

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
虐待予防と早期発見の対策	児童虐待を防ぐために、地域や行政、警察、学校などが一体となった体制を確立し、早期発見や防止に努める。	健康相談や訪問事業により、早期発見に努めている。子育て支援センターや保健事業の中で親子の孤立を防ぐための事業を実施している。	健康相談や訪問事業により継続した取組を推進する。また、児童相談所全国共通ダイヤル189(いちはやく)の周知を図る。	子育て支援課
虐待防止ネットワーク事業	地域における保健・医療・教育・司法などの関係機関から構成する要保護児童対策地域協議会を軸に、児童虐待防止と早期発見に努める。	要保護児童対策地域協議会により、関係機関と連携を図りながら児童虐待防止と、早期発見に努めている。	要保護児童対策地域協議会の運営を行い、関係機関との連携を図っていく。支援者向けに内容を充実させた研修や講座を開催する。	子育て支援課

(2) 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
児童養護施設入所	乳児を除き、保護者のいない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、自立を支援することを目的とする。	環境上養護を必要とする児童について関係機関との連携を図り、児童相談所が入所させ児童を擁護する体制となっている。	養護を必要とするケースが年々増加しており、関係機関と連携を密にし、体制の強化を図る。	子育て支援課

(1) ヤングケアラーへの支援

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
ヤングケアラー対策	本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもが、学業や友人関係に支障が出る可能性が高いため、実態を把握し、関係機関と情報を共有し、連携を図りながら、迅速な支援につなぐためにヤングケアラー実態調査を実施する。	令和7年8月から10月に実施した実態調査結果 【小学生】・回答率 90.4%・追跡調査 39人 【中学生】・回答率 88.1%・追跡調査 26人 【高校生世代】・回答率 74.3% (高校配布)、8.0% (郵送)・追跡調査 31人 ※なお、高校生世代のアンケートについては、高校配布対象者と郵送対象者で重複がある。	ヤングケアラー実態調査を毎年継続して実施することにより、こどもの状況把握と相談体制の整備など、必要な支援を進めていく。	子育て支援課

基本目標

V

こども・若者とその家族を
社会全体で支える

こどもが安全に安心して育ち、若者となれるよう、その人の希望に応じ、家庭、仕事で活躍できる社会を目指し、夫婦（パートナー同士）がともに家事や子育てに主体的に参画する「共働き・共育て」の定着に向けて取り組み、こども・若者とその家族を支援します。

成果指標

No.	指標等	実績値	数値目標
		令和7年度	令和11年度
1	育児休業の取得率（父親）の割合	就学前児童のいる世帯：12.4% 小学生のいる世帯：2.5% 【令和6年度子育てに関する調査】	50%
2	子育て環境や支援への満足度の割合	就学前児童のいる世帯：38.7% 小学生のいる世帯：26.9% 【令和6年度子育てに関する調査】	増やす

1 共働き・共育ての支援

◇現状と課題◇

子育てに関する調査結果によると、母親の育児休業を取得した割合は就学前児童のいる家庭は67.8%と、小学生のいる家庭の43.2%を大きく上回っています。一方、父親は就学前児童のいる家庭では12.4%（前回2.7%）、小学生のいる家庭では2.5%（前回1.1%）と、前回調査時に比べて増加しているものの、父親の育児参加は十分ではない状況がうかがえます。

令和5年度に横手市で実施した事業所に対する「就業環境状況調査」では、有給休暇の取得日数の増加や所定労働時間の減少がみられ、男性の育児休暇取得者も増加傾向となっています。

今後も、残業の短縮や男性も含めた社会全体での働き方の見直し等、企業への働きかけを期待する声があがっています。

(2) ワーク・ライフ・バランスの実現

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
事業主に対する意識啓発活動	子育てをしやすい、働きやすい職場環境への改善を推進するため関係法制度などの周知、啓発及び情報提供を行う。	令和5年度に事業所に対する就業環境状況調査を実施。 前回平成30年度の調査結果と比較すると、年次有給休暇の取得日数が増加したり、所定労働時間が減少したりとワーク・ライフ・バランスの推進が図られている。男性の育児休暇取得者も進んでいる。	子育てをしやすい職場環境を推進するため、事業主に対して関係法令や両立支援にかかる助成制度の周知、啓発及び情報提供を行う。	商工労働課
事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組の促進	仕事と私生活を充実させ多様な生き方が選択できる社会づくりの推進のための周知徹底及び職場の風土改革に向けた啓発活動を実施する。	ワーク・ライフ・バランス講演会やワークスタイル研修、イクボス研修を実施し、啓発活動を行っている。	ワーク・ライフ・バランス講演会やワークスタイル研修を通じ、仕事と育児や介護の両立支援制度の周知と意識啓発を実施し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の増加を図る。	地域づくり支援課

(1) 経済的支援策の充実

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
出産祝金	横手市に生まれた子どもを祝福し、子育てを支援するため、出産時に出生児童の父母に対して祝金を支給する制度である。	出生児童の父母に対して、出生児童1人につき3万円を支給している。 申請漏れや手続きの不備がないよう、来庁時や出生届の際などに周知徹底に努めている。	横手市出産祝金支給条例に基づき、今後も継続して保護者の負担軽減を図るために実施する。	子育て支援課
児童手当	児童手当は、高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に手当を支給する国の制度である。	申請漏れや手続きの不備がないよう、来庁時や各種届出の際などに周知徹底に努めている。また、毎年6月に現況届の提出を実施し、引き続き手当を受給する要件を満たしているかの確認を行っている。	子ども・子育て支援法上では、子ども子育て支援給付（子どものための現金給付）に位置付けられており、児童手当法に基づき、家庭などにおける生活の安定と児童の健やかな成長に資することを目的として実施する。	子育て支援課
【再掲】奨学金貸付制度	90 ページ参照	—	—	—
幼児教育・保育の無償化（国）	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳～5歳までの全てのこどもと、0歳～2歳までのこどもで住民税非課税世帯を対象に、利用料が無料、また、実費徴収の対象となったこどもの副食費（おかずやおやつ）は一定の所得制限を設けたうえで無料となる制度である。	幼稚園（認定こども園）の預かり保育や、在園していない児童が認可外施設などを利用する場合には、事前に市から「保育の必要性の認定」を受ける必要がある。また、3歳～5歳児の保育料は無償となったが、従前保育料に含まれていた副食費は負担が生じる世帯がある。	生涯にわたる人格形成やその後の義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性と、少子化対策の観点から、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る国の制度である。	子育て支援課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
すこやか子育て支援事業（県・市）	幼稚園、保育所、認定こども園などへの入所に要する費用を軽減する秋田県の制度に横手市が上乗せし実施している。	国の無償化制度や秋田県の軽減制度を適用しても保育料や副食費の負担が生じる世帯があり、横手市の上乗せにより無償化を実施している。	より子育てしやすい環境づくり、保護者の負担軽減を図るため、県との共同により軽減制度の継続を図っていく。	子育て支援課
【再掲】福祉医療制度の充実（マル福）	103 ページ参照	—	—	—

(1) 安全・安心まちづくりの推進

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
地域防災計画	災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視する。	防災知識の普及については、各小中学校において計画的に実践しており、特に予防措置、避難方法等については、児童生徒の発達段階及び地域の実態等に応じた指導により、その徹底に努めている。	学校行事として防災訓練や防災施設等の見学を行い、災害時における防災活動、避難等について習得するよう努める。なお、防災訓練は全教職員の共通理解と児童生徒の自主的活動を大事にしながら十分効果をおさめるよう努める。 また、災害等緊急時には、全教職員、全保護者と既に整備をしている緊急メール配信システムを活用し、情報等の共有を図る。	危機対策課 教育指導課
道路環境バリアフリー化検討事業	全ての人々が安心して歩行できるよう、狭隘な道路の拡幅や段差や凸凹の解消、歩道の設置などを推進する。	全ての人に安全で安心できる道路環境となるよう、道路や歩道、照明設備、ロードヒーティングなどの整備に努めている。	市内全域において、今後整備される施設についてはバリアフリーを念頭に事業の実施を図る。	都市計画課 建設課

(2) 交通安全を確保するための活動の推進

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
親子を対象に交通安全教育の段階的・体系的実施	幼少期から継続して交通安全教室を実施することによって、交通安全思想の普及及び徹底を図る。	警察や各地域の交通指導隊・交通安全協会などが協力し、小学校や保育所などにおいて交通安全教室が開催されている。	こどもたちの交通安全意識の高揚と、交通事故から自分で身を守る知識習得のため、警察、交通安全協会、保育所など、小中学校及び保護者などとの連携により交通安全教室を継続して実施する。	地域づくり支援課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
交通安全計画の策定	横手市交通安全計画に基づいた交通安全に関する総合的な施策を推進する。	横手市交通安全対策会議を必要に応じ招集・開催することで、交通安全に関する総合的な施策を協議するとともに、関係団体及び横手市通学路安全推進会議との連携を図る。	こどもと高齢者の交通事故防止を重点に推進する。	地域づくり支援課

(3) 犯罪等の被害から守るための活動の推進

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
防犯活動の実施	各地区防犯協会、各地区防犯指導員、各学校における見守り隊による青色防犯パトロールなど、児童・生徒の街頭見守り活動を実施する。また、緊急メール配信システム等により防犯に関する情報提供を実施する。	関係部署において各種施策を実施しているが、連携協力体制をより強化していくことが課題である。犯罪情報については警察の捜査状況による。	関係部署が連携して防犯に関する各種施策、事業を総合的に推進し、こどもが犯罪などに巻き込まれないよう未然防止に努める。	地域づくり支援課 学校教育課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
防犯と学校安全の充実	防犯教育の一環として、横手警察署員やスクールガードリーダーなどを講師に迎え講話、講習を行い、幼少期から防犯意識の普及を図る。	関係部署において各種施策を実施しているが、関係部署間の連携をより強化していくことが課題である。	関係部署が連携して防犯に関する各種施策、事業を総合的に推進し、こどもが犯罪などに巻き込まれないよう未然防止に努める。	教育指導課

(4) 良質な住宅の確保等居住環境の整備

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
公営住宅等整備、既設公営住宅改善事業	健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸する。	老朽化した住宅が入居者のニーズにあわなくなってきたことから、室内環境や設備などを向上させるための検討が必要である。	横手市営住宅等長寿命化計画に基づき、長寿命化等のための個別改善を行い、安全で快適な住まいを提供するよう整備を進めていく。	建築住宅課
特定公共賃貸住宅の整備	中堅所得者向けの優良な賃貸住宅の供給を行う。	比較的入居率が高く推移していることから計画的に改善を図り、良質で安全な住まいを提供していく必要がある。	横手市営住宅等長寿命化計画に基づき、長寿命化等のための個別改善を行い、安全で快適な住まいを長きにわたって提供するよう整備を進めていく。	建築住宅課

(5) 安心して外出できる環境の整備

▼ 事業・施策等 ▼

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	公共性の高い福祉的性格の施設のバリアフリー化を進めるものである。	特定生活関連施設を新築など（新築、新設、増築、改築、用途の変更）する場合は、「工事に着手する日の30日前までに」あらかじめ知事に協議することが必要である。福祉的な配慮は設計の早い段階から取り入れて計画することが必要で、協議による計画の変更が効率的にできるよう建築確認申請の前に市に手続きを行う。	申請者へ「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」を遵守するよう要請する。バリアフリーの啓蒙を推進する。	建築住宅課
都市公園長寿命化対策事業	利用者の安全確保の観点から、利用者の頻繁な接触が考えられる主要な公園施設、なかでも、遊戯施設及び管理施設について改修を行う。	施設の老朽化が進んでおり、安全で安心な施設の提供が十分できず、利用者に対するサービス低下が問題となってきた。このような状況を改善するため、ライフサイクルコストの縮減効果を含んだ維持管理計画、改修計画を作成し、これを基に、施設の改築、更新を適宜すすめていくことにより、市民が満足して利用する公園を整備していく。	引き続き、遊戯施設及び管理施設の改修を行い、市民の誰もが、安全で安心に公園を利用し、公園が安らぎの場になることを目指す。	都市計画課

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	担当課
<p>児童遊園地維持管理事業</p>	<p>横手市が管理する児童遊園や児童の遊び場などにおける遊具などの点検や保守を実施する。</p>	<p>平鹿、雄物川、十文字地域と横手、大森、山内地域の遊具の安全点検を実施している。前年度の定期点検判定を踏まえ、劣化度合いの高い遊具から修繕・撤去を計画的に実施していく。</p>	<p>引き続き、遊具の定期点検や修繕または撤去などを行い、安全かつ安心な遊びの場を提供していく。</p>	<p>子育て支援課</p>

第V章

計画の推進に向けて



第1節 計画の普及・啓発

本計画の実施にあたり、事業の対象である、こども・若者や子育て家庭に対し、適切なタイミングで必要な情報や支援が届くよう、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。

横手市ではこれまで、子育て支援に関する情報などを市の広報紙やホームページを活用し、公開してきました。

計画の周知にあたっては、公共施設での案内、市の広報紙やホームページをはじめ、パンフレット等、相談支援その他の多様な媒体と機会を活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

各事務事業においても、若者が利用しやすいLINEやインターネット、SNSなど、多様な手段を用いて事業の周知を図るとともに、本計画に関わる庁内の関係部署と積極的に連携・協働して、市民一人ひとりに情報を届け、必要な支援につながるように事業の周知、啓発を進めます。

第2節 住民参画による計画の推進

本計画は、基本理念である「～こども・若者がまんなか 笑顔で育つまち 横手～」を実現するために、保健、福祉、医療、教育など様々な分野の関係機関と連携を図っています。

本計画を推進するためには、関係機関との連携を深め、こども・若者や子育て家庭をはじめ、市民一人ひとりが積極的に参画していくことが重要なことから、今後も積極的な情報提供を行うとともに、こども・若者、子育て支援に関わる関係機関、団体、地域等との連携を強化し、こども・若者と子育て家庭の意見を尊重・反映しながら計画を推進します。

第3節 庁内計画推進・評価体制

本計画を確実に推進していくためには、定期的に事業の進捗状況を把握し、評価を行いながら進めていくことが重要なため、市民や子育て支援の関係団体等で構成される「横手市子ども・子育て会議」において情報を共有するとともに、事業の評価や見直しを図ります。

また、庁内の関係する分野と連携・協働のもと、事業の実施状況を把握し、評価や再調整など継続的な取り組みを行います。

資料編



資料編

1 横手市子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月20日

条例第27号

改正 令和5年6月16日条例第24号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、横手市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子育て会議は、前項の事務に関し、必要に応じて市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子育て会議は、20人以内で組織する。

2 子育て会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年横手市条例第55号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年6月16日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び横手市子ども・子育て会議設置条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（横手市子ども・子育て会議設置条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の横手市子ども・子育て会議設置条例第3条の規定により委嘱されている委員は、改正後の横手市子ども・子育て会議設置条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、その者が改正前の横手市子ども・子育て会議設置条例の規定により委嘱された日から起算する。

2 横手市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年11月1日～令和7年10月31日

機関等	氏名	職名	備考
学識経験者	船木尚子	衛生看護学院助産科	
保育所関係者	柴田 瞳	むつみ幼保連携型認定こども園 保護者	横手市保育協議会推薦
	小山 祐子	横手市保育士会 会長 (白梅保育園 主任)	横手市保育士会推薦
	高橋 弘美	浅舞感恩講保育園 園長	横手市保育協議会推薦
	○ 萱 森 眞 雄	横手市社会福祉法人保育所 経営者協議会 会長	横手市社会福祉法人保育所経営 者協議会推薦
認定こども園 関係者	小松田 真 緒	認定こども園土屋幼稚園・保育園 保護者	横手市認定こども園協会推薦
	齊 藤 千 歳	認定こども園こひつじ 保育教諭	横手市認定こども園協会推薦
	佐 藤 留 美	認定こども園こひつじ 園長	横手市認定こども園協会推薦
	◎ 藤 井 哲 之	認定こども園上宮第一幼稚園 理事長	横手市認定こども園協会推薦
学校関係者	高 橋 賢 史	横手市PTA連合会 会長 (十文字中PTA会長)	横手市PTA連合会推薦
	藤 田 京 子	横手市立雄物川小学校 校長	横手市校長会推薦
企業関係者	大 木 紀 子	秋田県南工業振興会 副会長	秋田県南工業振興会推薦
地域関係者	高 橋 恵美子	山内民生児童委員協議会会長	横手市民生児童委員協議会推薦
	佐 藤 由 希		一般公募
	長谷川 聖 史	パパ'sサークル ピーターパン代表	一般公募
	佐々木 広 恵	横手市家庭教育支援チーム 「どんぐりすのもり」代表	一般公募
	石 岡 恵美子	こども食堂ほほえみ代表	一般公募

◎=会長 ○=副会長

令和7年10月31日まで、敬称略

任期：令和7年11月1日～令和9年10月31日

機関等	氏名	職名	備考
学識経験者	新号和政	秋田県立衛生看護学院学院長	
保育所関係者	小原潤貴	アソカ保育園 保護者	横手市保育協議会推薦
	佐々木雅代	横手市保育士会 会長 (旭保育園 主任)	横手市保育士会推薦
	伊藤隆将	ときわベビー&キッズ 園長	横手市保育協議会推薦
	○ 萱森真雄	横手市社会福祉法人保育所 経営者協議会 会長	横手市社会福祉法人保育所経営者協議会推薦
認定こども園関係者	小松田真緒	認定こども園土屋幼稚園・保育園 保護者	横手市認定こども園協会推薦
	齊藤千歳	認定こども園こひつじ 保育教諭	横手市認定こども園協会推薦
	佐藤留美	認定こども園こひつじ 園長	横手市認定こども園協会推薦
	◎ 藤井哲之	認定こども園上宮第一幼稚園 理事長	横手市認定こども園協会推薦
学校関係者	高橋賢史	横手市PTA連合会 会長 (十文字中PTA会長)	横手市PTA連合会推薦
	菅原涉	横手市立朝倉小学校 校長	横手市校長会推薦
企業関係者	佐々木一平	株式会社ホンダ四輪販売中央東北 部長	
地域関係者	高橋恵美子	山内民生児童委員協議会会長	横手市民生児童委員協議会推薦
	佐藤由希		一般公募
	最上谷芽生		一般公募

◎=会長 ○=副会長

令和8年12月現在、敬称略

3 横手市こども計画の策定経過

日付	開催会名	主な内容
令和7年6月3日	令和7年度 第1回子ども・子育て会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 「横手市子ども・子育て支援事業計画」令和6年度事業実績について 2 「横手市子ども・子育て支援事業計画」令和6年度事業実績について（次世代分野） 3 こども計画策定について 4 その他 <ol style="list-style-type: none"> 1) 報告等 特定教育・保育施設の利用定員の変更について（報告） 2) 今後のスケジュールについて
令和7年7月30日	令和7年度 第2回子ども・子育て会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 「横手市子どもの権利宣言」案の検討について 2 こどもまんなかワークショップの開催について
令和7年8月5日		こどもまんなかワークショップの開催
令和7年10月5日		「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in よこての開催
令和7年11月27日	令和7年度 第3回子ども・子育て会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状交付 2 会長及び副会長の選任について 3 「横手市子ども・子育て支援事業計画」第3期計画 令和7年度上半期事業実績について 4 横手市こども計画骨子案の検討について 5 横手市教育・保育施設整備計画素案の検討について 6 令和8年度大規模修繕事業計画の選定について
令和8年1月20日～ 令和8年2月24日		市民からの意見募集（パブリックコメント）の実施
令和8年2月17日	令和7年度 第4回子ども・子育て会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 横手市こども計画素案の検討について 2 第3期横手市子ども・子育て支援事業計画（追記） 3 乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業の利用定員の設定について 4 その他

横手市こども計画

～こども・若者がまんなか 笑顔で育つまち 横手～

令和8年3月

編集・発行：横手市市民福祉部 子育て支援課
〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号
電話：0182-35-2133 FAX：0182-32-9709
ホームページ：<https://www.city.yokote.lg.jp/>